

令和5年9月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和5年9月14日（木）

令和5年9月19日（火）

令和5年9月28日（木）

令和5年9月29日（金）

令和5年10月3日（火）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和5年9月14日（木）	7 頁
令和5年9月19日（火）	59 頁
令和5年9月28日（木）	69 頁
令和5年9月29日（金）	135 頁
令和5年10月3日（火）	231 頁

令和5年9月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	9月14日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ文化部（スポーツ振興課、文化芸術振興課）審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（国スポ・全障スポ推進課） 国スポの準備状況について 〔報告、質疑〕</p> <p>健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育部（教育総務課、生涯学習課）審査 議案乙第19号、議案甲第42号、報告第13号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第11号 〔協議〕</p>
第2日	9月19日（火）	<p>現地視察 市民文化会館（宿町）</p> <p>陳情 陳情第11号 〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第19号、議案甲第42号 〔総括、採決〕</p>

第3日	9月28日(木)	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ文化部(スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課) 審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>健康福祉みらい部(地域福祉課、高齢障害福祉課) 審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第4日	9月29日(金)	<p>健康福祉みらい部(こども育成課、健康増進課) 審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>教育部(教育総務課、学校教育課、学校給食課) 審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>教育部(生涯学習課) 審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第5日	10月3日(火)	<p>現地視察</p> <p>市民体育館(宿町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年9月14日付託]

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) [可決]

議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和5年9月19日 委員会議決]

[令和5年9月28日付託]

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

[令和5年10月3日 委員会議決]

2 報告

報告第13号専決処分事項の報告について

国スポの準備状況について(国スポ・全障スポ推進課)

3 陳情

陳情第11号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書

令和5年9月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

こども育成課長 高松隆次

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長 豊増裕規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、文化芸術振興課）審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報告（国スポ・全障スポ推進課）

国スポの準備状況について

〔報告、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

教育部（教育総務課、生涯学習課）審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

報告第13号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第11号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書

〔協議〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

資料3 ページで御説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

座席につきましては、これまで傷みが著しいものから少しずつ補修をしまいましたが、今年度工事のためホールを貸し止めするタイミングで公演の鑑賞環境の向上を図るため、現座席数を維持した大ホールの客席等を改修するための費用を計上いたしております。

文化芸術振興課は以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、2 ページをお願いいたします。

款10教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節12委託料につきましては、地域交流推進事業委託料の増額補正をお願いするもので、事業内容等につきましては、4 ページをお願いいたします。

まず、目的といたしましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチームのサガン鳥栖、久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わりによって、地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。

事業内容といたしましては、久光スプリングスのホームゲームの市民観戦促進事業といたしまして、10月22日に開催いたします市冠試合を契機といたしまして、SAGAアリーナで開催されますホームゲーム開幕戦、10月21日及び22日に招待させていただきます市民のための無料バスを運行するものでございます。

以上で、歳出に関する御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

おはようございます。

3 ページをお願いします。

市民文化会館改修事業の増額補正についてです。

補正前の額が2億2,620万円で、今回4,500万円の増額っていうふうになってるんで、改修内容はウレタン増量とかいろいろ書いてはございますけど、4,500万円っていう金額の全体の割合がとても大きいように感じたので、そもそも見込んでいない、急遽必要になった4,500万円という規模なのか——これが20億円のうちの4,000万円とかだったら分かるんですけど、2億円のうちの4,000万円ってなると、もともとそのぐらいの想定はできたんじゃないかなと思うので。

改修内容については分かるんですよ。全部必要なものでしょうから。

ただ、4,500万円もの増額補正となると、とても大きいなという印象だったので、その辺りについてもう少し細かく理由も含めて教えていただきたいと思います。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

本年度2億2,600万円程度の工事を予定しております、これが来年の1月の成人式後から2月末まで会館の貸館を止めて行う予定としております。

今回9月に出ささせていただきました座席の改修について、この貸し止めをする期間内に工事ができるということで、その工事内容に舞台設備の工事が入っておりますので、座席についても同じタイミングで工事をさせていただきたいということで補正を出ささせていただきました。

樋口伸一郎委員

理由は分かりました。

ということは、最初にこの予算を立てるときの計画というか、全体的なビジョンの中で、もともと適切な時期を見て補正によってそれをやろうという想定だったってことですか。

石丸健一スポーツ文化部長

当初予算での計上を考えておったんですけども、骨格予算でございましたのでこの分については上げておりません。

その後、庁内調整と、あと先ほど課長が申し上げたように、工事期間中に合わせてしたほうが良いという判断がありましたので、今回計上させていただいております。

6月に上げ切れればよかったんですけど、調整にちょっとかかりまして今回になったということでございます。

田村弘子委員

この座席改修に当たって、文化会館の仕様だったり、どういう方たちがいらっしゃるかをいろいろ私なりに調べさせていただいたんですけど。

どうも1,500席っていうところをととても求められている会館であるというところで、築年数も40年たっている、そして音響設備も良いというところで、鳥栖市にはいろんないいイベントがすごくあって来てくださったりするので、久留米や他市町の方からは、鳥栖は公演をよくやっているよねっていうところがあるんですけども、やはりちょっと私も座席が狭いなど思うところがあったりするので。

改修されるのであれば、全面改修っていうところもちょっと思ったりはしたんですけど、ゆったり感のあるラグジュアリー感のあるような椅子で思ったりしたんですけども、やはり1,500席というキャパシティを求められるところもあって。

そして、子供向けの公演があったりすると、今のちょっと狭い座席のほうが御家族さんにはフィットしていたりするというところもあったり。

鳥栖市には1つしか会館がないので……、福岡市に行ったら、この演目向けはこの会館、この演目はこの会館という振り分けができる中で、市民のキッズミュージカルがあったり、吹奏楽の演奏会があったり、いろんな芸能人の方たちのイベントがあったりという中で、私が伝えたいのは、狭い椅子も必要だ、1,500席っていうところも必要だってなったら、どこか一部だけでも利用料を——特別席みたいなのが造れたりはしないのかなとか、そういうところも含めて今後考えていってもらえたら。

ちょっとお金を高く出しても、いい席とか、ゆったり感で見られる席で、しかも一番いいところで見たいとかいうような。

今ある中で、どういうふうにしていったら——座席が広いところがいいとか、ゆったり感が出るとかいうところを混ぜ合わせてつくっていきけるのかなと思ったりするんですけども、やはり一部だけ料金を高い席にするとかいうのは難しかったりしますか。

石丸健一スポーツ文化部長

料金の設定は、主催事業者——イベンターがされるので、そういう御要望が非常に多ければ、当然、それは考えるべきだったと思いますけど、そういう声はないもので。

ただ、おっしゃるように、より利便性がいいとか快適な状況で鑑賞していただくというのは重要なことだと思いますので、どういうやり方があるか、その辺はよりよい形になるように研究、検討していきたいというふうに思ってます。

ただ、全体的にどうというのは、もうなかなか大規模は難しいので、それはもう建て替えのときにしかならないのが現実的かなというふうに思っております。

田村弘子委員

ありがとうございました。

建て替えというお言葉があったんですけども、今の文化会館の機能だったり、音の反響だったりとかの施設っていうか、今のレベルのものを建てるとしたら、多分物すごく金額が高くなってくると思うので、今ある施設をより長く、そして皆さんが使いやすくニーズに合ったものに少しずつ改修しながら、少しでも長く使っていけるっていう方向も考えたほうがいいのかなとは私個人で思うんですけども。

やはり、演劇の見方っていうところもそれぞれニーズがあると思いますので、この座席の件一つ取っても、狭くてコンパクトなほうが見やすいと言われる方、ちょっとゆったりと見たほうがいいのかという方が、イベンターさんへの要望などがあってくるかと。

あった際には、やはりいい環境でいいものを見てもらうっていうところで、少しずつでも

改修をしていきながら、長く市民の皆さんに使っていただけるような文化会館を維持してほしいと思っております。

ありがとうございました。

成富牧男委員

樋口議員の質問等に関連してですけれども、何で今頃補正で出すのかなってなったら、部長のほうからちょっと説明がありました。

6月に出すべきとは思ってたけど……、みたいに言われたと思いますけど、いろいろ検討をされた中には、例えば、私は少し席を減らしてでも横の幅、それからずっと前から言っていましたけど、ごめんなさいってこうして行き来せんでいいように前もゆったりするみたいなそういう議論はなかったんでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

その議論は昨年度かなり行っておまして、担当課、それから総務課、企画政策部も含め、もうちょっと広いほうがいいんじゃないのかとか、1,500席を維持するとか、両方を両立するのは難しい話だったので、どちらを取るかという議論がかなりなされて、その結果1,500席を維持するという形で方針の決定が昨年度なされております。

そういう方針で行くということで、予算を今後計上していくというのが当時決まっておりましたものですから、それに基づいております。

成富牧男委員

これに関連してですけど、2階の小ホールがありますよね。あれ改修されたでしょう。

全然やってないのかな。私の勘違いかな。

あそこは少し席数を減らされたということはないですか。

その時席数を減らしてゆったりとかいうやつはなかったんですか。

藤田昌隆委員長

答弁できますか？

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

数年前に耐震の工事をした際に数席減らしているということはございます。

成富牧男委員

例えば、このホールはマックス何席でとかちゃんと表示するやないですか。

それでいうと何席から何席になったんですか。

藤田昌隆委員長

もし今報告できなかつたら後でしてください。それでいいです。

成富牧男委員

小ホールのほうをしたんやったら、これもやっぱり検討して欲しかったなと思うんですけど。

それでお尋ねしたいんですが、今ここで具体的な数字は求めませんが、あそこでイベントをやって、満席っていうのはどれぐらいあるんですか。

今またすごいのがどんどん来てるようですから、前とは違うかもしれませんけど。

かつてかなり有名な人が来て、そういう人の公演があってもなかなか満席にならないという話も前はあったんですけど、この一、二年、二、三年でもいいですが、あそこが満席になる率というのは——多分細かい数字で人員を出してあると思いますので、どれぐらいですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

昨年落語を行ってございまして、三遊亭圓歌独演会というのがございまして、その時小ホールほぼ満席になりました……

成富牧男委員

すみません、今お話を大ホールのほうに移してます。大ホールの話でございます。

大ホールでいろいろやった中で、今、1,500席を維持したいという方向に決まったということですけど、満席が何割ぐらいあるんですかねって、具体的な数字があればなおいいですけど。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

昨年度の事業実績で申し上げますと、今年の2月ですけれども、宝飾時計という公演が4回ございまして、トータルで5,802名の方にお越しいただいております。

また、2月には、ザ・クロマニヨンズツアーがございまして、そのときは1,221名の方に御来場いただいております。

それから、近藤真彦さんのツアーもございまして、その時は1,331人御来場いただいております。

また、ウルトラマンの公演もしておりますけれども、2回公演で合計2,240名の方に御来場いただいております。

また、今年度上半期の鳥栖市文化事業協会のほとんどの事業では満席に近い数字が出ております。

具体的に申し上げたほうがよろしいですか。

成富牧男委員

1,200席ぐらいを満席と言われてますけど、満席は1,500席ですよ。私がちょっとずれると思いますけど、特に地元の人たちが催しをしたりするとき——地味な公演ですね。

もう満席にならないので、これからこっち側には行かんでくださいってというロープを張っ

て、真ん中に集めるみたいなことまでされていたと思うんですよ。

あその1,500席を満席にするというのは結構——例えば今言われた中でも何かいろいろ工夫をされてやられてる部分もあるんじゃないかと思うんですね。

満席にするために何かいろいろな形で増えるようにしたとかそういうことも含めて、極端に言うと、1,500席の中に1,000席でも集めるっていうのは集めるほうからすれば結構難しいですよ。

特に自主的に自分たちでやろうとした場合の、いわゆるイベントじゃない何もないような人だけど、この人の公演を聞いてほしいとか、演劇を見てほしいとかいうときに、やっぱり寂しい状態のときありますもんね。

さっき田村議員も言ったように、例えば演劇やったら100席幾らの少数なやつから600席ラインとかいろいろあると思いますけれど、そういうところも研究されて——私の意見は、300席ぐらい少し減らしてでもやればよかったのか、座面とか背面のウレタン増量とか勉強会でこの話があったときに、えーって多分委員長も声を上げたと思いますけど。

以上です。

意見しか言いません。

藤田昌隆委員長

意見、要望として聞いておきます。

椅子とか、あと予定は？

予定と、ここにカーペットとして出ただけで、公演が始まっているときに場内を暗くして、階段のライトをもう少し——上映とかいろんなことをしてるときに、足元をきちんと誘導する工夫はされてるんですか。

今後の予定と、もうこれで終わりなのか、これが総額の最終なのか。

細かいことだけど、そういうのも私は必要かと思うんですよ、特にこれは市民会館ですからね。

さっき言った、料金を上げてどうのこうのというのは、例えば、キャナルシティとかああいうところは金をかけてがんがん高く取っていいんだけど、あれは市民文化会館ですから。

だからあんまり価格がどうのこうのというよりも、むしろそういうきちんとした細かい配慮をしたほうが市民文化会館としての本当の機能じゃないかなと思ったんですが、御答弁をお願いします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

あくまでも市民文化会館は公立の文化施設ですので、より市民の皆様にお楽しみいただく、古い建物ではありますが、安全に御鑑賞いただくということで改修等を進めさせていただき

たいと思っております。

藤田昌隆委員長

今後の予定と、さっき言った足元のそういう工夫はされたんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

主催者さんによっては、演出上いろいろ設定がございますけれども、こちらで主催する分については、そういう足元の電灯につきましては、本番前に切れているもの切れてないもの確認をして安全に公演を御覧いただくようにしております。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

小ホールにつきましては、今回の大ホールと同じような内容、座席の改修を来年度させていただきますとは思っております。

藤田昌隆委員長

で、それで終わりかな。文化会館の最終的な大改修の内容はこれで終わりですか。

同じようなあれを来年度して、ほかに例えば、外をもう一回塗り替えるとか、そういうやつが予定に入ってるんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

平成30年度につくりました長寿命化計画に基づき5年間かけて改修を行っておりまして、今年度が最終年度でございますので、長寿命化の大改修につきましては、本年度で終わる予定でございます。

藤田昌隆委員長

これで終わりということですね。

石丸健一スポーツ文化部長

先ほど田村議員からありましたけど、施設を長く使うための長寿命化の改修工事ですので、バージョンアップとか何かそういうのが必要であれば、またその時点で計画を立てていくということになるかと思っております。

藤田昌隆委員長

分かりました。

飛松妙子委員

では座席についてお尋ねいたします。

1,518席のうち1,370席を改修とお聞きしましたが、1,370席で間違いはないのかと、改修しない予定の200席は固まっているのか、どの辺りになるのでしょうか。

お尋ねいたします。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

1,518席というのは、車椅子席まで含めた座席数でございます。今回改修いたします座席につきましては、1,373席となります。

残りの133席につきましては、平成29年から傷みの著しいものから少しずつウレタンの入替え等を行ってまいりましたので、今回、座面・背面のウレタン増量等を行うのは1,373席ですけれども、肘あての取替えにつきましては、車椅子席等を除きます、1,506席分全部取替えをさせていただく予定でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

今までちょこちょこ改修してたので、今回は1,373席が対象ということですね。

あとこの座席が、座面・背面のウレタン増量、生地の手替、肘あて取替えということですが、全く同じ状態なのか、何か変化がありますか。

この座席の改修の中身は、今までと全く変わらないのか、何か変わったことがあるのか。

石丸健一スポーツ文化部長

基本的にはほぼ一緒ではございますけれども、古いとやはりへたってきますので……、昔と今では素材自体もかなり変わってきております。

現地視察いただきますので、座って比べていただけたらと思います。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

それと先ほど工事期間のことをおっしゃったと思うんですが、もう一度工事期間を教えてくださいたいと思います。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

大ホールの改修にいたしましては、令和6年1月10日から3月上旬まで。

小ホールに関しましては、1月10日から2月上旬で貸し止めを行う予定でございます。

飛松妙子委員

ということは、来年1月から使用ができませんよっていう御案内はどのような周知をされますでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館は1年前からの予約を受付しておりますので、既に貸館の申込みがある際にはお伝えしておりますし、ホームページ等にも掲載をさせていただいております。

飛松妙子委員

では、工事があるのは中だけなので、特に外観といいますか、その周りで市民の方が通ったりするところで危険はないということによかったんでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館の工事に関しては内部の工事ですが、今市民公園の工事があっておりまして、第1、第2駐車場の工事は終わっておりますけれども、9月中旬以降は会館前のインターロッキング等の改修工事が予定されております。（発言する者多数あり）

藤田昌隆委員長

石丸部長きちんとお願いします。

石丸健一スポーツ文化部長

インターロッキングとは、タイルじゃないですが、タイルのようなちょっとおしゃれなお家にあるようなタイルの大きいようなのを敷き詰めたような……。

藤田昌隆委員長

飛松議員、現地視察できちんと現場を見たら一番。全て現場です。

飛松妙子委員

分かりました。

御説明をよろしく願いいたします。

以上です。

永江ゆき委員

一つは、やり替えるときに座席はそのままの状態でされるんですか、それとも運び出してのことですか。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

座席のほうは、運び出して工場のほうで改修とか張替えをして、終わったものをまた納品していただくという形になります。

永江ゆき委員

そうしたら、車椅子のゾーンはどこになってますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館大ホールは前から50音順になっておりますけれども、「あ列」から「あいうえお」となってるんですけれども、「こ列」の両サイドが車椅子席ということで、木の枠で囲んでありまして、そこに車椅子の方が御観覧いただくというスペースになっております。

永江ゆき委員

随分昔の話になるんですけど、一回車椅子の方を連れていったことがあって。

その当時は、スピーカーがあってステージがあって一番前だったんです。

すぐうるさくて逃げようがないっていうか、そういうところだったので、ちょっと後ろということで、変わってるんですね。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

左右の出入口が前のほうにございますけれども、ちょうど「こ列」のところに入出口がございます、その出入口から入ってすぐが両側車椅子席になっております。

藤田昌隆委員長

これも現場で見てください。

永江ゆき委員

分かりました。

ありがとうございます。

やっぱり端のほうじゃないと取れない感じですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今の座席が固定になっておりますので、現時点では入り口から入ってすぐのところを車椅子席とさせていただいております。

永江ゆき委員

今のところ固定で、座席は外してやり替えられるので、真ん中の辺りに1つ取れないかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

藤田昌隆委員長

それは車椅子の位置を端じゃなくて真ん中についてという意味ですか？答えられる？

石丸健一スポーツ文化部長

ちょっと検討しておりませんので、検討させてください。

永江ゆき委員

ぜひよろしくをお願いします。

それともう一つ、カーペットと肘あての素材を教えてもらっていいですか。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

素材っていうと、張替えになるので、生地は今と同じような形になるんですけど……

藤田昌隆委員長

質問の意味は。

永江ゆき委員

何で言ってるかっていうと、少しでも環境に優しいものを使っただけならなと思って。

今何を使っただけじゃなく、今度は何が使われるかっていうのを聞きしたかったんです。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

すみません、ちょっと生地の内容までは把握しておりませんので、確認をしたいと思いま

す。

藤田昌隆委員長

後で報告をお願いします。

永江議員よろしいですか。

永江ゆき委員

はい。

中川原豊志委員

地域交流推進事業のほうでよろしいですか。

150万円の内訳については、バスを借り上げるというふうなことでお聞きしていたんですが、10月21日、22日で、1日1,000名ずつでバスは7台ぐらいって言われましたかね。

全員がバスに乗れるわけじゃないんですが、バスに乗れない方は各自で来ていただくような形になるのかということと、当日久光スプリングスさんから1,000名分のチケットを頂くような形になるというふうにお聞きしたような気がするんですが、当日SAGAアリーナをいっぱいにするために、ほかに久光スプリングスさんのほうで盛り上げるために取り組まれているイベントを、市のほうで知ってることがあったら教えていただきたい。

小川智裕スポーツ振興課長

まず、今回150万円増額補正をさせていただいておりますけれども、両日ともに7台のバスを積算として予定をさせていただいております。

乗れない方の対応といたしましては、SAGAアリーナがパーク・アンド・ライドを推奨しておりますので、駅前不動産スタジアムの駐車場を開放しまして、JR鳥栖駅から会場のほうに行っていただくということで、駐車場の開放を予定をさせていただいております。

JRの運賃につきましては、個人負担をお願いをしたいところでございます。

あと、盛り上げるための――今回市のほう、両日ともに1,000名無料招待ということで、それ以外につきましては現在把握している分でいくと、県がつくっている、県のVリーグ振興協議会のほうで、県民の1,000名無料招待及び割引チケット、県民割の事業のほうを行っているところでございます。

あと久光製薬さんとしましては、把握しているところでいくと、社員の方への声かけというのは積極的に行われてあるということはお伺いしております。

ただ、それが一般的な方を対象にして何かされてあるというのは、情報としては把握していないところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

鳥栖市で設置しております、宿泊衛生専門委員会で作成いたしました第78回国民スポーツ大会鳥栖市弁当調製施設募集要領に基づきまして、現在業者を募集しております。

応募の締切りは9月29日までとしておりまして、業者の選定に至りましては、別に作成しております、選考基準に基づきまして業者選定をすることとしております。

なお、リハーサル大会のお弁当につきましては、競技団体が選定された業者にお願いすることになっております。

説明は以上でございます。

藤田昌隆委員長

非常に早口で、皆さん分かったでしょうか。

一つは、議員の皆さんたちには依頼があって、今度のリハとかそういうときには、書類とかそういう中に役員として名前が載りますよ、しかし実際は何もせずに、ともかく名前を貸してくださいということです。

実は、依頼は早くからタブレットのほうに来てたんですが、何の説明もないままだったので今日の報告になりました。

それと、今弁当調製の話がありましたけど、リハーサルは県のほう？

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

各競技団体にいろいろ頼まれているところがありますので、私たちがするならばそこをお願いするというような形になります。

藤田昌隆委員長

鳥栖市弁当調製施設募集というのが、市内の例えば中央軒とか光林飯店とかああいうところに弁当を作ってっていう頼み方かな。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

基本的には鳥栖市に事業所とか製造するところがあるところということが条件に上がっておりますので、鳥栖市に何もなければ応募資格はないということになります。

一日当たり多いときで900食を超えるようなお弁当を注文することになりますので、そういう対応ができるようになります。

ある程度大きいところではないと対応できないのかなとは考えております。

藤田昌隆委員長

この弁当に関しては、まず県が募集をかけたとかいう話じゃなかった？

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

県が募集ではなくて、県が県内と近隣のそういうお弁当業者に対してこういう国スポがあるけれども、お弁当の調達とかそういうのが協力できるかというようなアンケート的な調査

をされたということでございます。

藤田昌隆委員長

それでそのアンケートの結果、鳥栖市は鳥栖市でという形になるわけ。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

アンケートの結果は県から頂きましたけれども、例えば、1人しか従業員がいなくて1日50食しかできないようなところもできるとかされていたので、そういうところは基本的には——一日に900食頼むこともありますので、そういうところは多分応募をされないのではないかと考えています。

市内の大きなお弁当屋さん——限られてますけれど、そこに頼むことになるのかなと考えております。

永江ゆき委員

それは1か所に900食頼まなきゃいけないですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

応募の状況にもよりますが、応募があつて選考にかかったところの業者数によっては、複数の業者で割り振って、振り分けて対応していくことも考えております。

飛松妙子委員

私もちょっと1者じゃ厳しいんじゃないかなっていう気もしててですね。

できれば複数事業者さんがいて、何かあつたときの対応もできるようにできたらいいのかなと思いましたので、また決まりましたら御報告よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

やっぱり食の安全は——値段もあろうけど、最初はきちんとした施設で、きちんとした安全な安心なものを作ってもらわないと、鳥栖で何かあつたら恥になりますから。

ぜひその辺はきちんとやっていただきたいと思います。

永江ゆき委員

募集の仕方ってどういうふうにされてるんですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

ホームページ上で募集をしております。

永江ゆき委員

例えば、1日900個作れる業者さんとか？

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

900食という具体的な数字は出しておりませんが、大会期間中毎日300食を超えるお弁当が準備できるとかいうのは条件に入っております。

永江ゆき委員

例えば、市内の業者さんで50個ならできるっていうのが10軒あれば、なるべく鳥栖市内の業者さんを使いたいっていう思いであるのか、それともやっぱり300食っておっしゃいましたっけ、それができる方っていう、その辺の比重ってどんな感じですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

施設の調製能力、募集の条件としまして、平日、土曜日、日曜、祝日ともに1回300食以上が提供できることっていうことにしておりますので、50食が10者とかということではなくて、1者で300食以上は作っていただくということを選考基準としております。

永江ゆき委員

そうしたら、100食ならできるけど、300食はできないという人は応募しないということですよ。そんな感じでいいんですね。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

そういうことになります。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

成富牧男委員

要は、入札でやるということやろう。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

現在公募中ですので、申し込まれたところがうちが決めている選考基準に合っていれば採用ということになりますし、合っていなければ不採用ということになります。

今のところまだ応募はあっておりませんので、どういう業者が来るかは分かりません。

成富牧男委員

そうしたら、基準を満たしたところが複数上がってくる場合もあるわけよね。

そのときには何か考えてあるんですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

複数の業者が上がってくれば、一日の割合を3者なり2者なりで割るなり、曜日とかで割るなりして対応していきたいと考えております。

成富牧男委員

基準にあっているところは両方ともお願いするということですね。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

続きまして、節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、毎月実施の被保護者調査において、国から調査項目の追加等が示されており、既存システムの改修が必要となったことから、その費用に対する国庫補助金でございます。

国の補助率は2分の1となっております。

詳細につきましては、歳出にて説明いたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく資料2ページの2段目、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い同組合から負担金返還金を受け入れるものでございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

次に歳出について説明いたします。

同じく2ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、資料3ページの主要事項説明書を御覧ください。

この補助金は、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設等において利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な改修等を実施する事業者に対し補助金を交付することで入居者の安全を確保することを目的とするものでございます。

事業内容といたしましては、轟木町にございます認知症高齢者グループホーム、グループホーム安心とどろきの非常用自家発電設備の設置にかかる費用及び山浦町緑が丘にございます認知症高齢者グループホーム、グループホームみどりヶ丘の大規模改修、具体的には、床、空調、トイレの改修にかかる費用について補助金を交付するものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費、節12委託料のシステム改修委託料につきましては、毎月実施の被保護者調査において国から調査項目の追加等が示されており、生活保護のシステム改修が必要となりましたことから、その改修のための委託料でございます。

システム改修の内容といたしましては、令和6年4月分からの調査に申請件数等の追加項目として、葬祭扶助、出産扶助等の一時的扶助の件数及び保護廃止の理由区分に累積金の増加の件数などが追加されております。

また年次調査分につきましては、教育扶助等の受給状況の調査項目に加え、学習支援費の受給状況について、前年度1年間の受給人数及び受給額等についての項目が追加されております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

成富牧男委員

まず、歳入の款22雑入です。

補正額が4,900万円かな。

これ、どれぐらいで推移してるんですか。

何で聞くかという、結構多くないかなと思って。

もう少し精査か何か——組合との関係でいうと市のほうから組合に注文つけるという話でしょうけど、この何年かの推移とか分かりますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和3年度が、4,465万1,795円。

令和2年度が、6,125万3,400円。

令和元年度が、4,580万7,140円。

平成30年度が、4,301万3,669円ということで、大体4,500万円前後という返還金が例年出ているみたいです。

以上です。

成富牧男委員

御丁寧な説明ありがとうございました。

これはもう感覚の問題で、それなりに組合も予算規模も大きいので、私も確たる証拠で大き過ぎるじゃないか、もう少し精査しろっていうところまで言えるわけではないんですけど。

やはりそれぞれほかの市町も分担金を出してあるわけですから、そのところちょっと牽制じゃないけど、そこら辺をよろしく願いしたいなと思って質問しました。

もう一点、今度は歳出です。

歳出の節18負担金、補助及び交付金で轟木町の九州メディカル・サービスさん、よく頑張っておられるんだと思いますけど、よく名前が出てきますけどね。

今回はこの2者しか手を挙げたところがなかったのかどうなのか、それだけでいいです。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは、県のほうから設置権者といいますか、のほうに各施設に対してこの補助金についての手を挙げてくださいというのを通知をしてるんですけども、今年度手が上がったのがこの2件で、2件とも国庫補助のほうに採択をされたということで補正に上げさせていただ

いております。

成富牧男委員

分かりました。

以上です。

樋口伸一郎委員

同じく3ページで質問というか、目的とか事業内容に異論等があるものじゃないですけど、ここ数年のお金の流れとかについて今回の補正の絡みで教えていただきたいんですけど。

幾つかあるので順番に行きますね。

2番のグループホーム安心とどろきさんの補助の県の予定額については773万円で、補助率10分の10で上限773万円ということですが、これは令和4年の当初予算で同じ内容の整備事業補助金ということで4,870万円出てますよね。

その中で多分、今後整備予定ってということで、地図まであって、ずっと進んできてると思うんですよ。

令和4年の当初、1年後にまたこの補助が要るということ自体が僕ら専門的でもなくて分からないのでその整理がつかんもんで、今回との性質の違いとか、当初においてはこういう予定であったが今回の補正についてはそれとは違って、こういうものによって773万円が補正で必要だったんだという御説明をいただきたいなど。

竹下徹高齢障害福祉課長

今回補正で上げさせていただいてる分は、安心とどろきっていうところで、ここが3棟ほどあります。

令和4年に整備補助金で当初予算出していた分は、新しく施設整備をされる分についての補助金で、それが施設整備と開設準備の補助金で4,000万円以上ですけど、今回上げてる分については、それ以前に建てられた分で、建築から10年程度経過されている部分について今回非常用発電設備を設置——地図に落としてますけど、丸で囲んでいるところが今回対象となっている施設です。

令和4年の当初に出していた施設整備は、日子神社のすぐ南の門のところになりますので、別の施設という形になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

簡単にいうと別々のもの。

名前が一緒で、何番館とかついてるけんちょっと分かりにくいけど、最初のは新たにということ、今回はどっちかという改築みたいなので旧施設のほうでやるということですね。

分かりました。

それについてはありがとうございます。

それと次は、グループホームみどりヶ丘についてです。

同じような要領で教えていただければと思うんですけど、これは令和4年9月定例会、去年の同じ時期です。

これは全く一緒の内容です。

内部改修工事、床、空調トイレ改修、これも一緒です。

上限、補助率も同じく10分の10で、上限773万円で去年も出てるんですよ。

これも今回と去年の性質の違いとか、何で今回はまた同じ状況で必要なのかっていうところを教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは全く同じものに対しての補助金になります。

昨年度は佐賀県も9月補正で補助金として計上しています。

9月に予算を確保しておかないとその年度での工事が困難ということでしたが、結果、国の内示が事業に採択されなかったということで、なかったんです。

昨年度については、9月補正をさせていただきましたけれども、事業実施ができなかったということで、令和5年度に再度手を挙げていただいて、今回は内示を頂いているところです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今回はめでたくというか、やっと下りたということで解釈させていただきます。

それで最後に両方一緒ですが、こういう助成金って、内容とか補助率、上限額については理解できるんですけど、そもそも中長期にわたるといって、年度をまたぐということに関しては基準はないんですか、何回でも貰えるんですか。

例えば、過去1回貰ったらもう終わりとか、2回までとか、制度上はその辺どうなってますか。

最後にそれを質問して終わります。

竹下徹高齢障害福祉課長

制度上、1回限りっていうことはないようです。

ただ、1回改修したものをまたすぐっていう話には当然ならないと思います。

樋口伸一郎委員

分かりました、要望です。

必要に応じて必要なものってあるとは思いますが、その辺りの理解というか、認識がどういう内容で――疑ってるわけじゃないですけど、全く同じもので、何回も貰えるから貰おうとかがないように、事業所さんとどういう内容、どういう性質のものかっていうのをしっかり認識した上で、予算の計上とかを御提案をしてほしいと思います。

終わります。

永江ゆき委員

この非常用自家発電っていうのは、施設の何日分ぐらいが確保できるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

この施設の3日分を発電できるという規模だと聞いております。

永江ゆき委員

手を挙げられなかった施設がもし何か災害とかがあった場合に、手を挙げていただけるような声かけとかはされてますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

市から直接はしてません。

今回のこの認知症グループホームについては、広域市町村圏組合が指定権者になっているのでそこから通知は行ってると思いますけれども、ぜひしてくれとかいうところまで声かけをしてるかどうかっていうのは把握してません。

永江ゆき委員

そうしたら、万が一そういうことが起こった場合は何か備えてあるっていうことですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すみません、そこまでは把握してないです。

永江ゆき委員

そこまでは把握しないでもいいんですか。

そういう仕事としては……、違う感じですか。

藤田昌隆委員長

主管が違うけんやろうもん。主管の違いよ。

古賀達也健康福祉みらい部長

こういう高齢者とかの施設につきましては、いろんな状況等に応じていろんな整備があります。

以前は結構、高齢者施設で火災があって、逃げ遅れたとかでスプリンクラーの設置等を国のほうが推奨されて、そういうスプリンクラーの設置の補助とかいう部分はございます。

そういった中で、消防法とかそういう部分での基準とかの改正がなされて、それに伴って

整備をされるというようなところでございます。

現在災害とかもいろんな形で起こっておりますが、そういうところへの備えといたしましては、施設側でもいろんな工夫をされているかと思えますけれども、災害等への備えをするに当たって、当然、自己負担がございますので、それをカバーする形で国として補助制度等を構築されているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

ちょうどお昼になりましたので、暫時休憩をいたします。

午前11時57分休憩



午後 1 時11分開会

藤田昌隆委員長

再開します。



教育部（教育総務課、生涯学習課）

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、教育部教育総務課、生涯学習課関係議案の審査を行います。

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び議案甲第42号鳥栖市放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案第乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)中、教育委員会事務局関係について御説明をいたします。

まず歳入について御説明をいたします。

委員会資料の2ページ目をお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、なかよし会指導員の増員に係る経費に対する国庫補助分でございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金につきましても、国庫支出金で御説明いたしました分の県の補助分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の3ページ目をお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節18負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、先ほど歳入のときも申し上げましたが、不足しているなかよし会の常勤指導員10名分の補充を行うための経費として補正を行うものでございます。

以上、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)中、教育委員会事務局関係について御説明を終わります。

続きまして、議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

議案書の7ページ目になります。

本条例は国の放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴い、市条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員の資格要件について、改正前につきましては、資格認定研修を修了したものであるものとしていたものを、改正後につきましては、2年以内に研修を修了することを予定しているものを含むという文言を追加をし、要件を拡大するものでございます。

このことによりまして、支援員の配置が要件緩和されたことによりまして2年以内に研修

修を受けた方しか採用できなかったが、今後は枠が広がったということで、採用がしやすくなると思ってよろしいでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

これまで指導員の採用自体はできたんですが、先ほどちょっと説明しましたが、支援員という資格がないと支援員としての配置ができない。

この同じ条例の中で、支援単位につき原則2人支援員を配置すると。

1人については、補助員でもいいというような基準を設けております。

ですので、必ず1人は支援員を1つの支援単位に対して配置をする必要があるんですが、その一—支援員と補助員とあるんですけども、その支援員という部分に、2年以内に研修を修了することが見込まれるものをみなして配置ができるということで、現場としては、雇用する際にそういう2年以内に研修が修了をすると見込まれる者を雇い入れて支援員として配置ができるというメリットがあるというふうに考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

では、支援員になるためのその研修は、どのくらいの期間、時間、日数、単位とかそういうのはございますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この支援員の資格を取るためには、基本的に2,000時間ぐらい実務を経験した上で、その資格の研修に行くことができるようになってるんですが、保育士とか社会福祉士、学校の先生など基礎資格を持った方はすぐに研修に行くことができるようになっております。

そういった保育士などの基礎資格を持った方を雇った場合には、その該当年度の資格認定研修に参加をさせ、研修を修了させるっていうこともできますので、そういうことで2年以内ということで期間を区切っているということでございます。

飛松妙子委員

では、その最終的に行う研修は、どこの部署のどなたがされるのでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

基本この研修は、都道府県が行います。

ただ、政令指定都市とか中核市についても研修を行うことができるようになっているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、佐賀県内で支援員を雇用する場合は佐賀県での研修ということなのか、他都道府県どこでもいいということなのか、教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この資格認定研修については、佐賀県が行うものには限りません。

ほかの政令指定都市とか福岡県とかそういったところで研修を受けられて、支援員の資格を取った方でも支援員として配置ができるということでございます。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

それから乙19号のところで、先ほどのなかよし会の補助員の増員と支援員ですかね、常勤指導員10名分ということで、この補助員は何名分の予定でしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

補助員というよりは、補助員とか支援員の資格を持った方、持ってない方に限らず、10名分を予定しているところでございます。

藤田昌隆委員長

私から1つ。

2年以内に当該研修ってあるけど、今、新聞報道とかで、保育資格を持っていても、人格を疑うよねっていうやつがいっぱい出てくるやん。

その中で、先生なり指導者になるために枠を少し緩めて、2年以内とした場合に問題というか、指導する先生たちのレベルが落ちるとかない？

入って2年以内にちゃんと資格を取ればいいとあるんだけど、免許を持ってる先生でさえ、わけの分からんことばかりしよるとに、ただ人を10名確保するためにこの条例をこれだけ緩めて大丈夫かなと心配になります。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど来、御説明の中で申し上げておりますけれども、この2年以内に研修が修了できる見込みの者っていわれる方については、いわゆる保育士や社会福祉士などの資格を既に持っている方もしくは2,000時間以上実務経験があるような方が対象となるというふうに考えますので、この支援員としてみなして配置をする方については、御心配のところについては大丈夫なのかなと我々は考えております。

藤田昌隆委員長

免許を持っていても——例えばこの前、子供を車の中に9時間で死なせたとかあるけど、あのおばあさんは介護士よ。

そういう人でさえも何か考え事をしてて、9時間半もして死なせたとか。

だから、面接とか途中のチェックとか業務の評価、ああいうのをきちんとせんと、人間だけ10人集まりました、ところが、実際には使い物になりませんでした、なら困るけんね。

その辺の評価とか途中でのチェックを厳重にやってもらわないと心配でならないんですよ。

ということで、これは要望も入りますが、ぜひお願いします。

成富牧男委員

今の10名分のところですか。

さっきの話では、支援員、補助員含めて10名っていうふうに言われましたかね。

この10名分の内訳はどういうふうに計算したんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この10名分の積算につきましては、いわゆる報酬と想定される超勤の分、それから社会保険料などいわゆる人件費に係る分を年間1人280万円程度というふうに想定をしております。

今回9月補正ということもありますので、10月以降の半年分の140万円の10名分ということで1,400万円ということで計算しております。

時給換算いたしますと、補助員と支援員では差が若干ありますけれども、そこはいわゆる常勤職員ということで今考えておりますので、補助員で雇う場合と資格がある支援員で雇う場合は若干違いますが、基本的に一人頭140万円ということで計算をして10名分ということでございます。

成富牧男委員

さっき委員長が言われたことも考えるなら、できれば補助員でない人10名がいいですよ。

そこまでの金額は予算には上げてないという意味ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたとおり、常勤で考えておりますので、基本的には支援員として雇える金額で考えております。

成富牧男委員

簡単に言うと、補助員じゃなくて支援員10人分？

その中で補助員の人しか雇用できなかつたら、余るぐらいの金額を補正するということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

支援員の資格がある方の常勤というところで基本的には考えているところでございます。

ただし、先ほど来申し上げている、その支援員の資格を持ってある方が来られない場合もありますので、その場合は資格としては補助員ということになります。

ただし常勤の職員ということで考えております。

成富牧男委員

質問が悪かったかもしれませんが、この10人分というのは正式な支援員10人分ですか。

という意味です。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

それで、支援員を60人ぐらいに増やしたいわけやろう。今38名かな？

そのところ、現在どれだけ確保したいと目指しているのか、そこら辺を教えてもらえますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

なかよし会の職員については、いわゆる常勤指導員っていう方と代替の指導員という方と大まかにはそういう分け方になっておりまして、今回が常勤の指導員ということで考えております。

そして、今38名ほど常勤の指導員がおりますけれども、最終的には今建設中の鳥栖小学校、麓小学校などの建設が終われば、来年度4月からは19クラブか20クラブになるというふうに考えております。

我々としては、そこに常勤の指導員を3名ずつは配置をしたいというふうな考えを持っておりますので、それで単純に計算すると20クラブで60名が目標というような形にはなろうかと思っておりますので、それに向けて今指導員の確保をしていると。

ただし、今回なぜ10名分かといいますと、今から来年の4月までについて時間的なものも考えると、60名っていうのはちょっと現実的ではない数字になりますので、来年4月に予定している20クラブを開ける最低限度というか、現在の常勤の配置の人数並みの配置ができるようにする必要があるため、10名は必ず確保するという予算を今回お願いしているところでございます。

成富牧男委員

かつてから見ると大変頑張っておられるというのはもう認めているわけです。

さっきから言ったように支援室までつくって……、それはそれとしてお尋ねしたいのは、今まで特に樋口議員がいつも言っていた、保育士の嘱託員さん、今でいうなら会計年度任用職員さんは、予算は取ってるけど実際来る人がおらんで、最終的にどーんと執行残で落としましたよね。

もうちょっと処遇改善——賃金を上げないとなかなか難しい。

予算措置はしたけれども、結果2人か3人やっただすもんねとならんやろうかということをや非常に心配してるんですが、今回の予算はそういう予算が含まれてないということですよ。いわゆる賃金を引き上げるための給与改善。

応募が増える条件の一つだと思いますので、賃金を上げるというそこは今回は上がってない？

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回はそういった意味での賃金改善分というものは含まれておりません。

成富牧男委員

市長も、みんなの前で全力で支援しますと宣言しておられますので、遠慮しないでぜひ。

12月補正もまだありますし、いずれ来年度の当初予算もありますし、いわゆる処遇改善の分まで予算要求するぐらいの意気込みが欲しいんですが、ちょっとそこら辺、部長かどっちか。

姉川勝之教育部長

先ほど来から成富委員のほうからいろいろ御質問頂いておりまして、途中経過の状況も含めてとかというお話もいただいております。

現在協議会の中では様々な議論のほうをされておりました、その中で利用料改定のほうが決定されております。

その中の別のものとしては、職員の処遇のこととか、それに伴って、例えば、今回一般質問のほうで答弁をいたしておりますが、支援員の高齢化というのも大分問題化してる部分もあります。

実際そういったものに対して、どういう対応が必要なのかとかについては、様々な協議会のほうで検討されておりますので、そういったものを踏まえまして、必要なものについては予算化に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員

議案甲第42号について質問です。

この条例を改正することについて、児童福祉法の34条とかを確認させてもらったら、そこに従事する者とかについては厚労省で定める基準を参酌するとかあるんですね。

でも、今回上程されている改正条例案についての2年間の部分とかにおいてだけは、鳥栖市だけで、完全に単独でもう決めていけるっていうことで解釈しとっていいんですか。

それとも何かそういう基準となるものがあって、そこからたどっていったらここまではできるという中でやったのか、それとも鳥栖市の現状を見たときに、鳥栖市だけでやれるし、やろうかっていうふうに鳥栖市だけで考えて——まずその経緯を教えてくださいませんか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この基準につきましては、以前は先ほど委員が言われました基準というのがあって、厚生労働省がそれを守るべき基準ということでされておりましたが、先ほど委員のほうから御案内があったとおり参酌基準に変わっておりますので、ここについては、その基準を参酌しながら地方自治体で決めることができるものになっております。

ただ、それとは別のこの補助事業の実施要綱の部分で、国のほうはこの2年以内という部分を今年度から改正をしておりますので、我々は実施要綱に準じて今回条例の改正をお願いしているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは教えてほしいことです。

放課後児童健全育成事業の、設備もありますけど運営に関する基準っていうのがありまして、その職員のところ、10条のところには――私が確認した資料が古かったら教えてほしいんですけど。

確認した資料は、平成32年の3月31日までは都道府県知事が行う研修を修了した者っていうのが含まれるようになってるので、ここは何か新しくなってるのか教えてもらっていいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

厚生労働省が示しておりますこの基準については、その職員のところ、今回条例改正をお願いしている部分と同じところですが、ここについては、先ほど申し上げた時限的な措置として、厚生労働省は平成32年3月31日までに修了した者を含むというようなことで時限的な措置として基準を示しておりましたけれども、鳥栖市においては、実は令和5年の3月31日までの時限措置としてその条例を持っておりましたけれども、それが令和5年3月30日で切れておりました。

なおかつ、基準としては延長されておらなかったもので、切れたままになっていたんですが、先ほど申し上げたとおり、違った補助事業の実施要綱の中で、国はそういう2年以内に修了した者を支援員としてみなした場合も補助に該当させるということで、補助員の実施要綱のほうを改正いたしまして、我々としてはそっちのほうを採用して条例改正を今回お願いをしているということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

分かりました。

令和5年の3月31日であれば、現状を見たときにこの条例改正をしておくことで、またそ

れが2年間というのが入るからですね。

ただ、今御答弁にあったように、聞き取り間違いだったらすみませんが、お金の部分というのがちょっと聞こえてきたんですけど。

そうすると、さっき成富議員が言われたような独自の補助の部分とかにおいても——条例上とお金となると全然関係ないものなのかもしれんけど、鳥栖市だけで検討してやりやすくなるのかなって勝手に思ったんですけど、そこはどうですか。

例えば、ちょっとお金を増やすとか条例上のものじゃないんでしょうけど、賃金とかにおいて条例と賃金の兼ね合いは。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

なかよし会も含めて、この放課後児童クラブを運営する団体については、いわゆる民営の組織で運営をされておりますので、直接的に市の条例などがその賃金に反映するという事はないということになります。

なかよし会については、給与などを決めている就業規程の中で鳥栖市の会計年度任用職員に準ずるといような取扱いをいたしておりますので、そこら辺との兼ね合いもありまして、お金が、原資があるから賃金をすぐに上げるというような仕組みには今のところなっておりませんので、その今後人件費に係るところについては、議論が必要かなというふうに考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

最後の質問です。

じゃあ賃金はさておきまして、先ほど委員長が質の担保が損なわれてはいけないっていうようなニュアンスのこともおっしゃったんですけど、やっぱりまず数の確保というのは必要なことかなと私は思っております。

例えば、この2年間の資格を取ろうとする期間っていうのが鳥栖市においては、参酌すべき基準というふうになってるんで、どういうふうにするのがベストか分からないですが、そこで働く支援員となろうとする人、極端な話、2年間じゃなくてそこでそういう目的を持って働こうとする人をそこで働いてる間に支援員の資格を取ろうとする人に2年間という制限を設けないということもできるんですか。

これに2年間って入ってますけど、極端な話、もっと緩めることもできるんですかっていう質問です。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたとおり、そうしてしまうと、国、県から頂く補助金の実施基準を満たさないようになってしまうので、そこで、国、県からの補助金についてその方の分について受

け入れられなくなる可能性が出てくるかと思えます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

段階的に1段階目がこれということで、あとは状況を見ながらその時の環境が今鳥栖市にどうマッチしてるかっていうのは検討されるということでもいいですか。

御質問というか、お答えができればお聞きして終わります。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

支援員の状況については、やはり全国的に人材不足ということもあって、こういった補助金の基準の緩和ということがされているかというふうに思っています。

鳥栖市としてもそういったことも踏まえて、できるだけ支援員の確保ができるような制度を考えていく必要があるというふうに思います。

先ほど委員長からもおっしゃっていただいた、やはりある程度の質も確保をすることが重要だというふうにも考えますので、この基礎資格を持った方について、2年以内に資格を取らせるということでみなすという分が現状ではいいのかなというふうに我々は考えます。

樋口伸一郎委員

今のお答えで分かったんですけど、取りあえず今のこの改正案のほうでそういう環境をつくって、それで進んでみて、その環境が今から先鳥栖市がどういうふうになっていくかやってみないと分からないじゃないですか。

それをまた、今後1年なり2年なり効果がどういうふうに出たかっていうようなのもちゃんと振り返ってみたりするようなことはされるんですよっていうところですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ありがとうございます。

委員がおっしゃるとおり、このことが支援員の確保、あと資質の部分についても担保されるのかっていう部分については検証して行って、また今後の施策というかそういったところに生かしていきたいというふうに考えます。

樋口伸一郎委員

その辺りも、その以降のことも委員会のほうにいろいろ教えていただいたりすることも含めてよろしくお願ひしときます。

成富牧男委員

短く終わります。

鳥栖市だけ見てると、もうちょっと頑張ってもらえばいいのにとか思うけど、佐賀県全体を見ると、鳥栖市よりずっと後を行きよるような実態があるみたいだから、県内のそういう

支援員の状態については、決算のときにでも紹介してください。

私が聞いたところでは、鳥栖市でいうなかよし会の正規の支援員さんみたいな人もいなくて、全くリレーゾーンもなくてつぎはぎだらけという話も聞きます。

だからそんな話もちょっと聞かせてください。

私たちもよそから見たら頑張ってるという話もしてもらっていいですか。

終わります。

藤田昌隆委員長

答弁要りません？

成富牧男委員

はい。

飛松妙子委員

実際今いろんな子供たちがいらっしゃって、支援が必要な子供も中にはいらっしゃると思うんですが、今何名中何名の子供が支援が必要なのかというところを把握をされていらっしゃるのか。

それと、支援員の方がそういう子供たちに対して指導ができるような方を充てていらっしゃるのか、その辺りのことってどのように把握をされていらっしゃいますでしょうか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

今年は公式に支援児さんの数字は取っていません。

去年は私も気になったんでサンプリング的に取ってみました。各クラブに40名から70名のお子さんをお預かりしてる中で、大体10名前後はいらっしゃいました。

現場の支援員の話を知ると、その10名というのは、放課後デイに週1日から週3日ぐらい通われてるので、ちょうど今の時期に来ると大半の方が保育の在り方が穏やかでよくなってくると。

ただ、支援の認定を受けないけれども、とっても元気があるという人が同じぐらいいるんです。

そこを今我々が分析するっていう段階にはまだないというのが正直なところです。

もう一つ、研修については、今計画をなかよし会の協議会の中で検討していただいているんですが、そういうオーダーも支援員の中から多いものですから、来年度あたりから組み込めるように検討をしているところです。

以上です。

飛松妙子委員

多分なかよし会の先生たちもすごく大変な思いで支援をしていただいていると思うんです。

先日、知り合いの方と話をしたときに、自分の娘も障害者手帳とかそういうのを受けてなかったんだけど、支援が実は必要な子供だったっていうのを言われて、その方が自分が困りながら育ててきたわけです。

本当だったら自分がなかよし会とかの支援員をできたら、自分が育ててきた分分かるから支援員とかで働きたいと思ってるんだけど、生活を考えたときに、支援員さんの給料ではやっぱり働けないので違う仕事に就くしかないというところをおっしゃってあって。

もし今後そういう支援が必要な子供がいて、せめて学校に1人とかそういう支援ができる、または育てた経験がある方を雇っていただくとしたら、給与面はとてもネックになるんじゃないかなと思ってますので、ここも今後本当に検討していただければなど。

やっぱり子供は未来の宝である、社会の宝であると、市長も言ってらっしゃいますが、本当そのとおりだと思いますし、私たちがそこを育てていかないと、今後の未来がどうなっていくかっていうのが見えてきませんので、教育予算をもっともっと鳥栖市はつくっていかなくちゃいけないなと思ってますので、ぜひ声を大にして予算の確保に向けても取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

大変貴重な御提案ありがたいところで、我々はやりたい、やって欲しいんですけど、利用料の改定とも絡みます。

4,800人の児童の中で800人しか毎年使っていない学童保育。

なかよし会含めて4,000人は使っていない。

市含めて国、県がそこに税金を投入するという、いわゆる受益と負担のバランスというのがやっぱり一つあると思います。

それと利用料で賄えるのかと。

この物価高の中でどういう利用料の上げ方があるんだと、これまた理事会でかんかんがくがくなるんですね。

ですから、一概に事業費を拡大するのは、そのくらい大きな問題をはらんでいるんだというのを客観的に理事会を見て感じるところです。

樋口議員や藤田委員長が言っていただいたように、支援員の数なのか支援員の質なのかあるいは支援児さんの対策なのかって、全部重要になってくる中で順番つけてくださいっていう協議をやってるんですよ。

その中で事業費をどこまで拡大できて、国、県、市に応援していただいてというところを決めてますので、本当に関心を持っていただいたことに感謝している中で、その大事なこと

の中の優先順位の高いところから当然努めていきますので、そういう事業費と料金といろんな
な相関があるということだけ、改めて御理解いただければと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

少しずつ違う方向にというか、本当はそれを十分話した上でということでしょうけど、今
目の前にあるこれは条例の話ですので、ここで止めます。

中川原豊志委員

僕からは要望だけです。

今回の分は、国、県からの補助もあつての補正がついてます。

半年10人分ということで、これをさっき樋口議員、成富議員が言われたけれども、基礎資
格を持つて方っていうのは保育士さんとか介護士さんとかって言われるけど、そこも人手
不足なんですよ。

だから、そういう方っていうのはなかなか来てもらえることが少ないと思うんだけども、
せっかく予算措置してもらったんで、あらゆる手を使って指導員、補助員等の確保をぜひや
っていただきたいと。

したけど来ませんでしたので終わらないように、なるべく努力をしていただきたいというの
だけ要望しておきます。

藤田昌隆委員長

ぜひ全力挙げてください。

以上です。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



報告第13号専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

次に、報告第13号専決処分事項の報告について議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、報告第13号専決処分事項の報告についていたします。

議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。

これは、令和5年4月28日午前11時頃に鳥栖北小学校敷地内において市職員が除草作業をしていたところ、操作する草刈機によって跳ね上げた石が駐車場の相手方所有の自家用車の右側フロントドアガラスに直撃し破損したものでございます。

これにつきましては、相手方が鳥栖北小学校のなかよし会の建設をしてある、作業に来られている方の車に当たってしまったということです。

市の用務員につきましても、なるべく車に当たらないようにしてたんですけど、やっぱり跳ねる石っていうのがどうしてもありますので、フロントガラスに当ててしまったということです。

鳥栖北小学校に現場確認に行きますと、飛ばないようにネットをしてはいたみたいですけど、どうしてもやっぱり隙間と車との関係で割れてしまったということで、今回損害賠償額としては31万5,000円という形で示談ができましたので、今回御報告をしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

賠償額は、10・0？

相手方は置くべきところにきちんと車を駐車してあったと？

佐藤正己教育総務課長

教育委員会と生涯学習課と学校側と話をしまして、ここに車を止めてくださいという指定をした場所に止めてありましたので、鳥栖市が全額見るような形になっています。

永江ゆき委員

31万5,000円って高いような気がするんですけど。

佐藤正己教育総務課長

この方が福岡のほうから通勤をされてる方でしたので、往復のレンタカー代です。

どうしてもレンタカーも必要になってきましたので、その分の費用も含まれているところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 13 分休憩



午後 2 時 19 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



陳 情

陳情第11号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書

藤田昌隆委員長

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書を、全日本自治団体労働組合佐賀県本部が議長宛に出しておりますので、協議の参考とするため、この陳情の要望事項に関し、現在の対応状況等について、執行部からの説明をお願いいたします。

高松隆次こども育成課長

こども育成課高松と申します。

ただいまありました、陳情第11号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書につきまして、こども育成課から対応状況等を述べさせていただきます。

陳情項目が3つございますので、1つずつ御説明したいと思います。

1点目の、OECD、経済協力開発機構のことですけれども、この参加国のうち3歳未満児については、9か国の多くの国で保育士1人当たり5人以下、3歳以上児は、保育士1人当たり20人以下という配置をしているという調査結果がございます。

これに対しまして日本の配置基準は、0歳児については3人、1、2歳児については6人、3歳児については20人、4歳児以上は30人であるため、陳情者の趣旨といたしましては、保育士の負担軽減及び保育の質の向上のため、国に対し改善を求められているものと考えております。

本市といたしましては、国の配置基準を基本としておりますけれども、3歳児配置改善加算といたしまして、15人に対し保育士1人の配置がされている私立の保育所には給付費の加算をお支払いしているところでございます。

また、この件につきましては、九州市長会におきましても、国へ保育所職員配置基準の改善及び改善に必要な財源措置の要望をしているところでございます。

このような状況の中で、先日国におかれましても、こども家庭庁の令和6年度当初予算概算要求で保育所職員の配置基準の改善について要求されているところでございます。

本件におきましては、国の基準の見直しに合わせ、その基準に従い適切に対応していきたいと考えております。

2点目の、保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること、また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じることにつきましては、国の実績では、保育士の処遇改善は平成25年、平成29年、令和4年に実施されておきまして、国公表では平成24年度と比較し、月額5.3万円と別途職責に応じて最大月額4万円の改善となっているところでございます。

制度改正の都度、市及び各園も国の制度に合わせて改善を実施しているところでございます。

また、このことにつきましても、こども家庭庁において令和6年度当初予算概算要求において、さらなる処遇改善が検討されているところでございます。

また、本市におきましては、私立保育所においては、保育補助者雇上強化事業を活用し、保育士資格取得を目指す方を雇用し、資格取得後には正規職員として雇用されているケースが多くございます。

公立保育所においては、会計年度任用職員の保育士については、勤勉手当や通勤手当の支給、昇給制度の導入及び共済保険への加入と、雇用条件改善がなされております。

また、令和4年度には月額9,000円の処遇改善も実施しており、また、ICT化による業務負担軽減も図っております。

これらの対応により、長時間保育士への任用替えや離職される保育士の数が減少しているところでございます。

今後も国の制度の見直しに合わせ、市の制度に準じた改善を実施したいと考えております。

3点目、保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施することにつきましては、本市におきましては、これまで業務負担軽減や新たな雇用創出のために事業の拡大を図っております。

平成29年度より、保育補助者雇上強化事業といたしまして、保育士不足の解消、人材確保、離職防止を目的に保育所において保育士の資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な経費を補助いたしております。

また、平成30年度より保育所等業務効率化推進事業といたしまして、保育士の業務負担軽減のため、保育所等におけるICTによる業務効率化について補助を行っております。

さらに、令和3年度より、保育体制強化事業として清掃業務や片づけ、園外活動時の見守り等の保育周辺業務に対する保育士への業務負担軽減のため、保育資格を持たない保育支援員を配置するために必要な費用への補助を行っております。

また、令和4年度より、保育士宿舍借り上げ支援事業として、市内保育施設の保育士確保及び就業継続支援のため、保育所の居住費用を補助する事業を行っているところでございます。

また、そのほかの取組といたしまして、令和2年度からは市保育会と協力いたしまして、フレスポにおいてお仕事案内会を開催し、令和3年度からは保育士育成校へ訪問、学生への説明、各種制度のPR実施を行っております。

本市といたしましては、これらの取組を継続して実施し、市の必要保育量及び国の子育て支援制度の拡充を踏まえ、保育士の確保に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

続きまして、放課後児童クラブ関連のことについて状況を御報告いたします。

陳情項目の2番目、保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。

また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援措置を講じることについて、放課後児童クラブにつきましても、国において、平成27年度以降、賃金改善や常勤配置のための予算措置として、放課後児童支援員等処遇改善等事業が予算化されております。

また、平成29年度には、経験年数や研修受講の実績に応じて処遇改善を図る放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業が始まっているところでございます。

そのほか、令和4年2月から月額9,000円程度の賃金改善を行うための放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金が始まっております。

この事業につきましても、昨年の10月からは恒久的に賃金改善を行う事業として放課後児童健全育成事業の中に組み込まれたところでございます。

市内の放課後児童クラブ事業者におきましては、必要に応じてこのような補助事業を活用

され、支援員の処遇改善に努められておりまして、そのことによって雇用の安定化に努められているところでございます。

次に、3番目の保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保を迅速に策定・実施することの状況につきましては、先ほど申し上げた支援員の人員確保については、先ほど申し上げました補助事業などを活用した処遇改善、それから、ICTを活用した業務の効率化などを行い、支援員の業務負担の軽減を図るなどの対策が行われてきております。

本市といたしましても、今後このような補助事業等を通じまして、支援員が安心して長く勤められる環境の整備を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど子ども育成課からも報告がございました、フレスポ鳥栖で行われておりますお仕事案内会につきましても、市内の放課後児童クラブ事業者も参加をされPRに努められているところでございます。

以上で御報告を終わります。

藤田昌隆委員長

陳情書の内容を見て、この問題は国全体の問題であって、この当委員会にじゃなくて、自治労がこっちじゃなくて国とかにもっと……。

全体的に足りんとやけん、国の問題として足りんとやけん。

それとか、いろんな補助制度を充実してくださいって、こっちじゃなくて向こうに言うべき問題かなと私は感じたんですが、この考え方が間違ってるかな。

成富牧男委員

陳情趣旨の一番最後のところに、「政府に対し」まではいいけど、「政府に対し、次の通り求めます」というふうになれば、陳情としてはいいんじゃない。

藤田昌隆委員長

この内容は、国も県も市も委員会もぐちゃぐちゃで、協議するにしても、今執行部で答えてくれた内容をそのまま……、そういうふうを感じる。

ちょっと休憩します。

午後 2 時32分休憩



午後 2 時34分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

成富牧男委員

私は、国のほうに求めてくれっていう趣旨と理解したけど、ここの項目もしくは最初の趣旨のところを書いてあることは、現場としてそうなのか、要らんことって、もう今ので十分やけん言ってもらわなくていいって思っているかどうかだけ聞いておきたい。

古賀達也健康福祉みらい部長

先ほど市の取組の中で申しあげましたように、配置基準の見直しであったり、処遇改善への財源措置や確保への財源措置等につきましては、九州市長会を通じて国のほうにも要望等を行っているところでございます。

この陳情項目については、本市といたしましても国に対して要望をしている項目でございます。

以上でございます。

姉川勝之教育部長

この学童保育、放課後児童クラブのことにつきましても、予算の拡充とか人員確保対策等々については、九州市長会のほうに要望のほうを出している部分でございます。

ですので、先ほど前の審議のときにもお話をいただいたように、人材確保、人員確保、この質、量ともということで、様々な対応としての検討する中身として、こういう考え方というのも当然ありますので、妥当なことを言われてるのかなというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

提案も含めてです。

この陳情に関して、本委員会のほうに協議の付託がされてあるんですけど、1番から3番まで本市が行ってる取組は委員会の中で説明を受けましたので、今御答弁の中にあつたように、その説明を受けたこととできる要望等は政府に対して行っていることっていうのが確認できたので、その状況だけを委員会としては議長のほうに答申すればいいのかなと思います。

どうしてほしいこうしてほしいというのは、陳情の趣旨にもあるように政府に対して求められているので、執行部から本市の取組を確認したことだけを書けばいいかなと思います。

藤田昌隆委員長

この陳情を受けて執行部から聞き取りしたら、項目に対してきちんとやっていますよと。人手が足りないという部分は全国共通であるし、そういう中でこういうのをやっていると答弁を頂いたんで、それを確認しましたという形で議長のほうにはお返ししたいと思いますか
……

成富牧男委員

言わんとすることは分かるけど、樋口議員がまとめたような感じになると思って。

してるっていうのは、執行部のほうもそれぞれ九州市長会なりで出してますっていう中身だろうと思ったんです。

藤田昌隆委員長

市としても、九州市長会とかそういうところに対してきちんとアピールをしておりますというのを文章の中に入れて、それを確認したということですよね。

この答弁書もまた答えを出したいと思いますので、これもまた正副委員長で作成の上、皆さんにまたお諮りいたしますので、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

これで陳情協議を終わります。



藤田昌隆委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察ですけれども、当初私のほうから文化会館の改修工事の件で現地視察という話をしました。

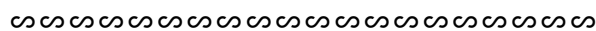
ほかにございましたら、今お伺いしたいと思いますが。

よろしいですか。

現地視察は文化会館の椅子の改修工事ということでお願いしておきます。

藤田昌隆委員長

9月の19日火曜日10時から市役所前となりますので、皆さんよろしく申し上げます。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時40分散会

令和5年9月19日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

市民文化会館（宿町）

陳情

陳情第11号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報告

報告第13号専決処分事項の報告について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民文化会館（宿町）

至 午前10時35分



午前10時52分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開会いたします。



陳 情

陳情第11号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情書

藤田昌隆委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第11号について協議をいたします。

協議については、先週やっていますので、この文章でいいか、御拝読の上、御意見をよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

この前言ったように、国と市長会も動いてるし市が違う方向に動いてることもないんで、この分が文教厚生常任委員会に来たこと自体もちょっとあれなんですけど、文章的にはいかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

3段落目、「また、九州市長会」のところですけど、ずっと読んでもらって、またのとこ

ろの行の最後ら辺。

「職員配置基準の改善及び改善」というところは、改善、改善となってるけん、2番目の「改善に」が要らんとします。

2個目の「改善に」の3文字を削除お願いしますっていうところだけです。

藤田昌隆委員長

今樋口委員からありました、改善を削除ですね。

中川原豊志委員

最後のところがちょっと気になって、「当文教厚生常任委員会としては、以上のような市の執行部からの説明を踏まえ、市執行部の現在の取組を評価しつつ、今後も国に対し、保育施設の配置基準改善」これは国だけでいいのかというのと、委員会として国に働きかけていくのかというのがちょっと……、委員会としても国に働きかけをするのかなというふうに見えやせんかな。委員会は、市の取組を評価し市が行うことに協力するような。

委員会としても、今後国に対し改善を働きかけていくのかな。

藤田昌隆委員長

じゃあ、「当文教厚生常任委員会としては、以上のような市執行部からの説明を踏まえ、市執行部の現在の取組を評価し……

飛松妙子委員

保育士の配置基準の改善、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び人員確保策の策定・実施を市に働きかけていくように市に求めることを意見の一致を見ました」

中川原豊志委員

「市執行部からの説明を踏まえ、」ここから、「今後も国に対して」っていうふうに持って行って、「実施を働きかけていく執行部の現在の取組を評価することで、意見の一致を見ました」でどう。

だから、「市執行部からの説明を踏まえ、今後も国に対し、保育施設の配置基準の改善、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び人員確保策の策定・実施を働きかけていく市執行部の現在の取組を評価することで、意見の一致を見ました」という形では弱い？

藤田昌隆委員長

簡単に、「以上のような市執行部からの説明を踏まえ、今後も国に対し、保育施設の配置基準の改善、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び人員確保策の策定・実施を働きかけていくよう、市に求めることで、意見の一致を見ました」

成富牧男委員

もう一回読んでください。

藤田昌隆委員長

「当文教厚生常任委員会としては、以上のような市執行部からの説明を踏まえ、今後も国に対し、保育施設の配置基準の改善、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び人員確保策の策定・実施を働きかけていくことで意見の一致を見ました」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、「執行部の現在の取組を評価しつつ」を省いて今の文書でよか？

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長に新しい文章で出させていただきますので、よろしくをお願いします。

oo

自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、今回付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

ないようですので、自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時5分休憩

oo

午前11時6分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oo

総括

藤田昌隆委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

委員会お疲れさまでした。

委員会を通じてですけれども、学童保育のところで、今回10名程度の支援員さん等の予算計上がされておりまして、そこについて、本当に採用するのは大変かと思うんですが、この予算がぜひ活用できるように採用のほうを頑張ってもらいたいなと要望しておきます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

成富牧男委員

私からは2点。

1つは、学童のことをやりましたけれども、今回条例が1つ出てましたよね。

あれについては、この場でも議論になりましたけれども、確かに指導員の数の確保を急がないといけないわけですけど、急ぐあまりに質の低下に陥らないようにしなければいけないというところをお願いしておきたいと思います。

それからもう一つは、先ほど文化会館に視察に行ったわけですけど、その中で委員会の中で質問が出ていた車椅子の話です。

私は、10席分確保されてるということで、えって逆に驚きました。

建設年度は昭和五十何年でしょう。そこで10席分というと、大した数だと思います。

それで、できれば併せて——いろいろ安全確保の問題もありましようけど、安全最優先で、両翼にありますけれども、もっとやっぱり一般の人たちは見るときにはなるべく良い席、真ん中の真ん中ぐらいで見たいですね。

そこら辺を、何か工夫できないかなということを思いましたのでよろしくをお願いします。

以上です。

永江ゆき委員

じゅうたんのやり替えとか、そういった大きなものを新たに買い求めるときは環境配慮型の商品を一旦検討していただいて、今一般的に結構いい物が安く売られてますので、その辺もぜひ考慮していただけたらなと思ったのが一点。

それと、外に出てみたら、木が伐採されるという予定のところ。

どの分野も環境のことを少し考えて、一つ一つ丁寧に少し環境配慮に御協力いただけたら
などと思います。

それともう一つは、学童の料金が上がるときに、事後報告になった点です。

あれが信頼関係っていうところで、ささいなことでも委員会で——付託されて一つのこ
をを考えていく上で信頼関係ってすごく大事だと思うので、ぜひよかったら報告をお願いした
いと思います。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

それでは、総括を終わります。

〰〰

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

〰〰

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

藤田昌隆委員長

初めに議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当文教厚生常任委
員会付託分について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3
号）中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

〰〰

議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第42号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案甲第42号鳥栖放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしま
した。

oo

藤田昌隆委員長

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oo

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時12分散会

令和5年9月28日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子
文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課総務係長 城島直也
学校教育課長 古賀泰伸
学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕
教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査
議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時25分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、決算認定関連1件となっております。

審査日程につきましては、本日28日はスポーツ文化部、健康福祉みらい部の順に関係議案の審査を行い、予定といたしましては、明日29日に教育部関係議案の審査。

そして、10月2日を予備日といたしまして、3日は現地視察、自由討議、総括、採決というところでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のほうから説明をいたします。

審査日程については、以上のとおりで決したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査日程については、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長より現地視察について説明をお願いいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察については、今のところ候補地はございませんが、審査の過程で希望がございましたら、明日の午前中までに私のほうまで御連絡いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

藤田昌隆委員長

休憩に入ります。

午前11時28分休憩



午前11時32分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、スポーツ文化部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

おはようございます。

スポーツ文化部関係の令和4年度の決算審査に当たりまして、概要を申し上げます。

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課の3課におきまして、スポーツに関する業務、令和6年度開催の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する業務、文化芸術に関する業務など、心身ともに健全で豊かな生活を送るために必要な業務の遂行を行っております。

歳入につきましては、各種施設使用料、国、県補助金など、2億587万8,706円がございました。

歳出につきましては、14億3,453万9,344円で、市の一般会計全体に占める割合は約4%となっております。

歳出の主なものは、陸上競技場及び市民文化会館の改修工事、各種施設の維持管理経費のほか、スポーツ文化に関する事業等でございます。

具体的には各課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。



スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、スポーツ文化部スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課及び文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ただいま議題となりました、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ文化部関係の主なものについて、令和4年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室使用料でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、節2保健体育使用料は、体育施設21施設のうち17施設の使用料収入でございます。

このうちスタジアム使用料は、鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などで、スタジアム広告物等特別使用料は、スタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち、文化芸術振興費補助金につきましては、市民文化会館の空調設備機器のオーバーホール等に対する補助でございます。

以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、K I Z U K I・看板改修支援事業費補助金のうち、96万2,170円がS A G A 2 0 2 4国スポ・全障スポ

に向けた、スポーツ文化部関係の老朽化した施設案内看板等の改修工事に対する補助金でございます。

次に、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節5保健体育費県補助金、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金につきましては、市民体育館諸室のトイレ改修、空調設備等の導入に係る工事費に対する補助金でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

SAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、令和6年に開催されます、SAGA2024国スポの各市町準備経費に対しまして、県から交付されたものでございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、89、90ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の教育雑入につきましては、定住・交流センター自動販売機収入やコピー機使用料等、市民文化会館自動販売機収入及び定住・交流センターの喫茶コーナーの使用料が主なものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライセンス料につきましては、駅前不動産ホールディングスからの収入でございます。

次に、自動販売機収入のうち、121万6,265円が体育施設設置の自動販売機23台分の収入でございます。

次に、光熱水費雑入のうち、333万2,664円がスタジアム内に設置しております通信機器などの電気使用料やサガン・ドリームス事務所の光熱水費などがございます。

以上、歳入の御説明を終わらせていただきます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、歳出の主なものについて御説明させていただきます。

決算書の245、246ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて御説明させていただきます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員2名分の報酬が主なものでございます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課10名分の人件費及び、節3職員手当等に

は、会計年度任用職員 2 名分の期末手当を含んでおります。

節10需用費のうち、燃料費はホールの空調ガスなどで、光熱水費は電気、上下水道代でございます。

修繕料は、施設や備品の修繕費でございます。

節12委託料のうち、工事監理委託料につきましては、後ほど節14工事請負費で御説明いたします、工事に伴う監理委託料でございます。

次の市民文化会館管理業務委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

市文化事業委託料、ピアノコンクール委託料、市民文化祭委託料につきましては、令和 4 年度決算における主要施策の成果の説明書109ページをお願いいたします。

事業内容 3 つのうち、市文化事業につきましては、市内の小中学校や保育園、幼稚園にプロの演奏家が訪問して、生の演奏を行うアウトリーチ事業などを文化事業協会へ委託して行った経費でございます。

ピアノコンクール委託料は、第28回フッペル鳥栖ピアノコンクール 2 0 2 2 に要した経費でございます。

市民文化祭委託料につきましては、令和 4 年11月に開催いたしました第61回鳥栖市民文化祭に要した経費でございます。

決算書の247、248ページにお戻りください。

続きまして、節14工事請負費のうち、看板改修工事費につきましては、歳入で御説明差し上げた K I Z U K I ・看板改修支援事業で改修した会館の表看板 1 か所分の改修に要した経費でございます。

次の市民文化会館改修工事費につきましては、主要施策の成果の説明書108ページをお願いいたします。

市民文化会館改修工事につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき、建物や機械設備等の改修工事を行っております。

事業内容といたしましては、大・小ホールの既存天井落下防止措置に伴う照明、舞台音響設備及びトイレの改修の電気設備、機械設備、建築工事に要した経費でございます。

決算書の247、248ページへお戻りください。

次の営繕工事費につきましては、市民文化会館の空調設備機器の分解整備工事、地下の変電室に設置している蓄電池の更新などに要した経費でございます。

次に、節17備品購入費につきましては、作品展示用のパネルや譜面台などの購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、文化事業協会が行うクラシックやポップス、子供向けのコンサートや落語や漫才などの有料公演事業の一部を助成するものでございます。

文化芸術振興補助金は、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団など3団体に対する補助でございます。

決算書の249、250ページをお願いいたします。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、貸館業務及び図書コーナーの業務を担当する会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、建物内の電球及び蛍光灯の取替え及びサンメッセ鳥栖で使用します、事務用品等の購入に要した経費でございます。

光熱水費は、電気、上下水道代でございます。

修繕費は、都市広場の屋外照明灯修繕、施設内の大会議室間仕切りや1階男子トイレ及び避難用誘導灯の修繕など、設備や備品の修繕費でございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、屋外大型照明灯2基の改修、ホールの舞台の幕の更新に要した経費でございます。

節17備品購入費につきましては、一般書や児童書の図書の購入に要した経費でございます。

文化芸術振興課は以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

決算書251、252ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものを御説明申し上げます。

節1報酬、スポーツ推進委員報酬につきましては、48人分の活動報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長1人、スポーツ振興課の再任用を含む13人、国スポ・全障スポ推進課職員7人、合計21人分の人件費でございます。

節7報償費のうち、スポーツ振興奨励金につきましては、全国大会での優勝、国際大会への出場に対する奨励金で、令和4年度は3人の方に交付しております。

節10需用費のうち、修繕料につきましては、鳥栖駅東側ロータリーに設置しております、三面看板のデザイン修正に要した経費でございます。

節11役務費のうち、市民災害賠償保険料につきましては、市が主催または共催する行事で

事故があった場合に、見舞金や賠償金等を支払う、全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節12委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書110ページをお願いいたします。

事業名、地域交流推進事業、目的、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム（サガン鳥栖、久光スプリングス）と連携し、ホームゲームの活用等による交流の推進や地域との積極的な関わりによって地域の活性化を図るものでございます。

サガン鳥栖関係といたしましては、マッチデー冠スポンサーなど、久光スプリングス関係といたしましては、バレーボールクリニックなど、両チーム共通した取組といたしましては、チーム間相互による応援機運醸成などを行っております。

決算書251ページ、252ページにお戻りください。

次に、県民スポーツ大会出場委託料につきましては、昨年10月15日、16日に、嬉野市、武雄市、鹿島市、杵島郡、藤津郡周辺で開催されました県民スポーツ大会への鳥栖市出場選手の派遣について鳥栖市スポーツ協会に委託した経費でございます。

次に、市民体育大会開催委託料につきましては、町区運動会の開催年度であり、その開催に関し鳥栖市スポーツ協会に委託した経費及び市民パラスポーツフェスタの開催委託料となっております。

決算書253、254ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、サガン鳥栖を通じたスポーツ文化を育てることを目的とし、事業としてサガン鳥栖選手とのふれあいサッカースポーツ教室、公式戦への招待、集客イベントを行う県プロサッカー振興協議会への負担金でございます。

市スポーツ協会補助金につきましては、市民の体力向上とスポーツ水準の向上を寄与し、スポーツ振興に取り組む市スポーツ協会への運営費補助金でございます。

スポーツ大会出場費補助金につきましては、市民が県代表として、全国や九州大会、九州地区等におけるスポーツ大会に出場する場合に出場費の一部を補助するもので、令和4年度は、空手道、バドミントンなど29の全国大会に出場された79人の方々に対する補助金でございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明申し上げます。

節7報償費のうち、謝金につきましては、女性、高齢者などを対象とした、スポーツ教室及び緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金でございます。

節12委託料、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭選手選考会開催委託料につつま

しては、3市1町で開催されます、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭への出場選手選考会に要した経費でございます。

スポーツ・レクリエーション祭開催委託料につきましては、市民の交流と健康増進や体力向上を図るため、親しみやすいニュースポーツなど10種目の交流開催に要した経費でございます。

トレーニング指導業務委託料につきましては、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて行っております、トレーニング指導業務に要した経費でございます。

次に、255、256ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、毎年1月に開催しております、鳥栖市ロードレース大会の開催に要する経費の一部を補助したものでございます。

目3 体育施設費の主なものについて御説明申し上げます。

節1 報酬、節3 職員手当等につきましては、市民体育館をはじめとする、体育施設管理のための21名の会計年度任用職員の報酬手当等でございます。

節8 旅費につきましても、主に会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10 需用費のうち、消耗品費につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や各施設の消耗品などでございます。

燃料費につきましては、体育施設で使用する公用車の燃料代でございます。

光熱水費は、スタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕費は、各体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

節12 委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、空調設備、消防設備等の保守点検業務や清掃業務、樹木草刈業務等に要した経費でございます。

調査委託料につきましては、節14の工事請負費で御説明をさせていただきます。

設計委託料につきましては、令和6年度開催のSAGA2024国スポの試合会場となる市民球場の夜間照明設備改修工事、またスタジアム屋根塗装改修工事の設計に関する委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、市民体育館諸室改修工事及び陸上競技場管理棟改修工事の監理に関する委託料でございます。

節13 使用料及び賃借料の事務機器借上料につきましては、芝管理用のダンプなどの借上料、施設用機器借上料、こちらにつきましては、トレーニング機器の借上料となっております。

節14 工事請負費のうち営繕工事費につきましては、元町運動広場のフェンス改修工事に要した経費。

看板改修工事費につきましては、歳入で御説明させていただきました県補助金の対象であります、SAGA2024国スポ・全障スポに向け、老朽化した体育施設の案内看板改修工事に要する経費でございます。

スタジアム改修工事につきましては、メインスピーカーアンプ改修工事に要した経費でございます。

市民体育館改修工事費及び陸上競技場改修工事費につきましては、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書で御説明をさせていただきます。

112ページをお願いいたします。

陸上競技場改修事業につきまして、令和6年度開催のSAGA2024国スポ会場としての改修を行うもので、令和4年度の事業費といたしましては、2億7,613万8,000円となっており、管理棟改修、またフィールド改修及びトラックの全天候改修工事を行っているところでございます。

なお、フィールド及びトラック改修工事につきましては、令和5年度まで継続費を設定いたしております。

なお、継続費とは別に、土質調査委託料、フィールド内の土質調査に要する経費を委託調査委託料として支出しているところでございます。

続きまして、主要施策の113ページをお願いいたします。

市民体育館改修事業につきましても、同じく令和6年度開催のSAGA2024国スポ・全障スポの会場として使用するために改修を行うもので、令和4年度事業費は7,317万2,000円となっており、体育館においては、玄関ポーチ改修、諸室においては屋根、外壁、トイレ改修等を行い、安全性、利便性、機能性の向上を図ったところでございます。

決算書のほうにお戻りいただきまして、255、256ページをお願いいたします。

節16公有財産購入費につきましては、スタジアム第1、第2駐車場の買戻しでございます。

続きまして、257、258ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、スタジアム等で使用する芝管理のための機器、スポーツ振興課で使用する公用車の買換えに要した経費でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員1人分でございます。

節18負担金、補助及び交付金のSAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

実行委員会での主な事業内容につきましては、主要施策の成果の説明書の114ページに記載しております。

以上で、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、スポーツ文化部関係分の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

ちょうど昼食の時間になりましたので、休憩をいたします。

午前11時58分休憩



午後1時9分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

午前中に執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を始めます。

田村弘子委員

主要施策の成果の説明書109ページに、文化事業協会主催事業19公演に対して補助をしたと書いてありますけれども、文化事業協会の主催事業にどのようなものがあったのか、詳しく補足をしていただけると幸いです。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和4年度は、全部で19公演を文化事業協会へ補助または委託しております。

このうち入場料を徴収しないセミナーですとか、アウトリーチ、それからワークショップなどを委託という形でお願いしております。

こちらの文化事業協会主催事業ほか19公演は、補助も委託も含めた公演数でございまして、下の効果のところの文化事業は、アウトリーチだけの詳細な回数を表記させていただいておりますが、アウトリーチを含め19公演を補助または委託しております。

昨年は、主にチケットを販売して誘致します公演事業を補助事業で14事業開催しております。

まず、4月にスキマスイッチというアーティストさんをお招きしております。

ほかに、アーティストさんでいいますと、ザ・クロマニヨンズ、近藤真彦さんなどを誘致しております。

子供さん向けには、ウルトラマンティガの公演、親子で一緒に聴きたい名作・名曲集歌とピアノとパーカッション、「春が来た！コンサート」触れて感じて0歳から育てようという事業などを誘致しております。

それから、一番人気でしたのは、宝飾時計といいまして、高畑充希さん主演の演劇がございます。

クラシック系ですと、千住真理子さんのバイオリンリサイタル。

それから落語ですと、桂文枝さんの55周年記念独演会などを催しました。

田村弘子委員

ありがとうございました。

飛松妙子委員

関連してですが、アウトリーチの公演数が39回あったということで、これはどのように選ばれるのか、選定基準とかがあったら教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、年度初めに、幼稚園、保育園、小学校、中学校に、アウトリーチに今年もお伺いさせていただきたいということで、日程調整をいたしまして、御希望の内容について打合せ等をさせていただいて、それにできるだけ沿ったアーティストさんが赴くという形で、生の演奏を子供たちに体験してもらうという形を取っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、要望があって、それを検討して選定をするという方向で、それを毎年行っているということによかったでしょうか。

ここに、「市民に優れた芸術の鑑賞機会を提供し、また市民自ら文化事業に参加する機会を作ることで、文化の担い手の育成や地域文化の向上を図る」という目的がございますので、これを目的にしてるっていうのは、選定する側も理解した上で選定をされてるっていうことで理解してよかったですでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

できるだけ子供さん方に生の演奏に触れていただきたいということで、アーティストのほうも選定しておりますけれども、例えば、前回がバイオリンとビオラということであれば、次は和楽器なども織り交ぜながら、いろいろな生の演奏に触れていただくという機会を、打合せをさせていただきながら、またアーティストさんのスケジュール等もございますので、

その辺で折り合いをつけながら実施をさせていただいております。

永江ゆき委員

私、ホルンの演奏者の方と知り合いで、見学させてもらったんです。

その方はプロだったのですが、プロとかアマとかあるんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ほとんどプロの方をお願いしております。

永江ゆき委員

その場合、1回幾らぐらいになるんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

交渉をさせていただいて、できるだけ安い価格で来ていただいております。

永江ゆき委員

分かりました。

中川原豊志委員

歳入の52ページから行きたいんですが、主要施策の111ページにもあるんですけど、コロナが若干明けて、利用者数が増えてきているような状況にあるんですが、文化会館、定住・交流センター、あとは各スポーツ施設関係の使用料が、昨年、一昨年と比べて利用者数も増えてきてるみたいですので、増えてきてるのか、どうなのか、分かれば教えていただければと思います。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、市民文化会館で説明させていただきます。

昨年は大ホールが5月から10月、小ホールが7月から10月まで改修工事のため、貸止めを行っておりましたので、コロナの影響というところでは若干違うかもしれません。

大ホールにつきましては、令和3年度に146件の御予約がございましたけれども、令和4年は100件の御予約で、46件少のうございました。

そのため、令和3年度は2,000万円を超す使用料を頂いておりましたけれども、今年は1,400万円台というふうになっております。

定住・交流センターにつきましては、ホールの貸館につきましては、令和3年度が252件に対し、令和4年度は299件でございましたので、逆に借りていただく件数が増えております。

それに伴いまして、使用料につきましても、令和3年度は1,600万円台だったのが、1,900万円台と増えております。

以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

体育施設に関して御説明させていただきます。

まず使用料収入については、コロナ禍前に戻ってきている状況でございます。

利用者数ですけれども、主要施策の111ページに推移を載せておりますが、令和4年では50万3,418人と、コロナ禍前に比べると、まだ戻ってきていない状況でございます。

サガン鳥栖の興行における入場者数が戻ってきてないことが一番の要因となっております。以上でございます。

中川原豊志委員

いいです。

成富牧男委員

まず、主要施策の成果の109ページ。

ここに「市民に優れた」って書いてありますよね。

やっぱり市民に優れた鑑賞会を提供しないとイケないわけですよね。それが目的だから。

けど、これまでいろいろ聞いたときに、入場者を市内の人と市外の人に分けにくい、分かりにくいということを言われてましたけど、やっぱりそこら辺はいろいろな方法で、市民——別に住民登録が必ずないといけないとかいう意味じゃなくて、基本的に鳥栖市内に住んでる方、そういう方がどれくらいかは把握しないと、市民に優れた効果がありましたってちょっと弱いんじゃないかなと思うたいね。

結構人気な有名な人も来てあるけど、外からの人が結構多いもんね。

だから、どれぐらい鳥栖市民が利用してるのかは、つかまないとイケないと思うけど、今はどういうことをやってますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

市民の皆様にごできるだけ優れた芸術の鑑賞の機会を提供させていただきたいということで、文化事業協会には、委託事業と補助事業としております。

委託事業につきましては、先ほどお話ししましたようにアウトリーチをはじめといたしまして、入場料を徴収しないセミナーやアウトリーチ、それからワークショップなどを委託しております。

この委託事業では、約4,000名以上の方に御鑑賞いただいておりますので、まずは、この委託事業で、4,000名の方に文化芸術の鑑賞機会を提供できているものと思います。

補助事業のほうに関しましては、主にアーティストさんの誘致事業になりますけれども、こちらはチケットを販売していろいろな事業を御鑑賞いただくということですが、できるだけ市民の方ということで、文化事業協会のほうでイベンターさんと協議をいたしまして、公演自体を買い取ると大変リスクが大きゅうございますので、チケットの買取りとい

う形でさせていただいております。

そのときの条件で、会員先行ですとか、会館先行という形でチケットの一部を買い取らせていただいて、市民の皆様確実にチケットの一部を提供できるようにさせていただいております。

成富牧男委員

いろいろ工夫をされつつあるというのは分かりましたけど、満席の分からいうと、何割ぐらいを買い取り分にするんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

そこはイベンターさんや主催者さんとの協議になりますので、何割とか数字としては持ち得ておりませんが、チケットの買い取りという形でさせていただく場合は、先ほども申しましたが、一部は必ず会員先行、会館先行という形でチケットを確保させていただいておりますので、その分は確実に市民の方に鑑賞の機会が提供できているものと思います。

成富牧男委員

確実にと言われましたけど、そこはどうかと……、努力されてるのは分かりました。

ここに効果で人数が出てますけど、以前は全部の演目の収支を赤字とか黒字とか分かるような資料として出していただいていたんで、そういうのを出していただきたいんですが、いかがでしょうか。今じゃなくていいです。

藤田昌隆委員長

赤字かどうかを見るために？

成富牧男委員

赤字かどうかっていうか、具体的に金銭的に見てどうなのか。

藤田昌隆委員長

前回、演目を書いたやつがずらっとあって、あれで赤字とか分かったかな。

成富牧男委員

前回というか、かなり前はそういうやつをよく出していただいていたんですね。

藤田昌隆委員長

それ、すぐ出せるかどうかの問題よ。

時間かけてちゃんと分析せないかんというのは分かるんやけど、あまりにも時間がかかるんだったら却下しますが。

成富牧男委員

まだ出せませんと言われたら困るけど、文化事業協会の決算に関わる資料で多分出てくると思うんですけど。

藤田昌隆委員長

田中課長、出ますか？

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化事業協会の決算という形では、全部の事業の収支——プラスマイナスということでしょうか。

文化事業協会の昨年度の19公演の補助もしくは委託させていただいている事業の分の数字を申し上げる形でよろしいのであれば……

石丸健一スポーツ文化部長

準備すればできそうなのでお出しします。

藤田昌隆委員長

そうですか。

そうしたら、委員会に提出をお願いします。

成富牧男委員

ありがとうございます。

続けて、文化芸術振興課にお尋ねです。

決算書の248ページの市民文化会館改修工事費に関連して、私がずっと言っています、練習室ら辺の改修はなかなか難しいということが今まで答弁されたと思いますが、いや、ちゃんとするよという話になってないですよね？

今までコーラスに入っていたけど、高齢者になったら階段が急で、泣く泣くもうやめないかんとなくなってるっていう話をしたことがあると思います。

現在はあそこをどういう方々が使っているのかと、練習室1、2、3の令和4年度の年間の数字だけでいいです。

あとは何団体どういうものに使ってますみたいなやつ。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和4年度の練習室1、2、3につきましては、練習室1が利用件数といたしましては105件、練習室2につきましては、82件、練習室3につきましては、262件の御利用をいただいております。

成富牧男委員

練習室1、2、3って、どれが何階になりますか。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

練習室1と2が3階で、練習室3が2階でございます。

成富牧男委員

改めて伺いして、明らかに3階と2階の使用件数は全然違いますよね。

それで、どういう方が使っているのかも教えてください。

団体名のほうが分かりやすければ団体名で、団体数でいいです。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

団体数やどういう団体名っていうところまでの詳細な資料は、今持ち合わせておりませんが、バレエですとかブラスバンドの楽器の練習、そういったものに御利用いただいているケースが多くございます。

成富牧男委員

分かりました。

そのサークル自体が、そこではなくて別のところでやっておられるケースもあるようですが、さっき言ったように明らかに数字が出てきてますよね。3階にある練習室1のほうが圧倒的に件数が少ないですよ。

これについては何かもうちょっとできることがあるんじゃないかと思いますが、何かしないといけないんじゃないですか、どうですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

練習室1、2の利用者が少ないという御指摘ですが、確かに3階にございますが、練習室1、2は広さが練習室3の半分でございますので、例えばバレエを多人数で利用される団体さんは練習室3のほうを御利用されたり、練習室1、2に分かれて御利用されたりというケースがございますので、その辺は一概には申し上げることが難しいかと思えます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

まだあります。

今の件は、何らかの工夫が必要だということを申し上げておきます。

それと、歳入のほうで、52ページの市民文化会館使用料に関してお尋ねをします。

この間の私の一般質問で、大ホールの料金体系の見直しを明言されましたが、それは今どういうふうに進んでるのでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

今回市長から御指示があつておりまして、文化芸術振興課だけでなくスポーツ振興課も含めて現在検討をしております。

成富牧男委員

次はスポーツ振興課に。

同じくこの52ページのスタジアム使用料に関して、関連してお尋ねをいたします。

これも私が再三言ってるんですが、今のスタジアム条例の施行規則を運用して、北部グラウンドについては、サガン鳥栖の優先使用っていう形でやっておられているようですが、改めて、その根拠となっているところ、そして実際どういうふうな運用をされているかを1回で終わるように、サガン鳥栖以外での優先使用、いわゆる例外規定の運用でやっておられるところがあるのかないのかを、取りあえずお尋ねします。

藤田昌隆委員長

取りあえずですか。

成富牧男委員

まず今の件。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、サガン鳥栖は、「市長が特に必要と認める場合」と条例の施行規則にございますので、そこで優先使用を認めている状況でございます。

また、サガン鳥栖以外の団体の利用につきましては、令和4年度に22団体、延べ30件御利用いただいているところでございます。

利用に当たりましては、一般の方から陸上競技場のグラウンドの使用とかでお電話をいただいたときに調整する中で、北部グラウンドの使用状況に応じて貸出しをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったけど、サガン鳥栖と同じように優先使用の規定を使ってやられた団体がありますかということです。

小川智裕スポーツ振興課長

市長が特に必要と認める場合につきましては、サガン鳥栖にのみ認めている状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

それについては別途また議論させていただくことにして、もう解決してるんじゃないかと思ってますけど、今の北部グラウンドは土地開発公社が弥生が丘中学校用地として購入したんですよね。

今は中学校用地というのは完全になくなってるんですか、それともまだ残ってるんですか。そこだけ。

石丸健一スポーツ文化部長

おっしゃるように、土地開発公社が所有しております、その開発公社の名称としては、中学校用地というふうになっております。

成富牧男委員

中学校用地の上に北部グラウンドがあるような感じでは、スポーツ振興課としてもあまり気持ちがいいものじゃないと思います。

私が前に質問したときには、あれは教育委員会のほうでそこら辺の手続はやるんですよと。いわゆる、うちはもう要らんよみたいな手続が何かあるんですか。

そこはスポーツ振興課から働きかけるべきじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

まず、教育委員会のほうが方針をはっきり出していただいた後というふうに考えております。

成富牧男委員

そうじゃなくて、早く方針を出さんかいつて言うべきじゃないかということ。

石丸健一スポーツ文化部長

それは、おっしゃるようにずっと議論がなされておりますので、それを待っている状況でございます。

成富牧男委員

分かりました。

教育委員会の方にまた言います。

一応終わります。

藤田昌隆委員長

決算書52ページの節2の保健体育使用料の市民相撲場の使用料が1,400円。

屋根もあって、土俵も立派なものがある、それで1,400円って。

1人か2人、相撲を取ってすぐ終わったってこと？

それともコロナ関係で使用を中止してたわけ？

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

令和4年度につきましては、コロナの影響で大会が中止されてるとというのが一番でございます。

先日も、大きな大会が鳥栖市のほうで開催されてますけど、通常であれば大体5月や夏休み明け9月ぐらいの時期に大きな大会が4件から5件程度行われてますので、今回は非常に少ないですが、今後はコロナ前の状況ぐらいに戻ってくるのではないかと考えているところ

でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

コロナ前は年間何人ぐらい使ってた？

今、神社の相撲場もだんだんなくなってきてるんですよ。

本当は神社の奉納相撲だからそこにすればいいんだけど、相撲のあれを維持するのも大変だから。

せっかくああいう立派なものがあるし、あそこのトイレとか、観客がいるところの屋根とかをもう少ししたら？

鳥栖は昔から相撲とかが結構盛んだったんで、使い道によっては市民に対しての貢献度は高いと思うんですよ。

小川智裕スポーツ振興課長

相撲場につきましては、コロナ禍前では10件前後の御利用をいただいているところでございます。

人数につきましても、大会の規模によって差はありますが、300人とか、多いときですと600人とかに御来場いただいている状況でございます。

先ほど課長補佐が申したとおり、先日も大きな大会があっております。

また引き続きこういう大会をとということもお話をさせていただいておりますので、今後また増えてくるという見込みは持っているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

今かなりの人数が使われてるってことだったら、やっぱり新しいトイレとかそんなものもぜひ今後検討してほしいと思っております。

石丸健一スポーツ文化部長

おっしゃるとおりで、今回改修工事に向けた設計をするようにしております、トイレについては洋式化になるような形で改善をしていきたいというふうに思っております。

藤田昌隆委員長

もう一つ。

52ページの市民庭球場使用料と市民公園庭球場使用料、これは、場所はどっちが旭？

石丸健一スポーツ文化部長

公園が……

藤田昌隆委員長

市民球場のところ？公園のところは市民球場、そして市民庭球場が旭？

で、市民庭球場のほうはかなり使われてるし、コートは修繕をするっていう話が、要望なりあったんじゃないかと思うんだけど、コートは扱った？（「もうした」と呼ぶ者あり）

終わった？

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

砂入りの人工芝に改修が終わっております、それが終わったことで非常に利用者が増えたということがございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

あとは照明かな。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

照明は老朽化が進んでいるということと、暗いという御指摘がございますので、現在庁内で改修に向けた協議を行っております、早い段階で実現できればというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

分かりました。

私からは以上です。

中川原豊志委員

決算書の254ページのトレーニング指導業務委託料の内容をもう一回教えていただいてよろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

体育館諸室でトレーニングルームを行っております、そちらにインストラクターの方に来ていただいて、指導をいただいております委託料になります。

以上でございます。

中川原豊志委員

インストラクターの方は毎日来てあるのか、時間的に限られているのか、1人なのか2人なのか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

毎日ではございませんけど、1名の方に曜日を決めて勤務をして対応していただいている状態でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

諸室のほうのトレーニングルームを以前見に行ったんですけれども、結構古い器具があったかなと。

ビニールテープで貼ったりとかしてたような器具もあったんですけど、今回体育館改修もされてますよね。その折に幾らか器具の改修までされてるのか、されてないのか。

小川智裕スポーツ振興課長

トレーニングルームにつきましては、空調のほうを入れさせていただいて、利用者のほうは増えている状況でございます。

器具につきましては、更新等はまだ行ってない状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

器具の更新についての考え方。

継ぎはぎしているところに引っかかってけがをしたりとかがあってもいけないし、今後の考え方まで確認させていただきたいなど。

石丸健一スポーツ文化部長

以前は買取りでしていたのでなかなか更新が難しかったんですけど、今はリース契約にしておりますので、そのリース契約の中で買取りよりも更新はしやすくなると思います。

ですので、急にはちょっと難しいですけども、まずは古い器械とか、今おっしゃった危ないものを順次変えていくような形で、前よりスムーズにできるのではないかというふうに思っております。

中川原豊志委員

当初は健康スポーツセンターの案もあって延び延びになって、器具も新しいのを入れてないのかなというふうに思います。

健康スポーツセンターがまた再開するかどうかは、まだ判明はしてないと思うんですけども、さっき言いましたように、その間にけが等々があったらいけないので、その辺は器具の管理を適時していただきたいと要望しておきます。

飛松妙子委員

同じページのところでお聞きしたいと思いますが、県プロサッカー振興協議会の負担金200万円は、先ほどの御説明の中ではプロの選手に直接御指導いただくという話だったかと思うんですが、毎年やっていく中でどのような効果になっているのかと、今回Vリーグが鳥栖に拠点を移しましたので、サッカーだけではなく、今後はバレーボールもそういうことを考えていく予定があるのかお尋ねいたします。

小川智裕スポーツ振興課長

県プロサッカー振興協議会におきましては、幼稚園とか保育園に出向いてサッカー教室をしていただいております。

また、ホームゲームの際にもおもてなしブースとかを出していただいで、サッカーの普及に努められているところでございます。

あと、バレーボールにつきましても、県プロサッカー振興協議会と同様にVリーグ振興協議会というのを県がつくってございまして、こちらのほうにおきましてもバレーボール教室とかの企画をされているところでございます。

今後は、本市においてもそういう機会を通して開催の機会というのはいまますます出てくるものと考えているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今、Vリーグは県が行うっていうお話だったと思うんですが、県が行うのか、市が行うのか、もう一度お聞かせください。

小川智裕スポーツ振興課長

すみません、県と申し上げましたのが、県がつくったVリーグ振興協議会が実施するということになります。

以上でございます。

飛松妙子委員

県が行うけれども、予算的には鳥栖市が負担をするということでよかったですでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

県がVリーグ振興協議会をつくってございまして、その事業実施内容にバレーボール教室とかがございます。

現状といたしましては、市は振興協議会に負担金は出していないところでございます。

また、バレーボールクリニックのほうは、市が直接予算化して別途実施を行っている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございました。

若干離れるかもしれないんですが、以前文教厚生常任委員会で視察に行ったときに、その市にはプロバスケットボールチームがあって、バスケットボールを市内の企業さんから寄附をしてもらって、ボールを市内の小中学校に寄附をするという、市が直接関わっているわ

けではないんだけど、後援といいますか、後押しをしているということがあってました。

そういうことも今後考えていただくことで、バレーボールの普及とか——サッカーもそうですけど、につながっていくのかなと思いますので一言だけ申し上げておきたいと思います。

答弁は要りませんのでよろしくお願いします。

それから、248ページの施設用備品購入費119万9,121円で、パネルとか譜面台の購入という御説明がございました。

この備品購入費っていうのは、毎年どのくらいの予算化をされているのかと、どのような備品購入が発生しているのか。

また、今回パネルと譜面台を購入したということで、当分はパネルと譜面台の購入はないのかなと思うんですが、その譜面台とかは何年で更新しているとか、そういうのを教えていただきたいと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

施設の備品購入につきましては、定額でどうのじゃなくて、必要とされた場合に財政課のほうで査定をされてますので、年々状況が変わってきます。

消耗品とかはある程度一緒なんですけど、備品購入については、そういうふうに必要な分の予算がつくような形になっております。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和4年度は譜面台を45台購入しておりますけれども、これは開館当初から初めて譜面台のほうを買っております。

飛松妙子委員

譜面台は開館当初購入して40年ぶりに新たに購入したということは、最初に購入して、40年間それを使ってたということではなかったでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

備えております譜面台もございますが、持込みされるケースもございますが、40年間しょっちゅうそれを使っていたというわけでもないんですが、今回傷みがひどいということで、45台購入させていただいております。

飛松妙子委員

分かりました。

40年間使っていただいたのは、ありがたいことであると思いますので、大事に使っていただければと思います。

ありがとうございます。

以上です。

永江ゆき委員

ちょっと戻りますけど、先ほど飛松議員がおっしゃったように、視察に行ったときにプロ選手が子供たちに教えるとか、チームサポート体験をふるさと納税のほうでされてたかと思うんですよね。

今200万円使ってありますけど、ふるさと納税で体験を募集するっていうか、そういうことは考えてないですか。

石丸健一スポーツ文化部長

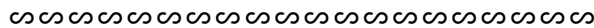
今日議案質疑で総務課長が答弁してましたけど、現在鳥栖市の分は一般財源化されておりまして、実際はどこに幾らという張りつけはしてるんですけども、どういう目的でされたというのを念頭に予算査定がなされているというような状況なので、その部分を特定財源でどうのということには現時点での鳥栖市のやり方ではなっておりません。

藤田昌隆委員長

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時55分休憩



午後 2 時11分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長からの挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

古賀達也健康福祉みらい部長

健康福祉みらい部関係の令和4年度の決算審査に当たりまして、一言御挨拶と概要を申し上げます。

健康福祉みらい部は、地域福祉課、高齢障害福祉課及びこども育成課の3課で福祉事務所と、これに健康増進課を加えた4課で構成をいたしております。

これらの4課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防、健康づくりに関する業務など、心身ともに健全で安心

して日常生活を送るために必要な業務の執行に当たっているところでございます。

歳入では、保育所保育料、各種国県負担金、補助金など、75億985万4,313円でございます。

また歳出は、123億7,371万4,330円でございます。一般会計全体に占める割合は約34.2%となっております。

歳出の主なものとしたしましては、障害児施設給付費、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、児童扶養手当、子どもの医療費、施設型給付費負担金、児童手当、生活保護費、定期予防接種等委託料、コロナ関連及び物価高騰関連としたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、出産子育て応援交付金、生活困窮者自立支援金、ワクチン接種委託料、ワクチン接種の体制整備委託料など、その他社会福祉、健康増進に関連する事業費等でございます。

以上、決算の概要を申し上げましたけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申しまして御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、令和4年度鳥栖市歳入歳出決算書等により説明いたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の47、48ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございます。

主なものといたしましては、老人保護措置費負担金1,468万9,951円は、養護老人ホームに措置された方が納める負担金でございます。

次に、49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料、また老人福祉センター使用料などがございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、53、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金6,594万9,115円につきましては、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定させるもので、国の負担率は2分の1でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

特別障害者手当等給付費負担金1,868万9,040円は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金7億3,341万79円につきましては、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金4,092万円は、身体障害者の障害の軽減や機能回復のための医療費に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害児施設措置費負担金4億7,200万円は、障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、55、56ページをお願いいたします。

節3生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金6億1,500万円につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴う国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

自立相談支援事業費負担金1,094万3,278円につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金で、国の負担率は4分の3ござい

ます。

続きまして、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億5,684万2,969円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮する世帯への住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業に対する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次ページをお願いいたします。

続いて、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（価格高騰緊急支援給付金分）3億847万1,978円につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯、いわゆる住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業に対する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

地域生活支援事業費補助金1,502万2,000円は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3 生活保護費国庫補助金のうち、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金730万4,000円につきましては、生活困窮者就労準備支援事業、家計改善支援事業、被保護者就労準備支援事業、アウトリーチ等の充実による自立支援機能強化事業などに伴う補助で、それぞれの補助率に応じております。

その次の、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金315万7,000円と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金1,458万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金等の再貸付けが終了するなどにより特例貸付けが利用できず生活に困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるための自立支援金を支給する事業でございまして、国の補助率は10分の10となっております。

続きまして、61、62ページをお願いいたします。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金2億577万627円につきましては、国民健康保険軽減分に対する県の負担金で、保険税軽減分の負担率が4分の3、保険者支援分の負担率は4分の1となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

63、64ページをお願いいたします。

同じく社会福祉費県負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金 3 億 6,670 万 5,038 円、それから、障害者自立支援医療費負担金 2,047 万 14 円、障害児施設措置費負担金 2 億 3,600 万円につきましては、国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので、県の負担率はいずれも 4 分の 1 でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節 3 生活保護費県負担金 1,086 万 7,652 円につきましては、生活保護法第 73 条に規定されております居住地が明らかでない保護者等の保護費等に要する県負担金でございます。

県の負担率は 4 分の 1 でございます。

続きまして、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金 1,089 万 5,940 円につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

重度心身障害者医療助成事業費補助金 5,749 万 6,177 円につきましては、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

次のページをお願いいたします。

地域生活支援事業費補助金 710 万 3,000 円は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は 4 分の 1 以内でございます。

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金 4,133 万 4,000 円は、認知症高齢者グループホームの施設整備と開設準備に係る補助金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節 3 生活保護費県補助金、生活困窮者自立支援機能強化事業費補助金 519 万 4,000 円につきましては、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業に対する県補助金及び新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等の影響もあり、生活困窮者への支援ニーズが変化、増大してきており、生活困窮者支援体制の強化を図るための県補助金でございます。

県の補助率は、プラットフォーム事業が 10 分の 10 で、生活困窮者支援体制の強化が 4 分の 3 となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、79、80 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 1 民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料 5,955 万 1,432 円は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険からの受託料で、地域

支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業などの実施に関するものでございます。

保健福祉事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料で、食の自立支援事業や緊急通報システム等の財源として活用いたしております。

林康司地域福祉課長

項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入の生活保護費返還金1,182万1,749円につきましては、生活保護費の返還金となっております。

主な内容といたしましては、年金収入の未申告や相続での預貯金の未申告、また被保護者が交通事故に遭われて、相手の保険会社からの保険金の市に納入していただいた分というものがございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

83、84ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、障害者自立支援給付費返還金等1,639万9,040円につきましては、NPO法人楠の木会等の障害者自立支援給付費の不正受給に係る返還金及び加算金でございます。

障害児通園施設介護給付費1,184万7,738円は、障害児通園施設ひかり園で実施しております、療育等の介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入963万4,537円につきましては、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る、光熱水費等の事業者負担分となっております。

85、86ページをお願いいたします。

令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金4,465万1,795円につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴う市町負担金の返還金となっております。

歳入の主なものは以上となります。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

127、128ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節1報酬につきましては、人権擁護審議会及び民生委員推薦会委員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、鳥栖地区広域市町村圏組合派遣職員47名分の人件費となっております。

節7報償費につきましては、謝金は、個別避難計画作成に伴う謝金で33万9,000円。

記念品代の32万7,426円につきましては、民生委員・児童委員の退職記念品代及び戦没者盆供物代、線香代が34万7,820円となっております。

次に、節18負担金、補助及び交付金になります。

131、132ページの社会福祉協議会補助金2,906万7,000円。

ふれあいのまちづくり事業補助金767万1,000円、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金317万3,000円につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に対しまして、運営費の一部、地域福祉活動、福祉ボランティアの育成活動支援のための経費を助成するものでございます。

主要施策の成果の説明書30ページに記載をいたしております。

全日本同和会補助金400万円につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金。

民生委員・児童委員活動補助金2,034万2,400円につきましては、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員・児童委員の活動補助。

民生委員・児童委員連絡協議会運営費補助金442万6,000円につきましては、同協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金6億4,274万5,019円につきましては、国保会計職員の人件費、国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、目2障害者福祉費でございます。

節1から節4の主なものといたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員5名及び障害者支援係の窓口等職員4名分の人件費に係るものでございます。

節7報償費のうち、謝金203万500円につきましては、ひかり園の言語聴覚指導等の指導員及び臨床心理相談時の謝金及び障害者相談員の謝金となっております。

障害福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金1,294万5,000円につきましては、主要施策の成果の説明書の34ページのほうを御覧ください。

こちらは物価高騰による影響を受けた障害福祉サービス事業所に対して支援金を給付し、事業の継続を支援するもので、167事業所に対して支援を行っております。

134ページに戻っていただきまして、節12委託料の主なものといたしましては、巡回支援専門員派遣事業委託料300万円につきましては、保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応の支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料2,063万6,446円は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センター、光風会病院及び若楠療育園が、障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行っております。

日中一時支援事業委託料310万6,674円につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や、生活訓練を行う者を助成するものでございます。

社会福社会館（身障センター）指定管理料952万9,000円は、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託をいたしております。

次に、135、136ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして、地域活動支援センター補助金510万円につきましては、在宅の障害のある方が通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

福祉タクシー助成金686万1,870円につきましては、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳のA、精神保健福祉手帳の1級及び2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節19扶助費の主なものでございます。

重度心身障害者医療費1億1,669万4,855円につきましては、主要施策の成果の説明書32ページをお願いいたします。

重度心身障害者の医療費の保険診療にかかる自己負担額から500円を引いた額を助成するものとなっております。

決算書に戻っていただきまして、障害者自立支援医療費7,253万8,350円につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節手術、心臓移植、腎臓移植等の手術及び人工透析などとなっております。

次に、障害児施設給付費9億7,306万389円につきましては、主要施策の成果33ページを御覧ください。

障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

決算書に戻りまして、障害者自立支援給付費14億5,116万1,806円につきましては、こちらも主要施策の成果の説明書31ページになります。

障害者総合支援法により、障害のある方の障害程度や、社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付、訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける相談支援給付などがございます。

決算書に戻ります。

障害者日常生活用具給付等事業費1,476万1,090円につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッド等に対して給付するものでございます。

身体障害者訪問入浴サービス事業費482万5,000円につきましては、在宅の身体障害者の方で移送に耐えられない等の事情で、通所による入浴サービスを受けることが困難な方を対象に移動入浴車を自宅に派遣し入浴介助を行うものでございます。

特別障害者等手当2,496万870円につきましては、重度の障害の状態にあるため日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。

節22償還金、利子及び割引料3,989万5,753円につきましては、令和3年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う国庫負担金等の返還金などとなっております。

次に、目3老人福祉費でございます。

節1から節4の主なものといたしましては、地域支援事業の事業費の支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員2名の人件費でございます。

節7報償費につきましては、敬老祝金1,315万5,000円は、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をいたしております。

次の、在宅寝たきり老人等介護見舞金209万4,000円は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

次の、介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金2,718万5,000円につきましては、主要施策の成果の説明書の36ページをお願いいたします。

物価高騰による影響を受けた介護保険サービス事業所及び高齢者施設に対し支援金を給付し、事業の継続を支援するもので、176事業所に対して支援を行っております。

決算書に戻っていただきまして、139、140ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業委託料2,180万4,000円は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否確認を行うものでございます。

介護予防事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書35ページを御覧ください。

活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とする、いきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、TOSUSHI音楽サロン、高齢者自身の健康維持向上とともに、高齢者を支える担い手の確保を目的にした介護予防サポーター養成講座。

それから、要介護や要支援状態に陥るリスクのある高齢者に対しましては、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います、元気が出る学校、元気クラブ。

それから、平成30年度からは、支援の必要な高齢者を早期に発見し介護予防活動につなげることを目的とした、地域巡回介護予防健診業務を実施するなど、運動機能の改善、認知症予防等の介護予防教室の開催委託料となっております。

決算書に戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金7億6,139万円につきましては、介護保険事業に伴う介護給付等に関する鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。

これは主要施策の成果の37ページにも記載をしております。

高齢者福祉乗車券助成金603万8,960円につきましては、75歳以上の高齢者、70歳以上の運転免許返納者及び更新しなかった者を対象として、2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

シルバー人材センター補助金933万9,000円は、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金1,320万4,500円は、町区など敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円を上限として補助を行うものでございます。

地域福祉基金活用事業補助金及び老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して、健康及び生きがいつくり事業に要する経費や運営費を補助するものでございます。

次に、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金4,133万4,000円は、事業所の新設に伴う施設整備及び開設準備に係る補助金でございます。

主要施策の成果の説明書の38ページをお願いいたします。

対象となっておりますのは、株式会社プリーズで、小規模多機能型居宅介護事業所の設置に対する補助となっております。

また、介護予防拠点防災意識啓発取組支援事業として2か所に補助を行っております。

決算書の139、140ページのほうに戻ります。

老人保護措置費9,056万3,297円につきましては、65歳以上の高齢者で、環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

続きまして、141、142ページをお願いいたします。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度から令和3年度の介護保険低所得利用者助成事業補助金返還金でございます。

次に、目4老人福祉センター費でございます。

まず、節1及び節3につきましては、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

節10需用費の主なものといたしましては、中央老人福祉センター等の燃料費や光熱費などとなっております。

節12委託料でございますが、中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う施設管理委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、高齢者福祉施設の玄関前のインターロッキング工事に係るものでございます。

歳出の主なものの説明については以上でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、143、144ページをお願いいたします。

目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節1報酬から節10需用費につきましては、2つの給付金事業に伴う事務に要した費用でございます。会計年度任用職員5名分の人件費、職員の時間外手当、確認書記入例等の印刷製本費でございます。

節11役務費につきましては、確認書等の郵送料、口座振込に係る手数料でございます。

節12委託料につきましては、給付金のシステム改修、確認書等の封入封緘の委託料でございます。

また、給付金業務委託料1,659万6,844円につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業における、受付、審査、入力事務及びコールセンターの機能をアスタスク株式会社唐津に業務委託したものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億3,720万円につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対し、一世帯当たり現金10万円を給付するもので、1,372世帯に給付をしております。

主要施策の成果の説明書の40ページに記載をしております。

次の、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金2億8,745万円につきましては、物価賃金生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり現金5万円を給付するもので、5,749世帯に給付をいたしております。

主要施策の成果の説明書41ページに記載をしております。

続きまして、153、154ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費の主なものでございますが、節1報酬につきましては、嘱託医報酬及び自立支援就労相談支援員4名を含む会計年度任用職員の報酬となっております。

節2給料から節4共済費につきましては、生活支援係職員6名分の人件費となっております。

主要施策の成果の説明書49ページにお示ししておりますとおり、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、また自立の支援をいたしております。

節11役務費につきましては、保護決定に係る調査及び通知等に係る郵便代等でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、家計改善支援業務委託料270万9,000円につきましては、新規相談、貸付金あっせん、家計改善プランの作成、食糧支援等を生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して、公益社団法人佐賀県社会福祉士会に業務委託を行ったものでございます。

また、自立相談支援事業委託料411万円につきましては、令和4年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託業務として、ひきこもりの方及びその御家族を支援するための事業を鳥栖市社会福祉協議会に委託したものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の生活困窮者支援活動事業補助金400万円につきましては、生活困窮者自立支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業に伴う支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援に要する支援金で、1団体当たり50万円を8団体に補助いたしております。

各団体の主な活動支援内容といたしましては、生活困窮の子育て世帯などへの配食や日用品の配布、移動困難者支援などの実施をされています。

155、156ページをお願いいたします。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の精算に伴います国庫負担金等の返還金7,796万9,934円でございます。

主な返還金の内訳といたしましては、令和3年度生活保護国庫負担金返還金が7,360万5,363円ございまして、その内訳といたしましては、医療扶助が5,828万3,672円、生活扶助が1,315万6,957円、介護扶助が216万4,734円でございます。

次に、目2扶助費、節19扶助費7億5,778万433円につきましては、生活保護に関するものでございますが、令和4年度の各種扶助を支給した世帯は、被保護者世帯全体で345世帯429名、そのうち、生活扶助につきましては、292世帯362名、住宅扶助につきましては、291世帯の363名、教育扶助につきましては、14世帯の23名、医療扶助につきましては、318世帯の364名、生業扶助につきましては、8世帯9名、葬祭扶助につきましては、5世帯5名、介護補助につきましては、90世帯91名などとなっております、主要施策の成果の説明書50ページに生活保護の状況を記載しております。

続きまして、目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費につきましては、

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金等の再貸付けが終了するなどにより特例貸付けが利用できず、生活に困窮する世帯に対して就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には円滑に生活保護受給につなげるため、自立支援金を支給するものでございます。

支給対象者を鳥栖市社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けが終了した世帯主で、世帯収入資産が基準額以下であり、求職活動を行っている者に対して、支給額としてひと月ごとに単身世帯には6万円、2人世帯には8万円、3人以上の世帯には10万円が最大3か月支給を受けることができるものでございます。

実績といたしましては、再支給も含めまして、単身世帯の32世帯に対し、642万円。

2人世帯の11世帯に対し、296万円。

3人以上世帯の8世帯に対し、300万円。

計51世帯に対し、1,238万円の支給を行っております。

主要施策の成果の説明書51ページに記載をしております。

節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任用職員2名の任用に関する分でございます。

節19扶助費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、対象世帯51世帯に対する給付費でございます。

続きまして、157、158ページをお願いいたします。

項5災害救助費、目1災害救助費、節19扶助費につきましては、市内で発生した災害に応じての見舞金でございますが、令和4年度中には支給対象となるケースはございませんでしたので、そのまま不用額となっております。

歳出の主なものにつきましては、説明は以上でございます。

これで地域福祉課、高齢者障害福祉課関係分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

休憩します。

午後2時59分休憩



午後 3 時12分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

80ページの生活保護費の返還金で、御説明が生活保護対象者じゃなかったということで、年金が多かったとかでしたよね。

結局対象者じゃなかったということじゃなかったんでしょうか。

もう一度説明をお願いします。

林康司地域福祉課長

生活保護費返還金の再度の説明になりますが、昨年度生活保護を受けられていた方が、年度途中で年金の収入とか、相続での預貯金の未申告があったため、その分の所得のオーバーというか、になった分を返還していただいた分と、また大きな数字といたしましては、別の被保護者の方が交通事故に遭われて、相手保険会社からの保険金を市に納入していただいた分ということになります。

保護者の方におかれましては、国の基準に基づいたいろんな扶助を行っておりますので、その分を超えた計算になった分には返還ということでお願いをしているところでございます。

飛松妙子委員

生活保護対象者外だったわけではなくて、今まで生活保護を受けた方の中で所得がオーバーになったってということでしたが、何人の方が対象だったのか教えていただけますか。

それともう一つ、オーバーになったのは、令和4年度の分だけの金額なのか、それ以前からの分も合わせての金額なのか教えてください。

林康司地域福祉課長

件数は今確認をいたしますが、1,182万円につきましては、昨年度の分及び過年度の分が含まれております。

昨年度返還していただいた件数につきましては、過年度分で、完納していただいた方が8件、まだ返還中の方が23件ございます。

あと、令和4年度の中で返還金になられて調定を起こしている件数といたしましては、19件で、そのうち全部返していただいた方が15件になります。

飛松妙子委員

すみません、もう一度お尋ねします。

トータルで何件で、返還をされる方が何人、何件あったのか教えてください。

林康司地域福祉課長

令和3年度までの過年度分で68件、令和4年度で29件、合計97件が返還金を求めている延べ件数でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほど返還中もあるとのことでしたが、返還のめどは立っているということで理解してよろしいでしょうか。

林康司地域福祉課長

相談中の方もいらっしゃいますので、そこはもうお願い等々と、現在生活保護を受けられてある中で個々に少しでもというところで御相談をさせていただいて、その方の生活に支障がない範囲で御相談をさせていただくようになります。

飛松妙子委員

ということは、生活保護を受けている方の中でも返還をしていただいている方がいらっしゃるということでしょうか。

林康司地域福祉課長

そうでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

なかなか厳しい生活だと思うので、返還をしなくちゃいけない義務もあると思いますけど、よく御相談に乗っていただきたいと思います。

生活保護に関しては、鳥栖市はかなり少ないほうだと思ってます。

鳥栖市から出されている決算認定資料の中にも、生活保護の推移というのが載ってまして、県内で見ても全国平均に見ても鳥栖市は非常に少ないところを見ますと、私もいろんな方から相談を頂きますが、鳥栖はとにかく厳しいというお声を頂いてます。

難しいにしても、御相談にはしっかり乗っていただきたいと思いますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

そこに対しては、何かありますか。

林康司地域福祉課長

推移等で年度末の数字を載せさせていただいているかと思いますが、今年度につきましては、8月までで10件程度、相談と保護の世帯の支給の決定等も行っている分であります。

おっしゃっていただいたように、相談等がございましたら寄り添った形で丁寧に対応して、保護が必要な方に対しては、適切に対応してまいります。

飛松妙子委員

本当に、よくよく聞いていただいて、丁寧に対応をお願いしたいと思います。

続きまして、主要施策成果説明書31ページで、障害児者給付事業、年々相談件数も増えているということで、担当課の方々には大変いろんな形で御尽力いただいていると思いますが、今後この相談支援事業がどのように推移をしていくかをどのように捉えていらっしゃるのか教えてください。

間違えました、自立支援給付事業のほうです。

竹下徹高齢障害福祉課長

自立支援給付事業につきましては、ここに載せてますとおり、件数とか支出額についても伸びてきている状況で、今後も伸びていくことが予想されます。

これについては、うちとしては適切に支給決定を行って、障害者の支援に努めたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

今後も増えていくということで御答弁頂きましたので、予算的にも増加をしてくるのかなと思っておりますので、丁寧に対応していただく中で、適切な給付の仕方をお願いしたいと思います。

それから、主要施策35ページの介護予防事業について、ここも、介護予防事業ということで、ますます重要になってくるかと思ってるんですが、2025年問題とか認知症の方が2030年でしたかね、5人に1人になるということも言われている中で、予防をすることがとても大事ということで、これだけの事業をしていただいていると思います。

コロナ禍中でもあったので、事業の縮小とかも多少あったと思うんですが、現在の参加の状況とコロナ禍前とコロナ禍後と今後の参加の状況がどのように推移していくと考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和4年度につきましては、令和2年度、令和3年度に比べますと、実施できた回数は増えておりますけれども、予定しておりました回数よりは——やはり7波とか8波というコロナの流行がありましたので、予定していたのを全てできたわけではございません。

今年度5月に5類に移行したということで、外出の制限とかそういったものがかなりなくなってきましたので、今後はコロナ禍前の水準までに戻して、さらに増やしていきたいとい

うふうには思っております。

以上です。

飛松妙子委員

コロナ禍の中、外出機会が減った高齢者の方が本当に戻ってくるのかなっていうところを私自身は危惧をしています。

ですので、今までやっていた事業をそのまましていくことも大事だと思うんですが、やっぱり来ていただかないことにはこの事業は成り立っていかないと思いますので、どうやって参加人数を伸ばしていくのかっていうところを、しっかりと考えて次に生かしていただきたいと思います。

その件に関してはいかがでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

昨年度については、主要施策の成果の説明書の真ん中辺りの、通いの場立上げ支援というところで、全町区に立ち上げたいというところで頑張ったんですが、コロナの流行とか猛暑とかもあってなかなか全町区っていうところには行かなかったんですけど、今後も通いの場立上げ支援というのは各町区でやっていただくもので、より身近なところで実施をされますので、その辺から入っていただいて、そのほかの介護予防事業にも入っていただけるようなことで、今後とも介護予防事業のほうは要介護状態にならないための予防に関することですので、ここが一番重要なところと思っています。

周知の方法とかがなかなか難しい面があるんですけど、市報でお知らせしたり、ホームページに載せたりというのは当然行ってますけど、そのほかにも地域包括支援センターとかそういったところも活用しながら、この介護予防事業の各教室の参加者を増やしていきたいというふうに思ってます。

以上です。

飛松妙子委員

そうですね。

それと、実際デイサービスとかを利用されていらっしゃる方々、そういう方々が一体何人ここに参加ができるのか。

体が不自由でどうしてもできないって方もいらっしゃると思うんですが、そういう方も対象にしていらっしゃるのか、その辺りはどう考えていらっしゃいますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

こちらに書いている介護予防事業については、要介護状態になる前のある程度元気な方っていうのを対象にしていますので、デイサービスとかを利用されてる方には中身的にちょっと

難しい面もあるかなとは思っています。

飛松妙子委員

先ほど要介護とおっしゃいましたが、要支援者の方も対象ということでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

要支援の方は、こちらの介護予防事業に参加していただけます。

飛松妙子委員

要支援者の方もデイサービスに通っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、そこはどうか考えですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

通所のデイサービス等を利用されている方については、ちょっとこちらのほうの参加は難しいのかなと思ってます。

あくまで介護予防なので、介護状態になってる方向けではないのですね。

藤田昌隆委員長

飛松議員、少しずれてるよ。

飛松妙子委員

そうですか？

藤田昌隆委員長

話がだんだんずれてきて、健常者と高齢者とずっと交ざって、少しずつ右に行ってるよ。

ちょっと話を戻してください。

飛松妙子委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

それと、竹下課長、意味が違ったらきちんと行って。

そうしないと聞いているほうもだんだん分からんようになってくるけん。

お願いしますよ。

これはお互いが言わんと分からんとやけん。

飛松妙子委員

分かりました。

介護認定を受けていらっしゃる方は対象外ということで。

ただ、地域の方から何で参加しないのっていうお声もかかったりもしているようですので、ちょっと確認をさせていただきました。

それと……、私がずっと続けてもよろしいですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

その前に、あとどれぐらいありますか？

これは皆さんの時間ですので、よろしくをお願いします。

飛松妙子委員

では、136ページの難聴児補聴器の購入補助金についてお尋ねいたします。

以前、FM補聴システムの導入をしていただきましたが、この金額の中にこの補聴システムが入っているのか教えていただけますか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

この令和4年度の決算額の中にはFM補聴器は入っておりません。

要綱改正を行いまして、令和5年度から対象というふうになっております。

飛松妙子委員

分かりました。

ありがとうございます。

では次に、同じく136ページの自動車運転免許取得事業と自動車改造費の補助金について伺います。

補助金額は50万円ですので、5人の方だと思うんですが、この方がどこの自動車学校に行かれたかというのはお分かりになりますか。鳥栖市内？鳥栖市外？

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

鳥栖市内及び基山町の自動車学校であったと思います。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ということは、鳥栖、基山であれば、自動車学校にある自動車を活用することができた方ということだと思います。

それと、自動車の改造費補助金で1人の方が活用させていただいてますけれど、この方は令和4年度に免許を取得された方なのか、それ以前の方なのかというのは分かりますか。

あと、この改造費の補助金が1回の補助だと思うんですが、いつまで申請をすることができるのか教えてください。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

今回改造された方の免許取得日までは、今手持ちがないので分からないんですけども、お一人車の改造をされた方がおられます。

そして、免許取得をしてすぐ車を購入されるかどうかはケース・バイ・ケースだと思います。

すので、特にいつまでという期限はございません。

飛松妙子委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

それは後で確認をお願いします。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

以前から自動車免許を取るに当たって、自動車を改造して持ち込まないと、鳥栖市、基山町、佐賀県内でも受け入れてくれる自動車学校がないということも申し上げておりましたので、そういう方がなかなかいらっしゃらないと思うんですね。

いても1人とか2人とか、何年かに1回いらっしゃるかどうかだと思いますので、そういう持ち込まないといけないときの費用の負担を鳥栖市が支援できるように、今後はぜひそこも含めて取組をお願いしたいと思います。

答弁できないと思いますので、要望とさせていただきます。

続きまして、同じく136ページのストマの補助金ですが、これの推移がどういうふうになってるのか、教えていただけますか。

今後、高齢化社会になっていく中で、ストマを活用する方々が増えていくのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

対象者は、令和4年度が69人で、令和3年度が69人、令和2年度が62人、令和元年度が52人ということで、少しずつ増えてきております。

この、ストマ用装具助成事業というのは、日常生活用具で自己負担された分をさらに補助するという制度でございまして、基本的には日常生活用具のほうでストマの助成っていうのを行っております。ストマ用装具助成事業というのは、鳥栖市の独自の事業になっております。

今後も微増ではあると思いますけれども、この制度については今のところは継続っていうことになっておりますけれども、日常生活用具の限度額っていうのがあるので、補助の見直し等も含めて中身の検討は必要かなとは思っています。

ただその場合は、ストマ用装具に限らず、ほかの日常生活用具の負担額にも関わってきますので、短期的に見直すとかいう話にはならないと思います。

いずれにしてもストマ用装具っていうのは、造設されてる方にとってはなくてはならないものなので、それに対する支援というのは引き続き行っていきたいと思っています。

飛松妙子委員

いろいろ検討していくということでしたが、最終的に自己負担が増えるということをお考えのほうがいいのでしょうか。

それとも、負担は変わらず、給付の事業が変わってくるというふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

限度額を上げると、当然、自己負担も上がりますので、そこは悩ましいところなんですよ。

オストミー協会とかからは、基準額を上げてくれと、限度額を上げてくれという要望があるんですけど、それをしてしまうと自己負担が増えてしまうということになりますので、その辺慎重に考えながら、なるべく本人さんの負担が増えないような形っていうのを考えたいと思っています。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

引き続きよろしいですか。代わりましょうか。

藤田昌隆委員長

今、飛松議員で約30分取りましたので……、さっきも言いましたように、これは皆さんの時間、というか質問もあると思いますので。

ほかに。

成富牧男委員

それでは、決算書の132ページ、全日本同和会補助金400万円。

今年も400万円ですよ。

なるべく手短かに聞けるようにしたいと思いますので、原点に戻って、全日本同和会鳥栖市支部への補助金ですけれども、この団体というのはどういう団体なのか。

いつも頂いている資料のところも含めて、会員が今何人ぐらいおられてとかいうのも含めて、あらましを教えてください。それが一つ。

そしてそれと一緒にでもいいですけど、何のためにここにこれだけの、400万円もの補助をしてあるのか、その理由。

3つ目が、最近の差別事象の事例を具体的に教えてください。

あったなら、この何年間の間に何件あったとか、具体的なほうがいいです。

まず、それだけお尋ねします。

林康司地域福祉課長

まず、順番にお答えをさせていただきます。

全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部がどういった組織かということにつきましては、差別撤廃、人権擁護を事業活動の目的とされております団体でございます。

令和5年4月1日現在の構成員は、13世帯の29人となっております。

今年度も400万円を補助いたしておりますけれども、その理由としましては、鳥栖支部の事業活動の目的が、差別撤廃、人権擁護を目的とされ、行政の目的と合致していることから、行政の補完的役割を担っていただいている同団体の事業活動が公益性があると判断しまして、団体から交付申請があった額について、決算等を踏まえ予算の範囲内400万円を根拠に補助をいたしているところでございます。

近年の差別事象につきましては……

天野昭子地域福祉課参事

最近の差別事象につきましては、鳥栖市内の学校で、平成何年かに過去に2回差別事象が起こっております。

以上になります。

成富牧男委員

差別事象って具体的にどういうことだった？

具体的って、誰々さんがどうのこうのじゃなくて、簡単な事例。

林康司地域福祉課長

賤称語の発言があっておりまして、時期につきましては、令和2年度に学校において賤称語の発言の事例が発生しております。

成富牧男委員

この鳥栖市での同和行政の筆頭課はあなたのところということでお伺いしますが、そのときどういう対応をされたんですか。

その現場でそれが起こったときに最終的にどういうふうに対応されたのか。

天野昭子地域福祉課参事

賤称語発言が起きましたら、まず詳細な報告を佐賀県に上げることになります。

そしてその対策について、学校及び市のほうで練っていくような形で、次に差別事象が起らないように研修等を行っていくことになると思います。

成富牧男委員

差別事象と差別っていうのは、厳密に言うと別物ですよ。

差別というのは、それによってその方が被害を受けた場合を指しますので、差別事象とは

違うということを言っておきたいと思うんですけど。

400万円もやるわけですから、もっと具体的に欲しいんですよ。

400万円も出してこの人たちに何を求めているのか、もう少し具体的にお願いできませんか。

天野昭子地域福祉課参事

具体的にといいますか、同和問題の解消のために、同和問題についての正しい知識と正しい啓発について、もちろん行政も市民の方に啓発教育をしていかないといけないことですので、運動団体に求めるものは、それについてももちろん市と一緒に取り組んでいただく、また当事者である会員さんに対して、いろんな相談や啓発をすることで、会員さんの福祉向上に努めていただくという点になるかと思います。

成富牧男委員

今の最後のほうは、全日本同和会が会員さんのために何をやってるかみたいな話だったと思うんですけど、鳥栖市がやってる同和問題解消のためっていうのは、基本的には鳥栖市がやってるわけですよ。鳥栖市がやってるでしょう。

補完的な役割って何ねって、また聞きたくなりますけれども、もう今日は控えておきますが、大体あの方々が何をやるんですか。

インターネットがどうのこうのっていうのもありましたよね、新たな差別としてインターネットを通じて、あの方々がインターネットのそれをどうやって止めるんですか。

ああいう、インターネットでばーってなってるのを、あの方々がどうやって止めるんですか。しかも佐賀県だけの分を止められるんですか、そういうことないでしょう。

それと、東部関係——佐賀市からこっちでも、基山町にはそういう団体もないから当然のごとく補助金も出してないし、いつも言ってますけど、400万円もあるなら福祉にはもっともっとそちらのほうに——優先順位を比べたら絶対違うと思うんですよ。

一遍にゼロとは言いませんけど、同和の方が多くなるはずないです。

やっぱり真剣に考えていただきたいというぐらいで、今日はとどめておきます。

それと、もう一点いいですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

成富牧男委員

次は同じページの……、聞き間違ったら言っていたいただきたいんですが、障害者福祉費の報酬のところで、ひかり園の職員のことが出たんですよ。

前も言いましたけど、昔に比べるとひかり園に光が当たってない、ひかり園自身が光を放ってないような感じがするんですよ。

まず、今どういうことをやっておられるのか、運営体制っていうか、人員とか職種とか、そういう人たちがこういうことを何人とか、要はそこら辺の陣容といいますか、そういうのを具体的に。

会計年度任用職員も4名いらっしゃるようですが、まず概要といいますか、そこら辺を教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

ひかり園につきましては、園長を障害者支援係の係長が兼務をいたしております。

それから、職員としてサービス事業管理者っていうのが1人と、職員であると4名おります。

それから、専門相談員ということで、心理相談の方が2名、言語聴覚士の方が2名、作業療法士の方が1名ということで、こちらの専門相談員の方については、常勤ではなくて非常勤で謝金をお出ししているというところで、こういった体制で療育を行っているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

園長が兼務というのはどうにかならないかって前から言ったんですが、サービス管理者はこの会計年度任用職員の中からの1名ずつ？それとも市の人？

竹下徹高齢障害福祉課長

サービス事業管理者につきましても、会計年度任用職員5名のうちの1人です。

成富牧男委員

会計年度任用職員の勤務時間は何時間なのか教えてもらえませんか。

それから、先ほどの専門心理士、言語聴覚士、作業療法士が週に何日、何時間出てきてもらってますみたいなのが欲しいんですけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

会計年度任用職員に関しましては、午前9時から午後5時までです。

ひかり園の開所時間も午前9時から午後5時までです。

専門員の派遣については、利用者の方との調整を行いますので、今定期的に……

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

療育の時間に関しましては、コロナ禍前も後も変わらないんですが、個別の指導と集団生活の指導とございますので、集団の指導につきましては、平日の午前中に週数回行っておりまして、午前10時に登園をしてきて、正午までになっております。

あと、個別指導、それから、作業療法士、言語聴覚士による療育につきましては、1人1時間程度で個別に対応しております。

以上です。

成富牧男委員

園長さんは、今の下川さんが兼務ということですが、あとの職員の方は午前9時から午後5時まで。そうすると、園長さんはここに定期的に毎日行かれてるんですか、どんな感じですか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

毎日行ってるわけではないんですけども、必要に応じてひかり園のほうには伺っております。

成富牧男委員

通常はこのサービス管理者の方がやっておられるということでしょうけど、職員さんは全部5日間勤務ですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

週5日勤務です。

成富牧男委員

今度新たに改修もされたようだし、私はあそこが建ち始めた頃に見たんですが、立派な設備と立派な先生もいらっしやいましたよね。

いつも言ってますけど、公の強み——いろいろ専門的にやっておられる、例えば若楠さんとか結構ありますよね。

しかし、公ならではの役割があると思いますので、そこら辺をぜひ今後考えていっていただきたいなと思います。

終わります。

中川原豊志委員

まず、132ページの民生委員・児童委員の活動補助金のところですが、民生委員・児童委員の鳥栖市の現状、定数と、実際何人の方が民生委員・児童委員になっていただいているのか。

それから、少ないと思うんですが、活動補助金の金額を確認させてください。

林康司地域福祉課長

鳥栖市の現在の定数につきましては、159名でありまして、9月現在で140名で、欠員が19名出ているところでございます。

民生委員さんの報酬というか、につきましては、月1万1,100円お支払いいたしております、年間で13万3,200円を1人当たりの活動費として交付をしているところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

19名の欠員ということですが、この欠員についてどういうふうな募集、というとおかしいけれども、民生委員・児童委員になっていただきたいという働きかけをされているのかをお願いします。

林康司地域福祉課長

基本的には、各行政区の区長さんに地元の行政区の中から御推薦をいただくようお願いをしているところでございます。

それでもなかなか見つけにくいと、区長さんが御相談をするにしても条件とか時間とかそういうところが難しいということもお伺いしております。

現在、民生委員さん、児童委員さんの負担軽減につながるための活動内容の見直しや担い手の確保育成についてアンケート調査を今年度実施いたしております。

年内にはきちんと――皆様がどういうふうなところに苦勞をされているとか、活動に対する御意見とか、どういった方々から民生委員にならないかということをお相談いただいたかというような項目で頂いておりますので、そういったところを踏まえながら、次の一斉改選に向けて整理をしていきたいと思っております。

中川原豊志委員

これは区長さんからの推薦じゃないといけないのかということと、それから今アンケートを取られていらっしゃるんですけども、お願いしないといけない業務がたくさんあるのに対して、活動補助金が月1万1,100円というのは全国的に一律なのか、県単位、市単位で若干上乗せできるのか、その辺のところを教えてください。

岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

推薦については、現状、区長さんからの推薦という形で鳥栖市については取らせていただいている状況になります。

また、活動費につきましては、国の活動費が6万200円という形になっております。

それに市単独で上乗せをして、先ほど林課長が申しました月額1万1,100円の12か月分の13万3,200円という形を取らせていただいております。鳥栖市の活動費の金額につきましては、県内では上のほうになっている状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

活動費は、市は若干上乗せをしてるけれど、それにしてもお願いしないといけない業務が多い中で、少ないから成り手がなかなというふうにも思うし、ある町区では区長さんの推薦だから出ないっていうところがございまして、その辺のところをどうにかできると――直接なら私はいいよという人も耳に入ってくるんで、ちょっと確認をしたところです。

次が、140ページの食の自立支援事業。

ここ数年徐々に金額が減ってきてるように見えるんですよ。

多いときは3,000万円以上あったときもあったような気がするんですけども、その少なくなった原因について、分かれば教えていただきたい。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは介護保険のお金が入ってまして、支給決定というか、配食数を決めるときにはアセスメントを行うことになっています。

その関係で、一番多かった頃に比べるとかなり少なくなってきているっていうのが一つありまして、昨年度その事業者のほうから要望等がありまして、アセスメントで食数を少し柔軟に、本人さんが希望される食数に近いような形になるような見直しをさせていただいてます。

昨年度が、年間で5万4,510食。

その前の年度が6万食を若干超えたんですけど、令和元年度が5万4,374食ということで、コロナ禍で外出が制限されて増えたんですよ。

で、令和4年度になって若干それが緩んで、令和元年度並みにまた戻ったっていうような推移になっています。

それと、食数が伸びない原因としては、うちのほうで食数を何食までっていうふうな形にしますので、それ以外の日についてはどうしても自分でどうにかして食事を調達しなきゃいけないということで、民間の配食業者を利用されてるみたいなんです。

そうしたときに、もう民間一本でいいやっていう形にどうしてもなるっていうことで、こちらの食の自立のほうの配食サービスの利用が伸びないっていう現状が要因としてあるようです。

中川原豊志委員

一つは、アセスメントの基準みたいなものが厳し過ぎるんじゃないかというふうな話も聞いたことがあって、この事業は事業者をお願いしてるけれども、事業者のほうは、数が増えればそれなりのこともできるけれども、数が減っても固定費は変わらないというわけよね。

だから、もう少し配食を増やしていただきたいというふうな要望も来てるんじゃないかと思うんだけど、その辺もう少し食を増やしてあげる対策とか何か考えたりしているのかな。

竹下徹高齢障害福祉課長

先ほど申し上げましたけど、昨年度の要望を受けて若干見直しを行っております。

見直す前は、2食とか3食とかあったんですけど、今回の見直しで最低5食は決定します

っていうふうな評価のやり方に変えています。

本人さんの希望によっては、それ以下の場合もありますけど、平日、土日は何かしらの支援があるかもしれないので、最低5食は必要だろうというところで見直しを行ってます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

そういうふうな事業者の声もありましたので確認したんですが、ぜひその辺の対応をよろしくをお願いします。

もう一点だけ、144ページ。

今回コロナ関係で様々な臨時給付金だとか補助金だとかがあったと思うんですけども、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とかで結構大変だったと思うんですが、今回の不用額のところだけ見ると、少し多いような気がして。

3億1,500万円。3億円ちょっとあるんで。

この原因が、例えば多く世帯数を見込んでおいて申請していたけど、実際は少なかったのか、申請の数が少なかったのか、もしくは支給忘れがあったのか。

その辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

林康司地域福祉課長

中川原委員の御質問ですけれども、非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年度、令和4年度にかけての給付金の事業でございます。

それぞれ7,000世帯ぐらいで予算を想定したところで事業費を組んでおりましたけれども、実際は、令和3年度、令和4年度で1世帯当たり1回きりということでありましたので、令和4年度の方で不用額として3月補正で落とさせていただいた分です。

この3億1,500万円の分は令和3年度からの繰越し分で、2億6,000万円が3億円分の不用額に対する内訳になっています。

中川原豊志委員

ということは、世帯数を多めに見込んでいて、世帯が少なかったという判断なのか、その辺はつきり。

林康司地域福祉課長

世帯を多く見込んでいたということになります。

天野昭子地域福祉課参事

先ほど課長が説明しましたとおり、住民税非課税の分に関しましては、令和3年度からの事業になります。

令和3年度で予算を組んでおきまして、それを繰り越したということになります。

繰り越したときには、詳細なことが分からずにそのまま多く見込んだところで繰り越したんですけれども、令和4年度は令和4年度でまた新たに同じ金額を組みました。

ただ、令和4年度分については、3月補正で不用額としておりますので、その分については大丈夫なんですけれども、繰り越した分についてはっきりしないままの状態で見込んでおりました、その内容の一部を令和4年度のほうに——もう一回すいません、令和3年度と令和4年度の事業になりますので、令和3年度で交付申請をして、交付決定をもらった分を繰越明許費のほうで支払いました。

また、令和4年度のほうで新たに交付申請をして交付決定した分を令和4年度の現計予算のほうで払いましたので、令和3年度の繰越明許費で払う予定だった給付金を令和4年度の事業として支払いましたので、令和3年度分の繰越明許費のほうに余りが出たという形になります。

中川原豊志委員

説明はもういいです。

ただ、金額的にも大きいし、国に申請するのに対してもこんなに余ったってなったら、お前たちどんな管理をしてるのかとか言われるから、国から金をもらうときには、その辺をもう少し慎重に数字を出すようお願いしておきます。

永江ゆき委員

132ページの、先ほどの民生委員さんの件です。

アンケートを取られてるっていうことでしたけど、その内容を教えてもらえますか。

林康司地域福祉課長

アンケートの項目といたしましては、委員を引き受けた理由、今まで委員を務められてみてどういった御感想をお持ちですか、活動していく上で重要と思われることはどのようなことでしょうか、委員活動における悩みや苦労はありますか、新たな人材を確保・育成するためには何が一番必要だと思いますか、といった項目でございます。

永江ゆき委員

アンケートに答えていただく方って、高齢者が結構多いと思うんですよ。

今していただいている方々は高齢者が多いと思うんですけど、その方々、今まで継続してもらってる方々にアンケートを取られてるんですよね？

林康司地域福祉課長

長年勤めていただいている方もいらっしゃいますけれども、令和4年度の一斉改選のときに40名代わられてある分もありますので、その方も含めた現140名にアンケートを取らせていただいております。

永江ゆき委員

この制度って本当に日本特有で大事なところだと思うんです。

私の周りでも、こういう民生委員の仕事をやるってなかなか難しいって言うんですよ。

私の年代で50代なので、まだ動ける……、けど仕事もしなきゃいけない、そういう中で、仕事の内容が私の感覚ではそう大変なことではないような気がするんです。

ただ、そこにまつわる時間とか労働力とかをやった分の報酬っていうのがないと、なかなかできないっていう声を結構聞くんですよ。

さっきも言われたように、やってみてもいいんだけど、1万1,100円ではできないよねって言う方が結構多いんですけど、市が上乘せする部分を少し増やすことはできないですか。

林康司地域福祉課長

毎月の定例会が主に日中にあるということもございますので、お勤めの方とかは基本的に難しいかなというところもあると思います。

鳥栖市で民生委員さんにいろいろお願いしていることと、人口が多い都会、というのも変ですけれども、そこがお願いしていることを具体的に伺いますと、正直かなり差はあるようでございます。

都市部は、そこまで関わりがないようなお願いをされてあるということもありますので、ただそれがいいかどうかというのは、うちのほうで、また改めて現役の地域の委員さんとかにもどの程度までだったら活動が可能なのかっていうのも伺いながら、負担軽減になるように相談をしていきたいと思っております。

永江ゆき委員

今の状況では負担は大きいと思うんですけど、要はパート並みぐらいあれば負担……

藤田昌隆委員長

そこがちょっと違う。

ちゃんと言わんか。

林康司地域福祉課長

すみません。

報酬というか、委員さんをお願いしている分ですけれども、民生委員さんの成り立ちの性質的なものもありますので、いろんな御意見を頂いている中ではございますけれども、ほかの自治体さんとかも含めながら、報酬等については、考えていきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

その報酬っていうか、民生委員は本当は無報酬やけん。

今報酬という言葉を使ったけど、これは報酬はないとやけん。

国が決めたやつで活動助成金とか、実際に電話をかけたりどうのこうのっていうのは出しましょう、しかし報酬はありませんということなんよ。

そこがまず基本にあって、さっき聞いて、何で今さらアンケートって。

もうずっと民生委員の成り手がない、保護司だって成り手がないとか、区長だってもう成り手がないっていう中で、特に民生委員は報酬がないという中で、助成金を増やしてくれということで少し増えた。それが現状でしょう。

だから、今さらアンケートを取ってじゃなくて、助成金をがさっと——報酬とは言わないけど、それに近い形でせんともう駄目ですよって。

それと、やっぱり区長さんの推薦とかじゃなくて、民生委員をする人は昔から人のお世話が好きとか、一生懸命になって隣近所のことを考えてるっていう、そういう人がなるとやけん。

今は区長さんが誰かおらんやろうかって、だから同じ人が同じような似た仕事を2つも3つも抱えているのが現状ですよ。

だから、報酬に代わるものを何か——このままじゃいかんし、鳥栖が一番悪いのはボランティアという名を借りてやってると。

ボランティアもボランティアなりに活動助成金とかそういうのが俺は要と思うよ。

永江ゆき委員

民生委員制度っていうのを残していこうと思うなら、そこをどうにか変えていかないと、多分もうずっと落ちていくと思うんですよ。

だんだんだんだん少なくなっていったるし、そういう社会状況じゃないじゃないですか。

だから、やっぱり一番大事な個人情報っていうか、市役所もなかなかつかめないうなところとか、ひきこもりの方とか、高齢者のこととか、子供たちの個人情報に直結するようなこと、末端を知ってある方ってそういらっしやらないと思うんですよ。

市が把握できてるかって、話を伺ってるとちょっと分からなかったりとか。

市はここまではなかなかできないだろうなっていうところを担ってあると思うんですよ。

そういう方々が少なくなっているっていう現状をどういうふうになら先考えられているのかなっていうところですけど、どうでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

民生委員制度については、今欠員が生じております。

この制度については、全国一律で国でこういう制度をつくられているところでございます。

本市と同じような課題というのは当然あると思っております。

じゃあ報酬を上げるのかっていう部分とか、あとは逆に業務が大変だからというような部

分もあれば、そういうところの見直しも必要なのかなというところで、課長のほうが申し上げましたけれども、民生委員さんが実際の活動の中で困っているようなことを聞きながら、それを踏まえて鳥栖市独自で改善できるところについては見直していきたいというところで、今アンケートを取っているところでございます。

これからの時代、地域の中でいろんな形での助け合いという部分は必要になってくるかと思しますので、そういう部分を残すためにも、民生委員制度については今後も残していくべきだというふうに思っておりますので、少しでも改善できるようなところがあれば改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ちょっと待って。

国策として民生委員をつくったんだから——これを見て分かるように、地域包括支援センターとかいろんな事業も昔と違ってあるわけ。

その中で、民生委員の役割が逆に広がって、何かあれば民生委員の責任って言われるっちゃけん。

言葉は悪いけど、民生委員の本当の見直しを国に要望したりしないともう先はないぞ。

それと、この前弥生が丘で地域包括支援の会議があったけど、あの人たちもいよいよ人手不足でどうしようもないって。

だから、いきなり呼んで集めて、買物のお手伝いをしようとかしてくださいとか何か言ってたけど、ちゃんと公的な部分がうまくいった上で、民間に何とか助けてくれんやろうか、ならいいけど、国から指示があったかどうか知らんけど、お買物のお手伝いをしてくれませんかとか、いきなり地域包括支援センターから来て、超具体的な話はなかったけど、そんな時代なんですよ。

だから、民生委員の考え方も役割も考え直して、鳥栖が今やってる仕組みを考え方から、根本から変えんといけんような気がする。

すいません。終わりです。

成富牧男委員

今の議論に絡ませてほしいので言っておきます。

民生委員・児童委員っていうのは、もともと民生委員だけだったと思うんですよ。

児童委員が入ってきて、民生委員・児童委員となって急に業務が——あんた民生委員だけじゃないとよ、児童委員もせないかんとして、何かの行事のときには学校に行って、それから立ち番とか見守りとかいろいろ倍が増えていった、そういう歴史があるわけ。

だから、今言われてる見直そうっていうやつは大賛成です。

それとあと1つ。

私は具体的な提案を今までずっと言ってきたけど、なかなか顧みられなかったんだけど、ちょっと思い起こしてほしいんですが。

区長さんは、区長さんと嘱託員さんと同じ人が2つの仕事をしてるじゃないですか。

だから、この民生委員さんに、例えば福祉相談員とかいうもう一つの肩書を与えて、同じ人間だけど、民生委員じゃなくて福祉相談員として――役所はそんなの上手やけん、福祉相談員にはこういう業務をしてもらいますって理屈をつけて、例えば月額1万円ぐらいやるようなことも含めて考えられたらいかがなものかと思います。

ちょっと答えをもらいます。

古賀達也健康福祉みらい部長

一般質問の中でも、福祉協力員とかそういう部分での御提案を頂いております。

実際何かしらのそういう報酬とかの支払いに当たりましては、やはり財源とかも必要になってまいりますので、そういう部分も検討が必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

異議あり……

樋口伸一郎委員

ちょっとすいません。

失礼だったら申し訳ないですけど、これ決算審査に戻していただけないですか。

民生委員制度についての議論は、決算審査が終わった後に所管事務調査で幾らでもできるんで。

時間があるんで決算審査に戻していただかないと。

よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員長

了解しました。

成富牧男委員

いや、さっき委員長が言ったように、例えば報酬とかそういう状況が十分じゃないから今があるっていうことでこういう議論になったと思うんで。

こういう議論まで来たことは許していただきたいなと思います。

そこで1点だけ確認です。

さっき、食の自立支援事業について、アセスメントを少し緩めようという話がありました

けど、今まで何か一定の幅があって一番厳しいほうでされてたから緩めるっていうことなのか——ここを独自で緩めることは多分許されないんじゃないかと思うんですよ、これは会計検査の対象にもなりますよね。

さっきはどういう意味で言われたのか、確認したい。

竹下徹高齢障害福祉課長

見直す前のアセスメントで採点した結果での食数が、2食、3食、5食、7食で、最大14食。

昼と夜だったら14食までっていうことだったんですけど、それを見直す中で、1日でも必要な人は毎日必要なんじゃない、っていう議論があつて。

土日は家族の支援があるとしても、5食っていうのが最低ラインじゃないかっていう議論があつて、そういうふうに関今緩めたと言うとあれですけど、見直したところですよ。

これが、2食にせないかん、3食にせないかんっていうところは、市の独自のアセスメント表なので、介護保険のお金が入ってるというところで指摘を受けたのは、もう全く何もなしに出してたからそう言われたわけで、そういう調査なりが必要ですよっていう指摘を受けてるみたいなので、そこでうちは独自といいますか、うちはうちで考えたアセスメント表に基づいて、食を決定するようにして、今回少し多くなるような方向での見直しを行ったというところですよ。

成富牧男委員

分かりました。

これは全てのことに共通だと思いますので、特に福祉の関係は国の関係がありますから、法の許す範囲内で精いっぱいどうしたらいいかということ、そういう姿勢でやっていただければいいかなと思いました。

以上です。

樋口伸一郎委員

136ページの障害者自立支援給付費14億5,116万1,806円の分でお尋ねです。

これを主要施策の成果の説明書の31ページを見ながらお尋ねしたいんで、一部重複するところがあったら御理解ください。

令和2年度、令和3年度、令和4年度とせっかく表をつけてくださってるんで、令和2年度から増加傾向にあるというふうなやり取りがさっき行われておりまして、この合計金額はその年の決算額っていうことでいいですか？

そのまま質問します。

決算額でいくと、令和2年度の決算が約13億2,000万円で、令和3年度の予算が13億7,800

万円になって、その後の令和3年度の決算が13億8,000万円幾らですよ。

で、次の令和4年度の予算は14億6,000万円になって、その次令和4年度の決算は約14億5,000万円です。

そして、令和5年の3月が15億円の予算になってるんですよ。

なので、この施策の成果の説明書から見えてくる数字としては、来年在15億5,000万円とかその辺りに増えてくるような見え方をするんですよ。

なので、15億5,000万円、あるいは16億円というふうになってくると思うんで、今後増加していく可能性がほぼほぼ確定かなっていう状態で、その財源はどこからつくっていくお考えなのか教えていただきたいんですけど。

この決算の成果から見えてきた今後の財源確保というか、そこを教えていただければ。湧いてくるものじゃないですよ。

竹下徹高齢障害福祉課長

こちらの事業については、国が2分の1と、県が4分の1っていう補助があるんですけど、一般財源もありますので、これを制限するとか、そういう話にはならないと思いますので…、私で答えられる話ではないかなと思うんですけど、やっぱり障害者支援にかかった経費については、それが増えたとしても、市は応分の負担をしていかなければならないというふうには思ってます。

そこを、もうしませんが頭を打つとか、そういうことはできないかなと思ってます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

おっしゃるとおりだし、私も同感ですけど、これは欠かせない費用だし、増加してくる費用ということで、鳥栖市が今持っている人口ビジョンもまだ今後増やしていくような推移ですよ。

なので、財源は湧いてくるものでもないんで、もう今のうちから人口ビジョンの推測に合わせたような検討とか計画はしながらでも横断的に――財政課とかにもこの金額はずっと増えていくよ、この人口ビジョンだったら20億円ぐらいまで増えるよっていうのをこの決算からしていかないといけないと思うんですけど、部長どうでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

こういう福祉のサービスについては、適切なサービスが適切に行われるというところで、必要な財源について、財政状況の見通し等については、財政サイドのほうにも適宜御相談をしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

同じところで。

すみません、私やっぱり先ほどの質問は間違っって質問しました。

ここで確認したいのが、この中に視覚障害者の方の同行援護サービスとかも入ってるってことでよかったですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

含まれます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほど樋口委員からも、年々増えていくっていうお話だったんですが、少しでも障害者の方も仕事をしていただいて、収入を鳥栖市に入れていただくっていうのもすごく大事だなと思ってまして、視覚障害者の方があんまとかの仕事をしに行くときに、この同行支援が使えないっていうお話を伺ったんですね。

仕事をするってことは自分で収入を得るってことなので、何らかの収益を鳥栖市にもたらしんじゃないかなと思ってるんですが、あんまとかで仕事に出かける際のそういう同行支援、援護サービスというものができないかということをお尋ねしたいんですが。

竹下徹高齢障害福祉課長

現在の制度では、基本的には余暇活動といいますか、に限っております、通勤、通学等には使えないという形になっております。

それは、仕事を持ってる方については、それなりの手段を確保していただくというところでお願いしているところです。

飛松妙子委員

鳥栖市として、しようと思ったらできるものなのか、国の制度としてそれは無理ですっていうのか、そこをお尋ねしていいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

こちらは、国、県からも補助を頂いている分で、国で決められた制度になってますので、鳥栖市で独自にっていうことは難しいと考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

あとすみません、先ほど聞こうと思ったのが障害児施設給付事業。

ここも給付費等が年々増えているものですから、ここも増えていくと思うんですが、今後増えていく対応をしていただけるのかどうかの確認をさせていただきます。

竹下徹高齢障害福祉課長

どっちかという、こちらのほうが増え方が大きいです。

これについても当然、必要のない給付は行いませんので、必要な分が増えていくということであれば、それは応分の負担をしていくということで考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

本日は、以上をもって散会いたします。

午後 4 時34分散会

令和5年9月29日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 井手崇雄

学校教育課教育指導係長兼指導主事 守田茂

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 中牟田恒

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長 豊増裕規

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課文化財係総務主査 大庭敏男

生涯学習課図書係長 中溝雄二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

教育部（生涯学習課）審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

昨日の積み残しの、こども育成課及び健康増進課関係議案の審査を行います。
議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

ただいま議題となりました議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定につきまして、健康福祉みらい部のうち、こども育成課及び健康増進課関係の主なものにつきまして、令和4年度鳥栖市歳入歳出決算書等により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

鳥栖市歳入歳出決算書47ページ、48ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金のうち、保育所保育料1億7,380万8,110円につきましては、市内17か所の公立、私立認可保育所及び市外の私立認可保育所に通う、0歳から2歳児の園児の保護者が支払う保育料でございます。

なお3歳児以上につきましては、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により無料となっております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う保育料減免が令和4年度は516万3,300円ございましたので、報告いたします。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

49、50ページをお開きください。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、休日

救急医療センター使用料8,364万325円につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございます。

保険者からの医療報酬と、患者が窓口で支払う自己負担金になっております。

以上です。

高松隆次こども育成課長

続きまして、決算書53、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金10億3,778万5,606円につきましては、私立保育所、認可こども園、新制度移行の幼稚園等の運営費に対する国庫負担で、国の負担割合は2分の1でございます。

次に、児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担割合は3分の1でございます。

続きまして、55、56ページをお願いいたします。

児童手当費負担金につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。

国の負担割合は3分の2でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2億5,272万5,550円につきましては、ワクチンの接種費用に対する負担金で、国の負担割合は10分の10でございます。

高松隆次こども育成課長

目3教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保育者が支払うべき利用料金相当額を園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。

続きまして、57、58ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親家庭の親が、職業訓練などの資格取得のため、1年以上資格養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費、入学費等の負担軽減を目的とした、給付金支給事業に関する国の国庫補助金でございます。

補助率は4分の3となっております。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育環境改善等事業、保育士確保のための宿舍借り上げ支援事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は2分の1となっております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対する国庫補助金でございます。

補助率は3分の1となっております。

保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子化への対応が重なる最前線で働かれます特定教育・保育施設等の保育者、幼稚園教諭等の処遇を改善するための保育士等処遇改善臨時特例事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、0歳から高校3年生の年齢までの児童を養育している世帯に対して、児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯を除き、給付金の支援を行うための子育て世帯等臨時特別支援事業の給付事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、これも新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加分を勘案し給付金の支給を行うための子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

出産・子育て応援交付金につきましては、令和4年4月以降に妊娠または出産された世帯に対し、本伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出産後に交付金を支給する、出産・子育て応援交付金事業に対する国庫補助金でございます。

補助率は3分の2となっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、生後4か月を迎えるまでの乳児に対する全戸訪問事業、継続して訪問が必要

な親子に対する養育支援訪問事業、母子健康包括支援センターなどの利用者支援事業に対する国庫補助金で、補助率は、全戸訪問、養育支援訪問事業が3分の1、利用者支援事業が3分の2でございます。

59、60ページをお願いいたします。

風しん抗体検査事業費補助金につきましては、風疹の公的接種を受ける機会がなかった、昭和37年1月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の風疹の抗体検査料と検査を受けるためのクーポン券の発行に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

母子保健衛生費補助金につきましては、産後ケア事業と母子保健対策強化事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億6,014万8,000円につきましては、ワクチン接種に係る接種券の発行及び郵送、各医療機関へのワクチン配送委託料など、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

61、62ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、石綿読影の精度に係る調査委託金につきましては、石綿ばく露者の健康診査を本市の肺がん検診の画像を利用して、石綿関連の読影を行った後、環境省で再度読影を行い、必要な方にCTの検査を行う委託金で、補助率は10分の10でございます。

高松隆次 ともも育成課長

続きまして、63、64ページをお願いいたします。

節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度移行の幼稚園等の運営費に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

次に、児童手当費負担金1億9,541万2,998円につきましては、児童手当支給事業に係る県負担金でございます。

県の負担割合は6分の1となっております。

次に、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金は、令和元年10月からの幼児教育保育の無償化に伴う、私立幼稚園等に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり

親家庭の支援、福祉の増進に寄与することを目的とするものでございまして、事業に対しましての県の補助金でございます。

補助率は2分の1となっております。

次の、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県の補助金でございます。

補助率は2分の1となっております。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、また、認可外保育施設への保育環境改善等事業及び認可外保育施設の保育士等の健康診断にかかる費用への補助事業に対する県補助金でございます。

補助率につきましては、保育補助者雇上強化事業につきましては、8分の7、保育体制強化事業が4分の3、保育環境改善等事業が10分の10、認可外保育施設の健康診断に係る分につきましては、3分の2でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施されます、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業などの特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対する県補助金でございます。

補助率は3分の1でございます。

出産・子育て応援事業費補助金につきましては、令和4年4月以降に妊娠または出産された世帯に対し、伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出産後に交付金を支給する、出産・子育て応援交付金事業に対する県補助金でございます。

補助率は6分の1となっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金につきましては、健康教育、健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査等に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

アピアランスケア支援事業費補助金につきましては、アピアランスとは外観や外見という意味で、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立のため、医療補正具やウィッグの購入に対し補助を行うもので、令和4年度からの県の新規事業で補助率は2分の1でございます。

67、68ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助事業になる、子ども・子育て支援交付金の県の負担分で、補助率は、訪問事業は3分の1、母子健康包括支援センターな

どの支援事業は6分の1でございます。

高松隆次こども育成課長

続きまして、75、76ページをお願いいたします。

款19寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節1児童福祉費寄附金につきましては、コロナ禍におけます、子育て支援に関する事業への活用意向に伴う市内企業1社からの寄附金でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目4衛生費寄附金、節1保健衛生費寄附金、保健衛生寄附金につきましては、コロナ禍における母子や健康事業への活用意向に伴う企業1社からの寄附金でございます。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入、休日救急医療運営委託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの受託料でございます。

81、82ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の施設管理に係る消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料、緑生館が使用した電気料に対する負担金でございます。

高松隆次こども育成課長

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入で、民生雑入のうち、子どもの医療費返還金1,207万6,673円につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

施設型等給付費返還金につきましては、過年度の施設型等給付費におきまして、加算科目に修正等がございまして、給付費が減額となったことによります返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所の保育所職員及び園児の給食費でございます。

園児の給食につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、3、4、5歳児の給食費を徴収することになっております。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

決算書の143、144ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について、主なものを申し上げます。

節1報酬、支出済額1,245万2,857円のところにつきましては、家庭における児童養育につ

いての相談、訪問指導などを行います家庭児童相談員2名、要保護女子、DV被害者等の相談指導を行う婦人相談員1名、独り親家庭の自立に係る相談・指導を行う母子父子自立支援員1名、子育て支援関連情報の提供や、関連機関のネットワークづくりを行います子育て支援総合コーディネーター1名及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助の会計年度任用職員2名の合計7名分の報酬でございます。

次に、145、146ページをお願いします。

節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員7名分の期末手当でございます。

節4共済費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴います、事務補助の会計年度任用職員の社会保険料及び雇用保険料でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業の審査支払事務手数料で、子どもの医療費に係るレセプトの審査と支払事務に伴う手数料で、支払先は佐賀県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金でございます。

節12委託料のうち、社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や児童を対象としたフリールームなどを開設する、児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。

委託先につきましては、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会で、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンターとして、社会福祉協議会に事業を委託するものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、国の情報システムとの連携や市の福祉分野や教育分野の要保護児童等に関する情報を一元に管理し、相談事業や支援に活用する家庭児童相談システムの賃借料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費、建設費負担金でございます。

各市町の利用児童数に応じた負担額となっており、令和4年度の本市の利用児童数は9名でございました。

147、148ページをお願いいたします。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、児童扶養手当は、18歳到達後の最初の年度末までの児童がいる独り親家庭に対して給付するもので、世帯に月額4万3,070円を上限として支給されます。

また、2子、3子以降には加算がございます。

令和4年度末で受給世帯数は516世帯、延べ人数は9,877人となっております。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書42ページに記載をしているところでございます。

母子家庭等自立支援給付金につきましては、ひとり親家庭の父または母親が資格取得のために育成機関で修業する場合に、修業期間中に高等職業訓練促進費を支給するもので、月額上限を50万円として支給し、修業の最終年度につきましては、支給額をさらに4万円増額して支給しております。

さらに、修了された方には5万円を上限に一時金が支給されます。

令和4年度は15人の方に支給いたしております。

ひとり親家庭等医療費につきましては、ひとり親家庭等の18歳到達後、最初の年度末までの児童及び20歳未満の児童を養育しているひとり親の医療費の一部を助成するものでございます。

令和4年度の受給資格者数は親が640人、児童が859人でございます。

次の、子どもの医療費につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子供の医療費を一部助成するものでございます。

通院医療費は中学生年齢まで、入院医療費は高校生年齢までについて助成の対象としております。

令和4年度の実績として、助成対象者は延べ人数で15万571人。助成額で2億8,246万1,000円でございます。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書の43ページに記載をしているところでございます。

なお、節19扶助費の不用額につきましては、2,207万3,260円となっておりますが、児童扶養手当の支給額、ひとり親家庭等の医療費助成及び子どもの医療費助成が見込みより少なかったためでございます。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節1の報酬につきましては、公立保育所の園児の健康診断を行う嘱託医及び公立保育所に勤務する会計年度任用職員の保育士及び調理員等85名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、保育所職員44名分の人件費及び、節3職員手当等については、会計年度任用職員の期末手当を含んだものとなっております。

節10需用費のうち、主なものは公立保育園4園の保育材料、事務用品、コロナ対策消耗品などの消耗品費、ガス、ボイラー、灯油、ガソリン代の燃料費、電気料、上下水道の光熱水費、空調やボイラー、足洗い場などの設備に対する修繕料、給食に伴う給食材料費などが主なものでございます。

節12委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の年間契約でございます、害虫駆除業務や消防用設備等各種点検業務、警備業務、調理室の中央フード、排気口フィルター等の清掃業務、園庭芝生管理業務などが主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、下野園の冷凍冷蔵庫1台、小鳩園の食器洗浄機1台、昇降口のマットの購入、鳥栖いづみ園の調理用デジタルスケール、デジタルベビースケール及びデジタル温度計等の購入費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち主なものにつきましては、施設型等給付費の市内の私立保育所13か園、認可こども園3か園、地域型保育事業所6か園、新制度移行の幼稚園3か園及び他の自治体をお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

保育体制強化事業補助金につきましては、保育所等における清掃業務や片づけ、園外活動の見守り等などの保育周辺業務に対する保育士の業務負担軽減のため、保育士資格を持たない保育支援者を配置するための費用を補助するものでございます。

実施園は、私立の保育所3か園、雇用人数は合わせて5人でございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の負担軽減のための保育資格を持たない方を保育業務補助者として雇用する費用を助成するものでございます。

令和4年度は、9か園で13名分の雇用費用を助成いたしました。

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金につきましては、令和4年度より新たに開始した事業でございます、市内保育施設の保育士確保及び就業継続支援のため、保育士の居住費用を補助するものでございます。

市内保育施設で採用後5年以内の保育士が、勤務先の保育施設が契約する市内の宿舍に居住する場合に当該保育施設に補助を行うものでございます。

保育士1人当たり月額5万円の補助となるよう、上限3万7,500円を施設に補助するものでございます。

令和4年度の実績は、1園、2名が対象でございます。

なお、御説明いたしました保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育士宿舍借り上げ支援事業等につきましては、主要施策の成果の説明書の45ページに実績を記載しております。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、国の保育士等処遇改善臨時特例事業により、新型コロナウイルス感染への対応と少子化への対策が重なる最前線で働かれます特定教育・保育施設等の保育者、幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から同年9月分の収入について、期間限定措置で、賃上げ分を国の10割負担により保育施設へ助成したものでございます。

公立保育所4園、私立保育所13園、認定こども園3園、地域型保育事業所3園、給付型幼稚園3園の計26園が取り組まれ、総勢557人の保育士の処遇改善を図っております。

保育環境改善等事業補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国、県の事業を活用し、感染拡大防止に要する経費、消耗品であったり、委託料、備品購入費、掛かり増し経費などについて助成するものでございます。

施設の定員数により、それぞれ1施設当たりの増減額が異なっておりまして、定員60名以上の施設で50万円、定員20から59人の施設で40万円、19人以下の施設で30万円の補助上限額となっております。

私立保育所13園、認定こども園3園、地域型保育所2園、認可外保育施設10園及び児童センターとファミリー・サポート・センターの2施設の計30施設に対して助成しているところでございます。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立の保育所が実施する延長保育や一時保育、病後児保育、障害児保育、子育て支援センター事業などに対します補助金でございます。

延長保育事業につきましては、13園で実施され、延べ利用者数は1万4,162人でございます。一時預かり事業につきましては、9園で実施され、延べ利用者数は2万6,491名でございます。

病後児保育につきましては、1園で実施され、延べ利用者数は31人でございます。

障害児保育事業につきましては、12園と市外保育施設1園に補助しており、延べ利用人数は98人でございます。

地域子育て支援事業、子育て支援センター事業については、9箇所の支援センターに補助を行っているところでございます。

なお保育園管理運営事業につきましては、主要施策の成果の説明書44ページに記載をしているところでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、不用額1億909万8,544円の主な理由につきましては、施設型等給付費につきましては、一部保育所、認定こども園の加算認定により見込みより給付額が減ったことがございまして、約8,591万円が減でございます。

保育環境改善等事業については、新型コロナウイルス拡大防止対策に係る物品購入に対する補助額が見込みより少なかったことで、423万円不用となっております。

また、私立保育所特別保育事業について、延長保育事業等において利用児童数が見込みより少なかったことにより、1,661万円ほど不用となっております。

続きまして、目3児童手当費について主なものを申し上げます。

151、152ページをお願いいたします。

節19扶助費につきましては、児童手当でございます。

児童手当につきましては、中学校修了前までの児童を養育する親等に支給される手当で、年齢区分や子供の数に応じて児童手当法に基づき、児童1人当たり1万5,000円または1万円の支給を行っているものでございます。

支給対象となった児童数は、月平均で約9,700人でございます。

ただし、公務員については、所属官公庁から支給されておりますので、その分は含んでいないところでございます。

詳細につきましては、主要施策の成果の説明書46ページに記載をしているところでございます。

続きまして、目4子育て世帯等臨時特別支援事業費につきまして主なものを申し上げます。

節1報酬から節8旅費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務補助の会計年度任用職員1名の人件費及び手当等でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て世帯への臨時特別給付金330万円につきましては、令和3年度の対象申請時及び給付金の基準日以降に離婚等により、現に養育する保育保護者に給付金が受けられなかった世帯で、令和3年度中に支援ができなかった世帯に対するものでございます。

金額は児童当たり10万円で、32世帯、33人分でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金7,525万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得者等の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から給付金を支給するものでございます。

対象は、独り親世帯、その他子育て世帯、住民税均等割が非課税相当世帯で、受給額は児童1人当たり5万円でございます。

独り親世帯につきましては、612世帯、849人。住民税均等割が非課税相当世帯につきましては、390世帯、656人に支給いたしております。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書47ページに記載しているところでございます。

続きまして、目5出産・子育て応援交付金事業費につきましては、事業の目的といたしましては、令和4年4月以降に妊娠または出産された方がいる全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出時、出生後にそれぞれ5万円、合計10万円相当の経済的支援を実施するものでございます。

事業の内容といたしましては、支給対象者及び支給額につきましては、実績といたしましては、妊婦の方650人、出生された子供を養育する方386人に対して、総支給額は5,180万円でございます。

主要施策の成果の説明書48ページに記載をしているところでございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

決算書157、158ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、乳児や妊産婦の家庭訪問、幼児健診、母子に関する教室などに従事する会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、健康増進課18名、国保年金課5名、合計23名の職員分と、母子健康包括支援センターの会計年度任用職員2名分に対する人件費でございます。

節7報償費の講師謝金につきましては、母子保健事業のフッ化物応用虫歯予防事業、子供の発育のための臨床心理士相談、自殺予防対策のためのカウンセラーなどに対するものでございます。

159、160ページをお願いいたします。

医療機関等物価高騰対策緊急支援金につきましては、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書52ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けた医療機関等の負担軽減と、事業継続の支援を図るため、市内の病院と病床が5床以上の診療所に対し1床当たり2万円、病床5床未満の診療所、歯科医院に対し1施設当たり10万円、薬局に対し1施設当たり5万円を支援し、さらに、新型コロナウイルスワクチン予防接種を行っている医療機関に対しては、支援金の加算を行いました。

支援した施設数は記載のとおりでございます。

支援金は5,036万円でございます。

これは、国の補助事業の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部になり、国の補助率は10分の10でございます。

決算書の159、160ページにお戻りください。

節10需用費につきましては、母子事業に関する消耗品購入費や保健センターの電気代、休日救急医療センターの医薬材料の購入費等でございます。

節11役務費につきましては、保健センターの電話料、乳児健診や教室案内用郵送料、妊婦、乳児健診の審査支払手数料、休日救急医療センターの損害保険料等でございます。

節12委託料の主なものといたしまして、保健センター管理委託料につきましては、保健センターの清掃業務、空調設備点検、エレベーターの保守点検業務等の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料と休日救急医療センター新型コロナウイルス関連業務委託料及び産後ケア事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書で御説明いたします。54ページをお願いいたします。

休日救急医療センター運営事業でございます。

市民の休日の救急体制として、日曜、祝日に、鳥栖三養基医師会に委託して一次救急医療を行うものでございます。

休日は医療機関の発熱外来も開設していないことから、令和2年12月からは、開設日に新型コロナウイルスの抗原検査ができる体制を取っております。

事業内容の事業経費は記載のとおりで、薬や検査薬を購入する医薬材料費、損害保険料、鳥栖三養基医師会への事業委託料と、検査委託料、休日救急医療センター施設の自動ドアの管理委託料になっております。

令和4年度の受診者数は3,715人で、令和3年度は1,774人ございましたので、約2倍に増加しております。

受診者の約90%に新型コロナウイルスの検査を行っております。

休日救急医療センターの財源は、収入で御説明いたしました休日救急医療センター使用料と、基山町からの休日救急運営受託料でございます。

次に、産後ケア事業につきまして、同じく主要施策成果の53ページをお願いします。

産後の心身の回復に不安がある方などを対象に、産婦人科等で宿泊・日帰りにより母子のケアを行うほか、母乳や育児の相談を受ける事業で、利用料の一部を補助し市内の産婦人科及び近隣の助産院に委託しております。

令和4年度からの新規事業になっております。

事業実績は記載のとおりでございます。

決算書の159、160ページにお戻りください。

節12委託料の妊婦・乳児健診委託料でございますが、こちらは医療機関で実施する妊婦健診で、妊婦さん1人に14回分の受診票をお渡ししております。

出産後に1人2回分の乳児健診票をお渡しし、小児科等での検診の委託料になっております。

節17備品購入費につきましては、保健センターで実施しております、1歳6か月児健診、3歳児健診のときに視力検査をするための器械と検診のときに使用する器具の高圧蒸気滅菌を行う機器を購入したものでございます。

161、162ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金の主なもので、広域小児救急医療支援事業協力金につきましては、夜間の小児救急の医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております、久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。

こちらの診療日は年間365日、診療時間は19時から23時までとなっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金につきましては、佐賀県や三養基郡の3町と分担している運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金につきましては、休日の二次救急医療機関として輪番制で対応していただく医療機関への運営補助金でございます。

休日救急医療センターの開設日に、内科、外科、それぞれ1医療機関ずつで対応していただいております。

節19扶助費、妊婦健診費につきましては、里帰り出産等で指定医療機関以外で受けられた25名分の償還払でございます。

不妊治療費につきましては、高額な不妊治療の一部助成金で48名分でございます。

なお、不妊治療費につきましては、令和4年度から健康保険の適用になったため、令和4年度で補助事業は終了いたしました。

次に、目2予防費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬につきましては、がん検診や予防接種、新型コロナなどの各種事業に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節3職員手当等と節4共済費は、新型コロナウイルス関係事業に従事した職員の時間外手当と新型コロナウイルス関係事業に従事する会計年度任用職員3名分の人件費となっております。

節7報償費につきましては、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報償金が主なものでございます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。

手数料につきましては、予防接種の審査手数料や、子宮がん検診、胃がん検診の内視鏡検査、胃カメラ検査に対する事務手数料が主なものでございます。

163、164ページをお願いします。

節12委託料の健康診査委託料につきましては、20歳から39歳及び健康保険未加入者を対象とした健康診査、歯周疾患検査、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

次の、がん検診委託料につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん

検診委託料、乳がん、子宮がん検診用の無料クーポン券の印刷、受診票の発送に係る封入封緘作業の委託料等でございます。

次に、定期予防接種等委託料につきましては、子供と高齢者の定期予防接種の委託料でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備委託料につきましては、主要施策成果の説明書55ページをお願いします。

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防と感染の蔓延防止の目的で、予防接種法に基づく臨時接種と位置づけられ、鳥栖市では令和3年4月19日から市内医療機関で開始をいたしました。

令和4年度は60歳以上と18歳以上の基礎疾患がある人、医療従事者等を優先に、5月から4回目接種を開始いたしました。

9月には初回接種を終了した12歳以上の人を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始し、11月からは生後6か月から4歳までの乳幼児に対し初回接種を開始しました。

事業費といたしましては、会計年度任用職員等の人件費等、役務費は、接種券の郵送代やワクチン接種の審査手数料などになります。

体制確保等委託料は、コールセンター運營業務、医療機関へのワクチン配送、接種券の印刷、システム改修費、医療機関への事務手数料など1億73万3,000円、ワクチン接種等委託料2億1,622万2,000円で、総額が3億5,269万6,000円でございます。

決算書にお戻りください。

163、164ページをお願いします。

委託料の不用額につきましては、不用額が1億1,471万2,309円ですけれども、こちらは予防接種者数、主に新型コロナウイルスワクチン接種者数とがん検診受診者数が見込みより少なかったことが主な理由になります。

次に、節13使用料及び賃借料のシステム等借上料につきましては、健康管理システムの借上料でございます。

節17備品購入費の施設用備品購入費は、健康管理システム用のプリンター購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、アピアランスケア支援事業費補助金で、医療用ウィッグを購入された21名と乳房補正具を購入された8名に対して助成をいたしました。

節19扶助費につきましては、出産による里帰りなどの理由で子供が指定医療機関以外で予防接種を受けられた方に対する償還払が主なものでございます。

高松隆次こども育成課長

219、220ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費について御説明いたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私立の幼稚園等に就園する満3歳児以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額を園に対して給付するものでございます。

令和4年度の給付対象園数は、預かり保育事業を含め、市内私立幼稚園5園、認定こども園3園、認可外保育施設2園、市外私立保育園等23園でございます。

なお、不用額につきましては、利用児童数が見込みより少なかったためでございます。

詳細につきましては、主要施策の成果の98ページに記載をしているところでございます。

以上で、説明を終わりたいと思います。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

順番に行きますので御答弁をお願いします。

歳入から行きます、66ページをお願いします。

アピアランスケアについて質問です。

歳出でも164ページで御説明があったんですけど、これが令和4年度からの事業ということで、歳出ではそれぞれの状況に応じた補助を行ったという御説明でしたけど、令和4年度の事業を通してそれによって鳥栖市内ではどういう効果があったかっていう認識を問いたいんですけど、初めての事業ですのでお願いします。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

初めての事業として、効果っていうのはまだなかなか見えない状況ではございますが、やはり問合せ等も多くあり、ウィッグ、かつらは割と女性から申請が上がっている状況で、これはまた増えていくんじゃないかと考えております。

樋口伸一郎委員

効果はすぐ分かるものでもないので、令和4年度が終わって、またこれは令和5年度とかもされるんでしょう。

なので、その効果も同時に分かる範囲で収集していただきますようお願いいたします。

歳入の86ページの諸収入、雑入の施設型等給付費返還金106万1,448円が過年度分の返還金

の加算措置の変更みたいな御説明だったんですけど、具体的には何かっていうのと、可能な範囲でいいんで、どこの園がどういう加算変更があったのか、園名とかに差し支えがあるのであれば、1つの園がとか2つの園がとかでもいいんで、その加算措置の変更というか、それをもう少し砕いて教えていただけませんか。

高松隆次こども育成課長

施設型等給付費の返還金の106万1,448円の詳細ということでありましたけれども、対象年度が令和3年度の方でございまして、幼稚園と託児施設で4か園、私立の方で対象になっておりまして、1か園では保育時間の相違とか、そのほかのところは、減算調整がちょっと違ってたとか、あと1つは、ひと月分の保育料の誤徴収によります過払分、もう一つについては、5歳児とかの精算時の支給済の給付費の計算の間違いがあったということで報告を受けまして、それについては返還という形で戻していただいております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、事前に気をつければその部分は減らせるのか、それとも、年間のお金のやり取りをしながらじゃないと出てこないものなのかっていうのはどちらですか。

気をつけて減らせるものなのか、やってみないと分からないとか、その辺りはどうですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

給付費は、毎月その当月分をお支払いしている形になっております。

年度末に県のほうで算定されます処遇改善加算等と児童数等の精査をさせていただいてお支払いをしているところです。

令和3年度については、お子さんの標準時間、短時間が間違ってたとかということが、軽微なミスが主になっております。

本来であれば、そこもおっしゃったように精査のところで気づいて変更しておく、正しくしておくべきものなんですけれども、園とのやり取りで、園のほうも気づいてなかったっていうところがありまして、園に御確認をさせてもらった後で精査をしている数値ではあるんですけれども、さらに2度、3度精査していくうちに、翌年度当初に間違いに気づいたということになっております。

通常であれば発生しないっていうのが正しい事務かとは思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

働いてる環境を預けてる環境で、1人とか2人じゃないので、また出てくるかもしれないので、様々な機会を通じて、こういうケースとかこういう漏れが割りと起こりやすいですよ、

みたいな情報発信とかすれば事業所さん方もこういうところって漏れやすいんだなっていうのが分かるかと思しますので、そういう提供とかも機会を通じてしていただければなというふうに思います。

あと2点あるんで、そのままいいですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

樋口伸一郎委員

150ページをお願いします。

主要施策説明書は45ページです。

節18負担金、補助及び交付金の宿舍借り上げ支援事業補助金、主要施策成果説明書を使っています。

まず、雇上強化事業については、一定の活用者がいるっていうことは聞いたんですけど、補助者から保育士に実際になられている数っていうのは把握されてますか。

というのが、この主要施策説明書の一番下に、離職防止及び保育所等の保育士確保に貢献することができたとございますので、補助者から保育士になった人数とか情報というのは、どのあたりまで認識されていらっしゃるのでしょうか。

分かる範囲で結構です。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

雇上補助事業というのを平成29年度から開始しております。

その中で補助対象となって園で従事された後、保育士の資格を取られてその翌年もその園に就労継続していただいている方は現在7名いらっしゃいます。

樋口伸一郎委員

前年度に限らずでいいんですけど、人数的にその7名が7名できているのか、4名、5名、6名、7名で7名になったのか、経緯を教えてください。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

近年の状況でいいますと、令和3年度にお二人、令和4年度にお一人。

ただ先ほど申したように、補助として数年園に勤務された後ということになりますので、その年の1年間補助対象となって、翌年保育士になるっていう即効性がないもので、ちょっとずれずれという結果になっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、雇上強化事業については理解できたんですけど、その下に宿舍借り上げ支援事業ということで人数示してありますけど、これ多分令和4年度だけじゃなくて過去も同じ

園だと思います。

つまり、ほかのところは活用されていないということになっちゃうので、1園しかやってない、同じ2名の方に対してこれが行ってるっていう、そこはほかの園は必要ないものなのか、感じられる課題があればお聞きしたいんですけど。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

こちらの補助事業が令和4年度から開始しております。

ここに主要施策の成果を上げさせていただいております。

1園でお二人っていうのが令和4年度の実績になっております。

今年度につきましては、さらに認定こども園さんでの取組ということで、または保育所でも該当者がいらっしゃれば取り組みたいというお話は頂いておりまして、ホームページのほうでも取組を検討している園ということでは情報提供をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

この数字としては出せないけれども、問合せとかは増えてきたということで理解させていただきます。

質問はここで終わるんですけど、これは利用勝手が悪い部分っていうか、働く保育士さんじゃなくて事業所さんがいろいろやらなきゃいけないとか、例えば障害者施設とかも持つておられるところとかは、同じところで保育士さんが働くときに、制度上どっちに入るのか分かりにくいとかもあるみたいなので、その辺りの制度面においてもいろいろ検討しながら事業所さんと意見交換しながら進めていただければと思います。

もう一点、最後の質問ですが、147ページを。これで最後です。

いつも聞いてますけど、目2の保育園費、御説明では節1の報酬が85名分の会計年度任用職員でしたかね、で、節2の給料が40名分の職員さんという御説明だったかと思うんですけど、決算書の補正額のところに2,293万1,000円あるじゃないですか。

その補正の主なものっていうのは、人件費を含みますか、人件費ですか。まずそこを確認していいですか。

予算から補正2,293万円減額で計に至るんですけど、細かいパーセンテージとか金額は要らないんで、これに人件費が主なものとして含まれるのかなという確認です。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

人件費も含まれております。

樋口伸一郎委員

全てではないけれど含まれるということで、その次です。

この人件費に関しては443万円と241万円と不用額ということでありますよね、報酬と給料を一緒にするものじゃないんでしょうけど、不用額としては結構ありますんで、その不用額の主な理由というか、なぜ不用額になったのか教えていただけますか。

脇友紀子 子育て課長補佐兼保育幼稚園係長

会計年度任用職員さんのものということでお話をさせていただきます。

保育所にいたっては、保育士が雇用できればお子さんを受け入れることができるということで、保育所の利用としまして、4月の育休復帰の方が、ならし保育ということで3月に入所を希望される方も一定程度いらっしゃいます。

そういうことも含めて、年度後半、1月、2月、3月でも新しい雇用ができる方がいらっしゃったら即雇用ができる状態にしたいということで、やはり全額補正で落とさせていただく分ではなく、途中の臨時的雇用も可能なようにある程度残させていただいた結果になっております。

樋口伸一郎 委員

最後の質問です。

ずっと聞いてますけど、途中で増えた場合に対応できるようにという、今おっしゃったことも理解できます。

でも、逆も考えられると思ってるので、当初予算立てて決算に至るまでに、いろいろ含めて減額が2,000万円ある、不用額を合計すると1億円出てくるってということなので、もう少しこの辺り——いつも言ってますけど、その金額の全てではなくても一部を使ってでも、鳥栖市独自の処遇改善策を検討するなりをしていただきたいというふうに思うんです。

この決算を見て、5年以上ずっと水車のように当初立てて、減額をして、増額もいつ来てもいいように残しててっていう感じもありますけど、減らすほうから考えれば増額補正というのも不可能ではないので、その辺りをもう具体的に検討いただけんかなと思うんですけど、部長さんいかがでしょうか。

すいません、もう最後です。

古賀達也 健康福祉みらい部長

今御指摘いただきました不用額ですね、予算案を提案いたしまして審議いただいた中で、それが適切に執行できなかったというところにつきましては、反省をしたいというふうに思っております。

予算を提案するに当たりまして、精査を今後十分詰めていきたいと思っております。

また、いろんな子育て支援を含めて、いろんな施策について、今後よりよい制度や事業について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

ありがとうございました。

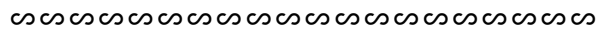
樋口伸一郎委員

長々とありがとうございました。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午前11時12分休憩



午前11時20分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

田村弘子委員

決算書150ページの節18負担金、補助及び交付金の認可外保育施設等健康・安全対策事業補助金というものは、どのようなものに使われたか教えていただけますか。

高松隆次 ともも育成課長

認可外保育施設等健康・安全対策事業補助金の4万7,400円の方でございますね。

これにつきましては、認可外保育施設の児童の健康診断にかかる費用及び損害保険に係る費用への補助を行っているところでございまして、令和4年度については、1施設1園の健康診断10人分と損害保険費の9人分を補助しているところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

安全対策事業で何かが使われてあるのかなと思って聞いてみました。

それと次が、成果の説明書の43ページの、子どもの医療費助成事業の中で、県外の病院を使われた件数を今分かれる範囲で教えてください。未就学児だけでいいです。

藤田昌隆委員長

分かります？

野中潤二 ともも育成課子育て支援係長

申し訳ございませんが、後でいいですか。

田村弘子委員

よろしくお願いいいたします。

以上です。

永江ゆき委員

決算書の160ページです。

産後ケア事業委託料ですけど、これは、ショートステイが32泊、デイサービスが6日となっておりますけど、令和4年度は何人の方が出産されたんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

統計のほうでお答えさせていただきます。

鳥栖市の住民基本台帳の月報から拾いました出生数ですけども、令和4年の1月から12月までで603人となっております。

以上です。

永江ゆき委員

603人で、このサービスを使われた方が32泊。

これは、何名の方が使われていますか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

令和4年度の産後ケア事業につきましては、利用者を――単胎といいますのが1人の赤ちゃん、多胎が双子の赤ちゃんとして分けております。

ショートステイにおきましては、1人の赤ちゃんとお母さん3組が16泊利用をしております。

ショートステイの多胎は、双子の赤ちゃんとお母さん5組が16泊利用をしております。

デイサービスにおきましては、単胎の1人の赤ちゃんとお母さんの1組が1泊。

多胎は、双子の赤ちゃんとお母さんの5組が5回利用をしております。

授乳育児相談につきましては、25人の産婦さんが利用をしております。

以上でございます。

永江ゆき委員

ショートステイの場合は、利用するに当たり利用料が5,000円か何か要りましたか。デイサービスが幾らでしたか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

デイサービスの場合は、自己負担は3,000円となっております。

永江ゆき委員

利用者数と、603人出産されてのこの利用回数をどのように見てありますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

このサービスについては、妊婦さん、産婦さんに御説明はしておりますけれども、まだ新規の事業ということもございますので……、訪問事業とかで悩み事相談も受けたりしております。

まだ今から増えてくるんじゃないかっていうところもありますし、令和4年度の実績を見てみますと、ショートステイ事業は佐賀県内の他の事業を見ても実施してるのはそんなに多くもないですし、鳥栖市としてはこのショートステイ事業はよく利用されているほうと考えております。

永江ゆき委員

そうですね……、なるほど。

603名いらっしゃって、このショートステイの32泊っていうのは多いほうっていう感じですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

多いかどうかというのは、数値的には何とも言えないところでございますし、やはり必要な方に対してはサービスを行っていくということがこの事業と思っておりますので、広報に努めていきたいとは考えております。

永江ゆき委員

広報の方法は、市報とホームページと訪問時にということですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

委員がおっしゃってるとおりでございます。

永江ゆき委員

そうしたら、大体100%回られてますか？

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

出生4か月までに全ての子供さんに全戸訪問という事業になっておりますので、回っております。

永江ゆき委員

100%会うことができますか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

100%会うことができます。会えなかったら追いつけています。

あと、周知におきましては、まず妊娠届出をされたときに、そこで産後うつとかの履歴とか、メンタル面も含めた上でアンケートを取りまして、そしてちょっとハイリスクだなと思う方に対しては、周知をしっかりとしております。

そしてさらに、7か月のときにママパパ教室を——今年から開催してるんですけども、そのときもチラシを渡してお知らせをしております。

さらに、出生届を出されて赤ちゃんの名前が決まりましたら、そのときに、周知をするためのチラシを郵送で送っております。

うちが、メンタル面でリスクがあるお母さんたち——いわゆる特定妊婦さんに対しましては母子手帳を交付したときから必ず地区担当が——この妊婦さんには、この助産師さん、この保健師さんというふうに担当制を決めまして、妊婦のときからずっと寄り添って、伴走型支援も含めて支援を行っておりますので、そこで産後に対する不安とか悩みとかが若干薄らいでおりますので、そういった点もシフトしてございまして、実際不安を感じる人とか産後うつになる人とかも少なくなるっていう効果が出てきてまして、産後ケア事業についても、若干そういった効果のための数であるとも把握をしております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

産後うつを多く聞くんですけど、そうやって家族以外の人に会えるきっかけとかがあったら本当に助かるんじゃないかなと思いました。

手厚くしていただいているようで、ありがとうございます。

で、この不用額っていうのは、ここから発生してますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

余分にじゃないですが、見込みは多く取っておりますので、どうしても不用額っていうのは産後ケアからも一部は発生しております。

不用額については、30万円となっております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

私がちょっと気になったのは、ショートステイで5,000円って……、私貧乏だったんですよ。

その5,000円というのが高く感じないかなと思ったんですけど。

それによって利用しづらいとかは……、分からないとは思いますが、もしあれば、不用額がたくさんあるようだったらそれを無料にするとか、何か少し考えられないかなと思っての質問でした。

藤田昌隆委員長

それは質問ですか？

永江ゆき委員

いいえ。

飛松妙子委員

引き続き産後ケアを。

産後ケアは私もずっと前から訴え続けておりましたので、令和4年度から取り組んでいただいたことには、本当に感謝を申し上げます。

その上でいろいろ確認させていただきたいんですが、ショートステイがトータル8組の方が参加されて、16泊ずつされましたってことでしたので、たくさんの方に利用していただきたいと思うんですが、この5,000円は1組で5,000円なのか、それとも人数で1人当たり5,000円なのか、まずそこを教えてくださいませんか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

赤ちゃんとお母さんの1組で1泊5,000円の自己負担になるんですけども、あと市民税非課税世帯と生活保護世帯の方につきましては、1,500円の自己負担になります。

飛松妙子委員

それでしたら、1,500円で利用された方はいらっしゃいますか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

令和4年度は全て課税世帯の方になります。

そして、加えまして、多胎児加算というのがございまして、その場合は多胎児1人につき、2人目からは課税世帯の場合は2,500円、非課税世帯、生活保護世帯の場合は750円の自己負担になります。

飛松妙子委員

つまり1人2,500円で利用することができるってことですね。

多胎児の場合は、1人増えるごとに2,500円ということですね。

分かりました。

ありがとうございます。

ぜひともこのショートステイ、もっともっと活用していただければと思います。

あと、デイサービスがもっともっと活用できるようにされたらいいなと思うんですね。み

やき町はデイサービスって3,500円なんです。それに比べたら鳥栖は500円も安いので、もっと活用できるようにアピールをしていただければと思うのと、あと、授乳育児相談はケアまで入れての授乳育児相談でよかったですでしょうか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

助産師による乳房ケアも含めた上での授乳育児相談になります。

飛松妙子委員

分かりました。

引き続き令和5年度の利用者が増えることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きよろしいでしょうか。

まず、86ページの子どもの医療費返還金が、高額医療費ってということだったんですが、内容を教えていただきたいんですけど。

高額医療費の場合って、個人が申告して医療費が戻ってくるっていう仕組みだと思うんですが、行政にこの医療費返還金が戻ってくるという仕組みを教えてくださいいいですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

高額療養費の把握につきましては、聖マリア病院とか久留米大学病院とかを入院とかで利用された方の情報が国保連合会に参りまして、国保連合会からそういう高額療養費に該当するような方のリストが参ります。

このリストを基に、うちが所得とかのチェックをいたしまして、この人は出るかもしれないということで、最終的にはその利用者の方の承諾を得て、その方が加入する健康保険組合のほうに高額療養費が出た場合は承諾を頂いてますので、こっちに振り込んでくださいという手順でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

結構な手間がかかっているということが分かったんですが、この高額医療費の返還をもっと簡素化することってというのは何かありますでしょうか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

簡素化については……、そこは簡素化できれば、私どもも助かります。

ただ、健康保険組合や事業所さんのそれぞれの手続が違うと思いますので、そこはなかなか難しいところかなと考えております。

飛松妙子委員

例えば、今マイナンバーカードが健康保険証と連動してということであるんですが、マイ

ナンバーカードがそれを使えるようになれば、そういう仕組みっていうのは、高額医療費とかでも難しいですか。

私たちが使うときに高額医療費使えますかって、はい、いいえとかがあるんですが、そういうのも行政ができるものなのかどうかっていうところが——かなり手間暇かかっているなっていうのをとても感じましたので、ちょっとお尋ねですが。（「あの……、」と呼ぶ者あり）
できないですね。分かりました。できないならいいです。

じゃあ以上で、この高額医療返還金にとっても労力がかかっていることが分かりましたので、大変だと思うんですが、これをするによって少しでも市の負担が減ると思いますので、大変だと思いますが、よろしく願いますというお願いを申し上げたいと思います。

では次に、66ページのアピアランスの支援事業、これは県が2分の1を補助してるということですが、令和4年度に始まるときに、県の事業がいつまでこの補助金があるか分からないようなことをおっしゃっていて、継続しますかっていうことをお聞きしたときに、継続したいという意思を示してくださいました。

令和5年度の予算の予定、県の補助金が出るのか、それとももう県が止めようと考えていらっしゃるのか、市としてはこれを継続で考えているのかを教えてください。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長

令和4年度からの新規事業ということで、県からお示しがあっていますが、終了年度等については具体的などころは何も聞いておりませんので、県の助成は継続されると思っておりますし、県の助成がある期間については鳥栖市のほうの助成も継続ということで考えております。

藤田昌隆委員長

今の質問ですが。

これ県の新規事業でしょう、県が初めて始めた新規事業っていうことで、来年度とか今後まだ県が何も方針を出していない状態ですよ。方向性としては、出すかなという程度ですよ。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長

はい。

藤田昌隆委員長

それをお願いします。

飛松妙子委員

県がもし補助金を打ち切ったとしても、ぜひ継続はお願いしたいなと思っております。

その上で、このアピアランスの内容ですが、さっきウイッグとかサポーターというお話が

ございましたが、これは、乳がんとかのサポーター、何でしたっけ。（「リンパ」と呼ぶ者あり）そう、リンパ、リンパ。

リンパを切除したときのサポーターも含まれてるとおっしゃってましたでしょうか。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長

リンパを切除したときのというそのような細かい規定ではなくて、あくまで乳房切除をされた方に対して、乳房補正のための下着っていうのが該当するっていうことになっておりますので、がんの治療後切除をして、そのための下着を購入しますっていうことで申請があれば、それで受付して助成をするっていうことになっております。

飛松妙子委員

サポーターが下着っていう捉え方であればいいということによろしかったですね。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長

はい。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

では続きまして、160ページの妊婦・乳児健診委託料についてお聞きしたいと思います。

1歳6か月健診、3歳児健診の状況を教えていただいてよろしいですか。

藤田昌隆委員長

欲しいのは健診を受けた人の人数ですか？

飛松妙子委員

実施状況です。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

まず、乳児一般健診ですけれども、令和4年度は、交付の実人数は617名の赤ちゃんに対して受診票を配付しておりまして、受診延べ枚数的には、1,079枚、89.4%が受診率になっております。

それから妊婦健診のほうは、受診票の交付の実人数で615名の妊婦さんにお渡しして、受診の延べ枚数は6,512枚、受診率は77.3%となっております。

それから、1歳6か月健診は、対象児童は603名で、577名健診を受けておりまして、95.6%が受診率です。

3歳児健診は、601名が対象児童で受診子供の数が590名、98.2%となっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

妊婦健診についてお尋ねしたいんですが、14枚配付されていらっしゃると思うんですが、14枚使い切っているのか、足りないのか、余ってるのか、その辺を教えてくださいませんか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

妊婦健診は出産日が近くなるにつれて1週間に1回診察を受けることとなりますので、何週目に出産するかによって、人によって変わってきます。

14枚お渡ししたとしても、大体平均11枚から12枚しか使えないかなというふうには考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

もし14枚超えた方がいらっしゃったときですよ。

その対応を、例えばほかの方が使い切れない分を使っていただくとかいう仕組みを出来たらお願いしたいなというところがありますので、今までは14枚使い切った方がいらっしゃらないということですが、もしかしたらいらっしゃるかもしれないというところで考えていただければと思います。

では続きまして、がん検診の委託料164ページについてお聞きしたいと思います。

先ほど、コロナ禍もあってがん検診がちょっと減ってますっていう御答弁がございました。毎回確認してるんですが、そんなに変わってませんよ、鳥栖は減ってませんよっていうことでお聞きはしておりました。

がん検診については、受診が減ってる、増えてるのが分かれば、そこをどこの部分が減ってるか、増えているか教えていただけますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

検診の受診者数でお答えしたいと思いますけれども、がん検診は、胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺の6種類ございますが、令和3年度の受診者数と比較すると、令和4年度はどれも増加している状況でございます。

不用額が出る年っていうのは、あくまでもそれ以上の受診者を見越したところでのものになっております。

飛松妙子委員

分かりました。

検診自体は人数が上がっているということで確認が取れましたので、また令和5年も引き

続きよろしく願いいたします。

それでは、164ページの予防接種のほうに移りたいと思います。

子宮頸がんの推移をまず教えていただけますでしょうか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

子宮頸がんのワクチン接種ということでよろしいでしょうか。

飛松妙子委員

すみません。

そうですワクチンのほうです。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

今ここに統計がございますのが平成30年からの分ですけれども、平成30年が被接種者数…

…

藤田昌隆委員長

質問あってます？

飛松妙子委員

はい、大丈夫です。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

被接種者数が平成30年が12名。

令和元年が20名。

令和2年度が157名。

令和3年度から、今まで積極的な勧奨をしてなかった分が開始になりましたので、568名と多くなっております。

令和4年度は1,000名になっております。

この分は定期の予防接種以外のキャッチアップ接種といいまして、このワクチンがいろいろな痛みを発したりとかでちょっと問題になりまして、国のほうが積極的勧奨を止めていた時期がございますので、その時期に接種を受けられなかった人たちに接種の機会を与えるということで、通知とかを出してますので、その分も含めまして接種者数が大幅に上がっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

キャッチアップ接種の人が何人いらっしゃるか、分かれば教えてください。

それともう一つ。

周知の方法ですが、対象者にはどのように周知をされているのか教えてください。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

まず令和4年度におきまして、周知のほうにつきましましては、新しく中学1年生になった女子417名、新高校1年生の女子331名、キャッチアップの対象者3,097名、合計3,845名に対して今年度の春に通知を送っております。

その方たちにつきまして、対象は、中1、高1、キャッチアップだけじゃないんですけれども、受けられた人たちが全部で1,000名。

そのうち、定期の予防接種として受けられた方が387名、キャッチアップの接種として受けられた方が613名でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

キャッチアップのほうが人数が多いということですが、キャッチアップ以外の方の人数はトータル何人になってますでしょうか。

小学校6年生からキャッチアップ以外で、受けた方じゃなくて何人の方が対象になってるか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

対象者全ての方の対象者数ということでよろしいでしょうか。

飛松妙子委員

キャッチアップ以外ですね。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長

すみません、後ほどでよろしいでしょうか。

飛松妙子委員

はい、ありがとうございます。

この子宮頸がんワクチンについては、令和3年から推奨するようになったということで、それまで打てなかった方々が何で打てなくなったんだろうという不安のまま来てるっていうところもあったので、多分キャッチアップの方のほうが多く打っていただいたんではないかなと。

それと、高校1年生までしか無料化しないっていうところがあるからですね。

ぜひとも高校1年生の方にはできるだけ早く打っていただかないと、無料化できないということにもなってますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、この子宮頸がんは、今女性だけが対象になってると思うんですが、男性のほうは、多分国は今推奨してなかったと思うんですけど、今後鳥栖市としては男性も対象に案内をするとかいうことは考えますでしょうか。

藤田昌隆委員長

ちょっとすみません、飛松議員、無視せんでくれん？

飛松議員、きちんとやってください。

飛松妙子委員

はい。すみません。最初からがいいですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

キャッチアップ接種のほうが人数が多いということで、特に高校1年生になってくるともう無料化がなくなりますので、高校1年生に関しては、特に早めに打っていただくような周知もお願いしたいと思います。

その上で、今女性だけが対象になってるんですが、実はこの子宮頸がんって男性の方もなるということをお聞きしています。

男性の子宮頸がんワクチンは国はまだ推奨してないんですが、ぜひ男子のほうも鳥栖市として推奨していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか？

飛松妙子委員

お願いします。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

このワクチンに対して、男性のがんの対象がどういうふうに効果があるかというのは、国のほうで調べてございますので、国の意向を聞きながらの実施になると考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

最後に、146ページのファミリー・サポート・センターの現在の利用状況の時間帯についてお尋ねしたいんですが。

利用できる時間帯が何時から何時ってあって、今利用できている時間帯が分かりませんでしょうか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての協力をしていただきたい方と、子育ての協力をしているよという方の相互有償ボランティアの組織ですけど、基本的に利用時間は2つ区分がございまして、朝の7時から夜の7時までとなっております。

あと、それ以外ということで対応していただいているところなんですけど、実際の支援内容といたしましては、利用件数が令和4年度に延べ1,640件ございまして、上位のほうは、保育所、幼稚園の送迎とか、学童保育及び園への迎え、習い事の送迎とかっていうのが、約300件を超えてきているところです。

それから申し上げますと、夕方の午後の時間帯かなというふうに認識しております。

飛松妙子委員

利用時間帯が午前7時から19時って書かれているので、例えば17時から19時に利用したいってことを確認したときに、その時間帯はサポートできる人がいないんですということをお聞きしたことがあったんですが、それが改善されてるのかどうかをお尋ねしていいでしょうか。

野中潤二 とも育成課子育て支援係長

飛松議員がおっしゃるとおり、子育てを協力してほしいという方がいらっしゃる中で、協力してもいいよという方がマッチング的に必要になってきますので、協力会員の方を増やすための取組等は今年度また進めているところでございます。

委託を受けている鳥栖市社会福祉協議会と連携しながら、その辺りの組合員の獲得に努めているところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ファミリー・サポート・センターってありがたい仕組みだとは思っておりますが、使いたいときに使えないっていうところ、なかなかマッチングできないっていうのは残念だなと思いますので、協力会員の方々の募集とございますか、そういうことも大変だと思いますが、ぜひ力を注いでいただけるように――社会福祉協議会が窓口ですよね、しっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

永江ゆき委員

66ページの地域自殺対策強化事業費補助金をもう少し詳しく教えてもらえますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

こちらは県の補助金事業で、2週間に1回、心の相談事業を行っている分の補助金になっ

ております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう一つ、158ページの講師謝金で自殺カウンセラーっていう話があったんですけど、それはどういったものですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

先ほどの心の相談の事業のところの、カウンセラーの方の分です。

永江ゆき委員

分かりました。ありがとうございます。

中川原豊志委員

150ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金。

これに関しては、令和3年度と令和4年度やったっけ。

で、その後保育士1人9,000円とかそういうふうな数字だったかなと思ってるんですけど、その後、この補助金がなくなった後の対応はどういうふうにされてるのかな。

高松隆次こども育成課長

中川原議員の御質問にお答えします。

処遇改善臨時特例事業補助金が令和4年の9月分までのも入っておりまして、この補助金の前提として、賃上げ効果を継続するようにとということで、その前提条件ということでやっております。

私立の保育所等につきましては、そもそも給付費の加算金のほうで新たな加算額の分が示されましたので、給付費のほうで対応しているところでございます。

中川原豊志委員

施設型給付費の中に入っているということですか？

高松隆次こども育成課長

そのとおりでございます。

中川原豊志委員

保育士の処遇は以前からすると少しよくなってる状況は続いているということで、理解してよろしいですね。

高松隆次こども育成課長

おっしゃるとおりでございます。

中川原豊志委員

あと1点、その下の保育士のところですが、令和3年度国庫負担金等返還金が6,300万円。それから、164ページのところにも国庫補助金等返還金が5,700万円とあるんですが、この返還金、多分前年度の不用額があったために国に返さないといけないのかなというふうに思うんですが、その辺のところの確認をまずさせてください。

高松隆次こども育成課長

令和3年度に対します負担金の返還金につきましては、言われたとおり令和3年度の事業の額確定等に伴いまして、使わなかった分を国、県のほうにお返しする分でございます。

子供の分につきましては、主に施設型等給付費の中の分でお返ししている分が大きいものでございます。

要するに、保育所にお出ししている分が見込みよりも少なかったというところが多く出ましたので、それについてお戻しするような形になっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

衛生費のほうの返還金も、令和3年度の国庫補助で精算をしたときの不用額をこちらで返還金として計上しております。

中川原豊志委員

ということは今、令和4年度の決算をやっている中で、令和4年度も同じように不用額が1億円以上とか、保育園費とワクチンのほうも1億円近くというと、また来年度の決算にも同じような形で、6,000万円、7,000万円の返還金が計上されてくるのかなというふうに思うんですけども、足りなかったらいかんけれども、あまり不用額が多過ぎてまた返還するというのも、せっかくの国からの補助に対して——計算が難しいかもしれんけど、あまり返還金が多いというのもどうかなと思いますんで、その辺の今後の申請とか計上については慎重にやっていただきたいと要望しておきます。

成富牧男委員

大きく分けて3つですね。

藤田昌隆委員長

3つですか？

成富牧男委員

3つ。

藤田昌隆委員長

長い？

成富牧男委員

長いというか……

藤田昌隆委員長

長いなら、もうここで一回切ります。

成富牧男委員

そうでしょうか。異議なし。

藤田昌隆委員長

部長、続けていいですか？

私が心配するのは、自分たちの次の業務に影響せんかなということだけです。

大丈夫ですか？

古賀達也健康福祉みらい部長

はい。

成富牧男委員

一つは、いわゆる待機児童のこと、そして2つ目は子育て関係で、組織機構の見直しが行われたのは令和2年ですかね。そのことによって、もう2年目だから効果が出てきてるんじゃないか、それを聞きたいのと、3つ目は保育士配置基準のことです。

来年度からか、国が配置したところには加算してお金を上げるよと、いわゆる配置基準の見直しじゃなくて、そういうふうなやつも……

藤田昌隆委員長

成富議員、このページ数で言ってください。

成富牧男委員

そういう3つについてお尋ねします。

今から入ります。

まず、主要施策の成果の説明書44ページ。

ここの事業内容には、「私立教育・保育施設への運営費支給及び公立保育所の運営」って書いてあります。

それに関してお尋ねです。

待機児童はなくなったけれども、入所待ち児童はまだ残ってますっていうことだったと思いますが、まずはその現状、そしてそれを公立保育所と私立保育所に分かれれば分けて、全体でも構いません。公立保育所だけだったら具体的に分かるということであれば、公立保育所で、例えば、施設定員が何名で、4月時点での入所児童が何名で、入れなかった人が何人いますとかいうことをまず教えてください。

高松隆次こども育成課長

入所待ち児童ということでお聞きだと思いますけれども、待機児童はございませんということでお答えさせていただきます。

令和4年の4月1日現在の入所待ち児童につきましては、56人ということで把握しているところでございます。

内訳については、把握してないところでございます。

以上です。

成富牧男委員

全体的には少なくなってるのは分かりましたけれども、公立保育所だけでも分からないんですか。

分からないなら分からない理由も分かったら……

藤田昌隆委員長

分からないから分からんって。

成富牧男委員

いや、何で計算ができないのかという意味。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

申請書に希望園を書かれるのは、公立保育所のみではなく私立も書かれていますので、御希望が5園、7園あれば7園の中でできるだけ御案内ができるという調整をしております。

ですので、公立に入れなかった方だけっていう数値は出ないかと思います。

成富牧男委員

ありがとうございました。

それで、入所待ち児童が56人についての執行部の評価っていうのは——前はどっちかというのと、空いてるけど、その人が選ぶから無いって、保護者さんがここに行きたいからとか、ある意味ぜいたくみたいな言い方をされてた時期がありますけれども、そういう認識は今はもうないんですよね。

入所待ち児童はどうかして解消しなければならないっていうことでいいですか。

高松隆次こども育成課長

おっしゃるとおり、入所希望をされる方については、なるべく保護者さんの意向に合わせた対応をしたいと考えております。

入所待ちの児童数の中には、例えば、育児休業の延長要件に伴うような御希望もございしますので、そういった数字は残ってくるのかなとは思っております。

成富牧男委員

分かりました。

今、その解決のためにいろいろ努力をされてるのは分かりますけど、いろいろ前提はありますけれども、今言われた56人をゼロに持つていくためには、さらにどういうことをしたらいいのかという、そのところですね。

さっき出たように、保育士宿舎借り上げ支援事業とかそういうのもやられてますし、そういう新たな施策も動員して、この入所待ち児童の解消に努めてあるところだと思うんですけど、ほかにもっと国のメニューがいろいろあると思うんですけどね。

鳥栖市の場合は、体制強化事業、補助者雇上強化事業、宿舎借り上げ支援事業、ほかにもいろんなメニューが国のほうであると思うんですけど、ほかにもどういうことがあるのかと、1つだけお尋ねしたいのは、この宿舎借り上げの支援事業補助金は公立保育所の保育士さんにはやられてないんでしょう。その理由も併せてお尋ねします。

高松隆次 こども育成課長

入所待ち等々の対応に対しましては、保育人材の確保が重要であるということで、これは国のほうも様々なメニューを用意して対応されております。

保育対策総合支援事業費補助金という国の補助金のメニューの中で、県と市と役割を分けながら対応している部分でございますけれども、主に保育士の資格取得とか貸付金とか経済的な支援、保育士試験の追加実施の支援等とそういう資格取得等々に関する分については、主に県のほうが実施をされております。

待遇改善といいますか、現場の処遇改善でありましたり、勤務状況の改善というような形については、市が窓口となって補助金の対応をしているところであります。

メニューもありますけれども、もう大体県としてもやり尽くして、最後のあたりで今回の宿舎借り上げ事業というメニューになっております。

あとやるとしたら、巡回保育人材等就職・交流支援事業という、まだ着手してない部分があるんですけども、これにつきましては、保育実践コーディネーター等みたいな方が各園を回って、勤務経験の浅い保育士の方とか再就職して間もない保育士さんたちのケアを図るとか、園に対する働き方のコンサルタントというような、巡回相談のメニューは残されておりますけれども、今のところそこまでは予定はしていないところでございます。

公立保育園に宿舎借り上げ支援事業が対応するのかということですが、正職の方については、公務員でございますので、住居手当ということで別途対応しているところでございますので、この制度は該当しないということでございます。

以上です。

成富牧男 委員

いつかの一般質問のときに、あの時には待機児童だったんですけど。

これまでにはないようないろいろな取組で、なくしたい旨の答弁が出たんで、いろいろやっていたらというふうだと思います。

2番目は、これは直接どこの何ページにもありませんけれども、組織機構の見直しの効果がどういうふうに行われてるかということですけど。

古賀達也健康福祉みらい部長

組織の見直しで、係を2係に分けて、子育て支援係と、保育幼稚園係に分けております。

今、課長等々からもいろいろ御説明がありましたけれども、保育については、いろんな形の対策等の検討であったり、また、子育て支援のほうではいろんな給付金の対応もありますけれども、いろんな子育て支援のメニューとかそういう部分の検討等をより詳細に検討して、それに対応できることが増えたのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

分かりました。

最後の質問です。

3つ目は、保育士の配置基準の見直し議論がずっと出てますけど、配置基準の見直しそのものではありませんけれども、保育士さんを増やした保育所には加算措置をしますというやつがなされてると思いますが、本来は配置基準そのものを見直すことが必要だと思いますけど。

鳥栖市の場合、うちは前から独自基準で基準以上の配置をしてるってことなのか、基準どおりの配置をしてあるのか、いや、もうしてると言われたら次の質問ができませんので。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

市の対応としましては、国の基準どおり、基準に沿った対応をしておりますが、議員がおっしゃったように、給付費の中で、3歳児配置加算または3歳児以上のクラスに配置基準よりも保育士がいる場合はチーム保育配置加算ということで、加算は適宜園のほうと協議し認定をしながら進めております。

成富牧男委員

努力されてるのが分かりました。

それで、さっき申し上げたように配置基準そのものをやっぱり変えていかなくては根本的な解決にはならないと思いますので、市ももう既に国、県に対しては言ってるよって話だと多分思いますが、引き続き言っていっていただきたいなと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

以上で質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

午後 0 時 17 分 休憩



午後 1 時 19 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、教育部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

よろしく申し上げます。

姉川勝之教育部長

教育部関係の令和 4 年度の一般会計決算認定の審査に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、教育部は、教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課の 4 課で構成されております。

これら 4 課におきましては、学校の施設管理、教育支援、教育指導、インクルーシブ教育や学校給食、生涯学習の推進、人権啓発、放課後児童クラブや文化財、図書館などの業務の執行に当たっております。

次に、教育部関係の歳入決算につきましては、国県支出金や市債など、総額で 7 億 1,774 万 726 円となっております。

歳出決算額が 24 億 2,419 万 6,908 円ございまして、一般会計歳出総額に占める割合は約 6.7% となっております。

歳出の主なものといたしましては、田代小学校の大規模改造事業、小・中学校特別支援教育支援員配置事業や、小・中学校給食に係る経費、生涯学習センター整備事業、放課後児童健全育成事業などがございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、これから 2 つに分かれてそれぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。



教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

ただいまから、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定、教育部のうち、教育総務課、学校教育課、学校給食課関係分の主なものについて、令和4年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金でございます。

学校施設環境改善交付金につきましては、麓小学校管理普通教室棟トイレ洋式化工事に対する補助金でございます。

節3中学校費国庫補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節1教育総務費県補助金から節3中学校費県補助金につきましては、スクールカウンセラー事業、教員業務支援員配置事業、別室における学校生活支援員配置事業などに対する補助金でございます。

佐藤正己教育総務課長

87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、教育雑入中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校によります、田代小学校の使用施設の維持管理に係る電気料、水道料金等の負担金、分校生徒及び教職員の給食に係る負担金でございます。

また、田代小学校大規模改造工事建設費に係る負担金も合わせて頂いているところでございます。

91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目6教育債、節1小学校債につきましては、麓小学校トイレ改修事業、田代小学校大規模改造事業及び旭小学校大規模改造事業、それぞれの事業に伴う借入金でございます。

節3中学校債につきましては、中学校高圧受電設備改修事業に伴う借入金で、鳥栖中学校高圧受電設備改修に関するものであります。

以上、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

215、216ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬につきましては、教育委員4名の報酬でございます。

次に、目2総務事務局費、節2給料から節4共済費までは、教育長、教育部長、教育総務課職員7人、計9人分の人件費でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、217、218ページをお願いいたします。

目3学校教育事務局費、節1報酬は、就学時健康診断医師の報酬、小・中学校の学校用務、学校事務補助、学校図書館事務補助員及び指導主事などの会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、学校教育課職員5名分及び会計年度任用職員の人件費でございます。

219、220ページをお願いいたします。

節12委託料、上から5項目めにつきましては、ALT5名の配置をしております語学指導業務委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

同じく、節12委託料、警備委託料につきましては、市立小・中学校12校の警備委託料でございます。

中学校日直代行委託料につきましては、土、日、祝日における中学校の部活動や来訪者の対応業務、学校施設の巡視等を行ってもらう業務を委託しております。

就学援助システム導入委託料につきましては、令和5年度から稼働しております、就学援助システム就学援助支給事務に係ります、システム導入経費でございます。

I C T支援業務委託料につきましては、鳥栖市におけるI C T教育の推進を図るために、学校におけるI C T機器を活用した授業、研修、教材作成等を支援する支援員の配置業務であり、支援員4人を配置しております。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、節12委託料、給食費管理システム導入委託料につきましては、令和5年度からの学校給食費の公会計化に向けて行った給食費管理システムの導入に要した経費でございます。

当該システムにより、給食の喫食者、個々人の学校給食費の金額、振替口座支払状況などの管理、給食の実施状況の管理、納付書の発行等を行うことができるようにしたものでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金の学校給食費臨時支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食について高騰する食材費の増額相当分の補助を行ったものでございます。

令和4年7月から令和5年3月までの間に、市立小・中学校の児童生徒が喫食する学校給食に係る食材費のうち、価格の高騰による増額相当分の補助を行いました。

詳細につきましては、主要施策の成果の説明書97ページにて御確認をお願いします。

佐藤正己教育総務課長

221、222ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費、節2給料から節4共済費までは学校用務員2人分の人件費でございます。

節10需用費のうち、修繕料につきましては、小学校施設の修繕に要した経費でございます。

節12委託料のうち、工事監理委託料につきましては、麓小学校管理普通教室棟トイレ洋式化工事にかかる監理委託料でございます。

学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木伐採等施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、若葉小学校及び麓小学校の消防設備改修工事、旭小学校ターザン広場施設外構工事、田代小学校ほか3校の特別支援学級間仕切り設置工事などの工事を行っております。

遊具整備工事につきましては、市立小学校の既存遊具の修繕工事及び、鳥栖小学校にイン

クルーシブ遊具設置工事に要した費用でございます。

麓小学校トイレ改修工事につきましては、麓小学校管理普通教室のトイレ洋式化を行っております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構への償還金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬の主なものにつきましては、学校医、学校薬剤師、特別支援教育支援員に係る報酬となっております。

節3職員手当等及び節8旅費につきましては、特別支援教育支援員及び教員業務支援員に係る費用でございます。

佐藤正己教育総務課長

223、224ページをお願いいたします。

節10需用費及び節11役務費につきましては、小学校8校分の運営にかかる経費でございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集等委託料は燃えるごみ収集、健康診査委託料は児童の健康診査に係る委託料でございます。

古賀泰伸学校教育課長

同じく委託料の、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立小学校8校の地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料となっております。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料につきましては、児童用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアのライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費につきましては、施設用備品購入費は、大型備品及び学級増に伴います、備品購入を行っております。

教科用等備品購入費は、小学校8校の図書及び一般備品の購入に係る経費でございます。

225、226ページをお願いいたします。

目3教育振興費、節17備品購入費につきましては、教材費は、授業に使用します教材を購入しております。

理科教育等備品購入費は、理科の授業で使用します顕微鏡、人体骨格標本、実験器具等を購入しております。

節19扶助費につきましては、要保護・準要保護児童への就学奨励費、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

227、228ページをお願いいたします。

続きまして、目4学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

まず、令和4年度の学校給食センターの稼働状況及び小学校への給食提供の概要につきましては、主要施策の成果の100ページを御参照いただきますようお願いいたします。

学校給食センターにおいて給食調理を実施した日数は194日、給食を提供した日数は各小学校とも190日となっております。

決算事項別明細書227、228ページにおきまして、節1報酬につきましては、学校給食センターにおいて、調理業務及び食器などの洗浄業務、各小学校において配膳業務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員の12人分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需用費につきましては、学校給食センターの電気料、上下水道使用料を合わせた光熱水費が主なものでございます。

節12委託料のうち、施設管理等委託料につきましては、学校給食センターの調理洗浄設備保守点検、空調設備保守点検などに係ります委託料でございます。

給食業務委託料につきましては、小学校給食の炊飯、各小学校への配送に係ります委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

229、230ページをお願いいたします。

目5学校建設費、節12委託料のうち、工事設計委託料につきましては、旭小学校大規模改造工事、屋内運動場改修工事に係る設計委託料でございます。

田代小学校大規模改造工事関連委託料、工事監理委託料及び節14工事請負費につきましては、田代小学校大規模改造工事に係る経費でございます。

田代小学校大規模改造工事につきましては、主要施策の成果の説明書101ページを参照いただきますようお願いいたします。

田代小学校の大規模改造工事につきましては、令和4年度管理特別教室棟の改修工事が終了し、令和5年4月から使用を行っているところでございます。

続きまして、項3中学校費の主なものについて御説明いたします。

目1学校施設管理費、節2給料から節4共済費までは、学校用務員1名分の人件費でございます。

節10需用費のうち修繕料につきましては、中学校施設の修繕に要した経費でございます。

節12委託料、伐採等委託料につきましては、鳥栖西中学校西側緑地帯のり面部分の伐採等にかかる費用でございます。

学校施設管理委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検、樹木伐採、施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、鳥栖中学校フラッグポール改修工事、田代中学校の特別支援学級間仕切り設置工事、鳥栖西中学校西側緑地帯フェンス設置工事などの工事を行っております。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、学校医報酬や特別支援教育支援員、教員業務支援員、学校生活支援員、中学校栄養士などの会計年度任用職員への報酬となっております。

節3職員手当等及び節8旅費につきましては、先ほどの会計年度任用職員に係る費用でございます。

佐藤正己教育総務課長

231、232ページをお願いいたします。

節10需用費及び節11役務費につきましては、中学校4校分の運営に係る経費でございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集委託料は、燃えるごみ収集、健康診査委託料は生徒の健康診査等に係る委託料でございます。

古賀泰伸学校教育課長

同じく委託料1項目めにあります、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立中学校4校の、地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく委託料のうち、給食業務委託料につきましては、中学校給食の調理、各中学校への配送、食器等の洗浄に係る委託料でございます。

委託先の調理場において給食調理を実施した日数は194日、給食を提供した日数は各中学校とも192日となっております。

中学校給食の概要につきましては、主要施策の成果の説明書103ページを御参照いただきますようお願いいたします。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料につきましては、生徒用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費につきましては、中学校4校に係ります施設用備品及び教科用等備品購入

に係る経費でございます。

施設用備品購入費は大型備品及び学級増に伴います、備品購入を行っております。

教科用等備品購入費は中学校4校の図書及び一般備品購入、吹奏楽部がある学校については、楽器購入に係る経費でございます。

235、236ページをお願いいたします。

目3教育振興費でございます。

節17備品購入費につきましては、教材費は授業に使用します教材を購入しております。

理科教育等備品購入費は理科の授業で使用します実験器具を購入しております。

節19扶助費は、要保護・準要保護生徒への就学援助費等の補助、特別支援教育就学奨励費は特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として、家庭に支払われるものでございます。

以上で、令和4年度歳入歳出決算の、教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係についての説明を終わります。

御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

220ページの医療的ケア支援委託料ですが、これは増えていってるのか、推移はどのようになっていますでしょうか。

また今後どのように推移していくと考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

古賀泰伸学校教育課長

まず、推移ということだと、令和3年度は2名、令和4年度が1名ということで、減少。

今後につきましては、医療的ケア対象児童が入学する予定もございますので、来年度から2名、また次の年に1名増えるかなというところで把握しているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

医療的ケア児を受けていただくようになってから、学校の先生方の負担も多少かかっている部分もあるかと思えます。

また医療的ケア児への看護師配置についても、増えてくれば保護者の方が看護師さんとの

契約っていうんですかね、のところも増えてくると思うんですが、その辺りの心配な点とかはなかったでしょうか。

もう全部保護者さんをお願いしますよね。

古賀泰伸学校教育課長

正直言いますと、各病院もそうなんですけれども、現在看護師が不足している状態っていうところがございます、どの程度までやれるのかっていうところについては、不安がないわけではないという状況です。

その詳細については、古賀係長のほうから……

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

御質問ありがとうございます。

事業所のことっていうことですが、確かに保護者さんのほうから御推薦いただいた方を今事業所として、委託の相手方として選んでおります。

その理由としては、やっぱりそのお子様のことを一番知っておられるだろうというところで、安心感があるかなというところで、現在はお一人ですので、1つの事業所と契約をしております。

来年度来られる方、再来年度来られる方の状況によっては、複数の事業所と契約をしなくてはいけないかもしれないんですけれども、そこについては医者の指示書を守れるような形で事業所のほうと契約をする必要があるのかなというふうに思っております。

保護者の方と打合せというか、しっかりお話をしながら進めていきたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

また、障害の度合いによっては看護師さんの配置時間が足りないっていうところも出てくるかと思いますが、よく話し合いをしていただいて、今後の取組としてお願いしたいと思っております。

もう一点、今後特別支援学校が九千部学園の跡に出来るっていうところでもお聞きしてるんですが、今後の課題にはなると思うんですが、教育委員会としては、このあたりの連携といますか、今からかもしれませんけど、どのように認識をお持ちかというのをお尋ねしても大丈夫ですか。今後増えていくっていうことを見越したときにですね。

古賀泰伸学校教育課長

連携につきましては、現在も特別支援学校とは連携を図っている状況でございます。

その対象となる児童を、やはり専門的な目で見てもらおうというふうなところから、その先生をお呼びして専門的な目を見ていただいて、今後の支援につなげていくという取組はこ

れまでもやってきたところでございます。

それが現在の九千部学園に移ってもそれは継続されますし、また子供が通いやすくなっていくというふうな状況にはなってくるかなど。

専門的な教育を受けることができる場というふうに捉えておりますので、そういった対象のお子様については、そちらのほうも視野に入れていただきながら進めていくでしょうし、もしそれが鳥栖市立の学校にいらっしゃるのであれば、専門的な目で見えていただきながらアドバイスを受けていくことになろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

続きまして、222ページの遊具整備工事費についてお尋ねしたいと思います。

改修工事と、インクルーシブ遊具を鳥栖小学校に入れていただいたということで、ありがとうございます。

今後このインクルーシブ遊具を増やしていきたいということでもあったんですが、インクルーシブ遊具を設置されてどれくらいですか。

まだ1年たってないと思うんですが、どのような感じか状況を。最初のほうはとても人気で、子供たちが順番待ちで遊べないみたいな話や、高学年は遊ぶことができないとかいう話もお聞きしてたんですが。

インクルーシブ遊具なので、障害を持つお子様も遊具で遊ぶことができるということでお聞きしてましたので、その状況といたしますか、分かりますでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

大変申し訳ありませんが、詳細な状況は現在把握できておりませんので、今後把握していきたいと思います。

飛松妙子委員

そういう状況を把握していく中で、次に設置していただく学校の参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

田村弘子委員

主要施策の成果の101ページの田代小学校大規模改造事業のことについてお伺いさせていただきます。

普通教室の改修も終わってる学年がありますよね。

それを教えてください。

佐藤正己教育総務課長

普通教室につきましては、今年度改造しております、普通教室北側にあります、教室の西側を改造工事しまして、そちらに入っていた上級生の子たちに仮設校舎に移ってもらっています。

その工事が終わったら、今度は東側の1、2年生の生徒たちに西側に移ってもらってまして、今は東側が空いている状態で、そこを工事している形になります。

1つの校舎を半分に分けて、そこにいる子たちは仮設に動いてもらって、そこを工事して、工事が終了したら東側の半分の子が西側に移っているという状況になります。

田村弘子委員

そうしたら、今は新しい校舎に低学年の子たちが入っている？

佐藤正己教育総務課長

2年生、1年生が入っています。

田村弘子委員

それで、この改造工事が行われる際に、先生や生徒たちに棚の設置だったり——小学生は道具をいっぱい置く場所があると思うんですけども、そこはどういうふうに配慮をされて改造の設計をされたのかなど。使われる方たちに使い勝手がいいようなものを聞き取りをされたのかなど。

佐藤正己教育総務課長

改造を始める前に各学校からの要望を聞き取っております。

その要望によって、例えば、高さを変えてくださいとか施設についてもいろんな要望が出てますので、対応が可能な部分については対応しておりますし、躯体全体から動かさなきゃいけないとかいう要望については、工事の関係もありますので、調度品関係とかについては、ある程度高さや大きさを調整するとか角度をつけるとかそういうのは対応しているところでございます。

田村弘子委員

すみません、その中で、やっぱりちょっとサイズが合わなかったりとか、これがこうだったらっていうところが今少しずつあっているみたいなんですよ。

で、教室を使っている生徒たちに聞いたら、取りに行く距離は短くなったけど、荷物がいっぱいあって狭くなった感じがする、教室の中を歩き回るときに物に当たるとかも聞いたりしたので、改造っていうところはすごくいいんですけども、もうちょっと使いやすいもの

になったらなと思っていたので。

使っている先生からもプリントがもう少し入らないかとか、もう少し高さがあったら教科書が立てられたんですけどもっていうところがあったので、現場の声がどれだけ反映されているのかなと思ったところでした。

藤田昌隆委員長

今の、答弁要る？

田村弘子委員

なので、今改造されてあるところとか、今後改造されていくところに対しても、もうちょっと聞き取りをして、現場の先生たちが使いやすいものをより目指してほしいです。

要望でいいです。

藤田昌隆委員長

そういうことです。

いいですか。

田村弘子委員

決算書の223ページの学童輸送を利用された方を教えていただいてもいいでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

学童輸送を利用された児童は、高田町、安楽寺町に在住される、鳥栖小学校の1年生から3年生の児童になります。

田村弘子委員

何名でしょうか。

令和3年の決算のときよりも大分減ってる感じがしたので、利用されることが減ったのか、それとも生徒が減ったのかというところです。

佐藤正己教育総務課長

利用申請をされているのは、令和4年は5名です。

やはり高田町、安楽寺町の児童数が減っているということです。

田村弘子委員

分かりました、ありがとうございます。

永江ゆき委員

前回の委員会の際に先ほどの田代小学校の改修工事の視察に行ったんですけど、そのときに理科室だったかな、の床と台の間の隙間が2箇所ぐらい空いてたんで、その時に一緒に行った方に一応報告はしたんですけど、そこのやり直しができているかどうかをお尋ねします。

城島直也教育総務課総務係長

先ほどの質問にお答えいたします。

以前見に来ていただいたときに御指摘いただきました、理科室等、家庭科室等の机の下の空いた隙間については、その後施工業者さんと話をしまして、きちんと埋める形で対応を全てさせていただいているところです。

以上です。

永江ゆき委員

分かりました、ありがとうございます。

こういった場合に、数か月後とかに気づいた場合に1年後ぐらいまではやり替えができるとか、何かそういう決まりがありますか。

城島直也教育総務課総務係長

契約上、特にいつまでというようなものはないですけれども、実際施工されたところにはなりますので、見つかったときについては、その都度協議をしながら対応させていただいている状況です。

以上です。

永江ゆき委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

給食費の関係で、決算書の220ページ、負担金、補助及び交付金のところです。

さっきちょっと説明がありましたけど、学校給食費臨時支援事業補助金、主要施策の成果は97ページかな。

この値上げ分は非常によかったと思いますが、現時点で来年どうするかは決まってると思うんですけど、私は当然されると思ってるんですけど、いかがでしょうか。まだ決まってないんですか。

よかったとかいう成果が1つ出てるんじゃないかと思うんです。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

成果といたしましては、やはり物価が高騰する中、その手当てができたということで非常によかったとは考えております。

ただ、来年度以降の取組としては、あくまでこれについても子育て支援策の一つとして行っているものですので、ほかの支援策を含めて全体の中で考えていくことになるかと思いま

す。

姉川勝之教育部長

答弁に補足いたします。

こちらの令和4年度の分については、半年分をコロナ交付金で、令和5年度につきましては、令和4年度のコロナ交付金を繰越しして、今値上げ相当分をしております。

現在国のほうでも秋の経済対策として、そういう原油高とか物価高に対しての何らかの対応を今検討されてあるかと思しますので、そういったものでまた新たな交付金ができるのか、そういった国の動向も注視しながら来年度に向けてはまた考えていきたいと考えております。

成富牧男委員

国の動向を注視しながらということでしょうけど、評価としてはやってよかったと。保護者の皆さんも喜んであると思いますので、続けていただきたいなというふうに思います。

もう間もなく当初予算の編成時期ですので。

次は、224ページの13節の使用料及び賃借料のところにパソコン等借上料とかありますが、今ICT推進ということで推進するっていう立場で進めておられると思いますけど、これ更新時期とかあるんでしょう。

これについてはいつ頃更新時期で、その財源はどうなってるのか、分かれば。

佐藤正己教育総務課長

節13のパソコン等借上料はパソコン教室のパソコンになりますので、別物で、タブレット関係につきましては、令和7年度の終わりで5年たちますので、令和8年度に更新方法とか検討の準備を進めているところでございます。

費用につきましては、現時点では一般財源という形になっておりますが、やっぱりタブレットも高騰しておりますし、鳥栖市で7,000台近くの購入になるとお金も結構費用かかりますので、いろんな機会を通じて、国、県等に対して補助等の創設とかを要望しているところでございます。

成富牧男委員

私は何が何でも推進という立場ではないんですけども、どっちかといったら、やれやれっていうぐらいの調子で国はやってるわけだから、当然、タブレットの更新時期においても、さっき言われたようにぜひ国のほうに責任を果たせという立場で臨んでいただきたいと思えます。

3つ目は、これはどこかの関連で言わないと直接出てないんで——230ページの中学校費の学校施設管理費じゃないですけども、ここで関連してお尋ねするんですけど。

端的に聞きます、弥生が丘中学校はどうされるんですか。まだ今から造られるんですか。

それとももうしないのであれば——人口の推移はこうなってるわけですよ、児童の推移もね。

今のまま中学校用地みたいな形で——公には中学校用地という部分もあるんですよ。

これは早くけじめをつけるべきだと思いますが、建てるつもりだから残してあるのか。

佐藤正己教育総務課長

先ほど議員から言われましたように、児童数は減少傾向にありますので、将来的に中学校を建てるかどうかという検討は現状してないところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

田代中学校の大規模改造のときに、弥生が丘中学校じゃなくて、もうこっちに建てて大規模改造で賄うと一つの決断をされたと思ってたんですけど、そのときにそういう方向にかじを切られたのかなと思ったら、いやまだ今から分かんけんって言われたのが、もう5年、6年ぐらい前です。

で、今また同じような答えをしないけといけないんですか。

あそこは北部グラウンドとしてしっかり利活用されてるわけですから、もうそろそろびしっとすべきだと思いますけれども。

姉川勝之教育部長

先ほど佐藤課長のほうからもお話がありましたように、成富委員からも御指摘を頂いたように、今後の児童数の推移の見込みとしては、減少傾向というふうな状況にもなっております。

先ほど御指摘いただいたように、田代中学校については、以前増築等もしておりますので、現状市が管理しております、小・中学校において対応できる児童数、今後の推移等を総合的に勘案した中で、今言われてある弥生が丘中学校用地についても、何らかの整理をしていく必要があるというふうには、もう考えているところでございます。

成富牧男委員

いろいろ言いませんけど、やっぱり歯切れが悪いですよ。

結局そういうことを言われたら少しでも期待を持たせてしまうじゃないですか。

私も弥生が丘中学校があそこにあつたほうが絶対いいと思うけど、もうその方向に基本的に行ってるなら、その実態に合わせて早めの決断をすべきだと思います。

そうじゃないよっていうのがあればちょっと一言ください。

姉川勝之教育部長

今後の見込み、そして実態に合わせた中での対応について、早急にお示ししていく必要が

あるのかなというふうに考えているところでございます。

成富牧男委員

これはスポーツ振興課のときにも聞いたんですよ。

そうしたら、これは私の少し勝手な解釈が入ってるかもしれないけど、教育委員会が決めることですので、うちのほうはちゃんとしてくださいと言ってるんですよと、そういうふうに言われましたけど……、言っていないみたいですね。

そうしないと、スポーツ振興課としても弥生が丘中学校用地の上にグラウンドがあるみたいな感じで気持ち悪いじゃないですか。

どっちつかずの状態は早く止めて早急に結論を出して、弥生が丘地域にごめんなさいがいるなら、ごめんなさいもしないといけないんじゃないですか……

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 4 分休憩



午後 2 時 5 分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

成富牧男委員

断念以外にもいろいろな方法があるみたいですから、よろしくをお願いします。

それから最後に、小さなことで今まであまり気にしてなかったんですが、60ページに中学校費国庫補助金というのがありますよね。3節の下から2番目に理科教育設備整備費補助金。

大した額じゃないですけど、よく議会に陳情で、この理科教育っていう形で来るんですよ。

そしてまたここにも……、ほかにもいろいろ整備しないといけないのはあるのに理科教育だけこういうふうに抜き出して補助金があるというのは、国の何かあるんですか。

佐藤正己教育総務課長

理科教育等の教育の推進っていうことでここに――先ほど説明しましたけど、備品購入で買ってありますが、理科の授業の実験とかそういった専門的に使うという形の補助金として頂いております。

当然、国等の施策の一環だというふうに考えております。

成富牧男委員

毎年同じ納入団体から購入しているんですか。

佐藤正己教育総務課長

購入につきましては、理科教材を扱っている事業者がありますので、そこから買っております。

理科教材の特約店契約をしてる事業所がありますので、そういった特別な指定された教材を買う場合はそこに限定になってしまいますけれども、いろんな教材がありますので、理科教材に関してはそこで購入をされております。

成富牧男委員

何でそう思ったかっていうのは、例えばほかに体育教育とか何か——何か理科だけ。ほかにありますか？この決算書の中のどこかにあるなら、ここにあるって教えてください。

佐藤正己教育総務課長

うちの場合ですと、理科振興という形しかないかなと思ってます。

成富牧男委員

今まではずっと行っていたんですけど、何でこれだけ具体的な形で名前が出てくるのかなと思って。

そして陳情が毎年来るんですよ。

わざわざ陳情をせんでもと思ってましたので、もう少し調べさせてもらいます。

以上です。

永江ゆき委員

228ページの目4 学校給食センター費、節1 報酬のところの会計年度任用職員の報酬ですけれど、これは何名分ですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

延べでいいますと、66名分になります。

永江ゆき委員

66名のうち臨時っていいますか、は何名ぐらいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬になりますので、この66名というのが全てになります。

永江ゆき委員

この中で一番短い時間働いてある方って何時間ぐらいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

7時間の人と4時間の人とありまして、短いほうでいいますと4時間のほうになります。
1日に4時間ですね。

永江ゆき委員

そうしたら、7時間働いてある方って何名いらっしゃいますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

7時間の方については、途中で辞められた方とかも含めまして昨年度は12名おりました。

永江ゆき委員

12名で大丈夫ですか、足りてますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

7時間勤務の方については、午前の調理から洗浄までしていただいております。

4時間の方については、午前中の調理が主ですけれども、午後についても洗浄だけでまた4時間をされてある方が入りますので、午前と午後それぞれ違う方が4時間ということで入っていただいているような形になっております。

永江ゆき委員

職員の方って今何名いらっしゃいますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

正職員の調理員ということであれば6名、あと再任用の職員が1名ということで、7名になります。

永江ゆき委員

だんだんこの職員さんが減っていくことになるとは思いますけど、最終的には会計年度任用職員だけでやっていかれる予定ですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

当面正職員に加えて、会計年度任用職員ということで、センターのほうを運用している状況であります。

今後の運用については、その運用で今後継続できるのかどうかというのを含めて考えていくことになるかと思えます。

永江ゆき委員

1名が1回定年退職されてるってということですよ。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

令和4年度末で1人定年退職をされてます。

永江ゆき委員

そうしたら、その次に退職される方っていうのはあと何年ぐらいあるんですか。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後 2 時12分休憩



午後 2 時16分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

永江ゆき委員

改めまして、この人数、この金額で負荷がかかってはいないですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

昨年については、特にコロナという部分で、職員が急に休むという場面等もありまして、結構厳しい場面もあったりもしました。

ただ、日々の通常の中では、給食という形で運営できております。

ただ、この中で代替職員というのを設けてるんですが、特にこの代替職員がなかなか埋まらなかつたりするような部分もありますので、急に休まれたときに埋まらなかつたりというような場面とかは結構出てきているような状況ではございますので、そういう意味での人手不足ですね。

あと、途中で辞められた方の充足とか、そういうのもなかなか埋まらない状況とかも出てきてはいますので、そういう意味で全国的な人手不足の面というのがやや影響がある部分はございます。

永江ゆき委員

分かりました。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員

2点あるんですけど、1点目は教えていただいただけなので。

222ページの工事請負費のところにも、「5目・役務費へ流用」で、21万7,000円とありますよね。

それを踏まえて、228ページの目5の学校建設費にある、工事請負費から流用というのは、建築許可申請の手数料ということですか。

その説明が金額的になかったんで。

佐藤正己教育総務課長

樋口委員がおっしゃるとおり、建築基準法の関係の手数料として出しております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、ここで教えてほしいことがあって、工事費、簡単な言い方をすると工事のお金っていう、目5はどっちかという設計とかそっちのほうの費用なのかなという認識なんですけど、ここを区切ったり流用して分けてる理由を理解できないので教えていただければ。

請負費と一緒に良さそうに見えるんですけど、わざわざしてあるから、これはどっちになるんですか。

城島直也教育総務課総務係長

先ほどの御質問にお答えいたします。

建設費の手数料に関しましては、先ほど申し上げましたように、エレベーター分の建築確認に係る手数料ということになりますので、科目としては工事費ではなくてこういった形での、あくまで審査手数料という形での予算の組み方をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

もう一つ。

そうしたら、建築申請費用って、印紙とかそっちの申請費用になると思うんで、許可申請費っていうのは大体法的に決まってるんで、あらかじめ流用しなくても金額が分かるんじゃないかなと思ったんですけど。

工事費と設計費とその費用って別々に立てることが可能じゃないかなと思ったんで、そこまで教えてください。

城島直也教育総務課総務係長

今回のエレベーター増築部分の構造計算の適合料手数料ということで、21万7,000円出させていただいている分になるんですけども、もともと令和3年度分ということで予算を組ませていただいております、令和3年度分の中で執行をしてしまうということで考えていたんですが、県の仮設校舎の建設ですとか、工事の進捗の関係で、令和4年度に実施をさせていただくことになりましたので、流用という形での対応をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

納得しました。

ありがとうございます。

そうしたら、2点目に行きます。

224ページと232ページにそれぞれ、開かれた学校づくり推進事業っていうのがありますけど、これでちょっと御質問です。

令和3年鳥栖市教育プランに基づいて、学校教育の環境整備の一環として家庭と地域との連携を図るということで、10番目に開かれた学校づくり推進事業とあるんですよ。

今、令和3年、4年の決算まで迎えてどういうふう地域と家庭との連携が進んできたのか、見えてきた成果とかがあればそれを教えていただきたい。

あとは、見えてきた課題とか、それと、これが委託料になってるので、どのように委託の形が成り立っているのかを具体的に教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

まず、令和3年度、令和4年度の成果っていうことでしたけれども、コロナで非常に厳しい状況でした。

そのために地域との交流であったりとか、保護者との交流というのがかなり制限がかけられておまして、外部から人材を呼ぶとか、外部に出かけるっていうふうなことがなかなかできませんでしたので、その時点での、開かれたっていう部分での大きな成果っていうふうなところについては、正直申しますと、さほどないというところではございます。

ただし、やはりいろんな活動等は必要ではあるかなっていうところで、何かしら学校内でやって、間接的に地域のほうにお礼とか。

あと、地域から授業の中に入っていただいた方も実際いらっしゃいますので、そういった方々へのお礼とか、そういったところでは活用することができております。

今コロナ禍が大分明けましたので、また活発になってくるというふうなところは期待できるかなというところと、この実施要綱等もう少し活発に活動ができるように作り変えもしておりますので、今後の活動に期待しているところでございます。

あと、その内訳っていいですか、詳細については係長のほうから。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

ありがとうございます。

樋口委員の御質問は……

藤田昌隆委員長

もう少し大きな声で元気よくお願いします。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

失礼いたしました。

活動の内容とかそういったところに……

樋口伸一郎委員

委託になっている経緯とか。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

かしこまりました。

少し補足ですけれども、令和2年度、3年度と、もうコロナ、コロナの中で、活動がやっぱりできづらかった状況がございました。

令和4年度の決算に関しては、各学校から3年ぶりに実施できた事業がたくさん上がってきたのがすごくうれしかったです。

ただ、準備はしていたけれども、いざ実施のときになると、新型コロナの拡大の影響を受けて中止にしないではいけなかったこともあったようです。

これが委託料になっている経緯なんですけれども、どうしても地域の方と活動をするに当たっては、うちの予算では出しづらいところもあるのかなというふうに思っております。

実際は委託料の委託先については、学校長のほうに委託をしております。

ただ、ちゃんとうちのほうも実施要綱や実施要領とかもつくって学校とすり合わせをしている状況があるのと、学校監査のほうも受けておりますので、適切な形で支出のほうはされていると思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

コロナの影響とかで理想どおりにできなかった——これは自然現象ですよ。

なので、今後に期待を含めてこれは必要な事業ということで理解します。

最後の質問は、立てていた予算が学校の金額になるに当たって、もうどうしてもできないこととかあったと思うんですけど、それによる不用額も出ましたか。

金額まではいいです。不用額もあったのかという質問。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

御指摘本当にありがとうございます。

先ほども申し上げたように、令和3年度については、赤信号止まれ、ではなく、黄色信号注意しながら進めという形でやってまいりましたので、準備等はできておりました。

ただ、どうしても活動ができなかった部分については、今まで学校のほうの予算で買わせていただいたものを購入するとか、そういったことになっておりましたので、不用額としては出ておりません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

来年は立てた予算がきちんと内容に伴った予算執行になるように、私も願っております。
終わります。

永江ゆき委員

232ページです。

節17の備品購入のところで、図書の本は施設用備品購入費の中に入ってるんですか。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

学校配当予算の中の教科用等備品の中に含まれています。

佐藤正己教育総務課長

図書は、小学校費、中学校費、いずれも教科用等備品購入費で購入いたしております。

永江ゆき委員

296万2,200円の中に入ってるってことですね。

決算認定資料を見させていただくと、図書を見ていったら、小学校、中学校とずらっと100%を超えているところがほとんどですね。

だけど、田代中と鳥栖西中が極端に少ないんですよ。

72%が田代中、84.2%が鳥栖西中ですけど、不用額も出てるみたいですが、この辺を補充することは可能ですか。

佐藤正己教育総務課長

備品購入費で図書を購入しているわけですけど、確かに蔵書数が少ないところがございます。

蔵書の基準冊数っていうのがありまして、それが児童・生徒何人以上は何冊、プラス、クラス数を出していかなきゃいけません。

特別支援学級1人1クラスであっても、何十冊充足しなさいっていう基準が出てきておりますので、例えば特別支援クラスの部分で足りないっていうことは当然出てきているところでございます。

学校はいろんな新刊図書を買われておりますけれども、やはり古いデータの数字であるとかそういったのは置いておくわけにいきませんので、処分をされていきます。

ですので、そのクラスの関係もあって増えていかないという状況でございます。

永江ゆき委員

増えていかない状況……、増やすことはできなくはないんですね。

佐藤正己教育総務課長

配当予算ですから、学校によっては図書をがばっと買ってしまうという方法もあります。

そうになってしまうと当然、授業とかで使う備品とかが買えなくなるっていうところもありますので、そこは学校の判断です。

学校に配当した段階で、図書用に買う分幾ら、教科用備品で買う分幾らという割り振りをされますので、そこについて、先にここを100%充足するために買うという方法もありますが、ほかの備品、例えば、教科で使う備品とかいろんな備品が買えなくなってくるということもあります。

ですので、そこは学校の判断にもなってくるところでございます。

永江ゆき委員

分かりました、ありがとうございました。

中川原豊志委員

幾つか手短に言いますんで。

220ページの学校給食の管理システム。

今年度から公会計にするということでシステムを改良されたと思うんですが、公会計が今年の4月から、実際5月かもしれませんが、スタートしたと思うんですけども、まず公会計になっての状況。

例えば、給食費の納入がきちんとできてるかどうか、その辺のところの状況を教えていただきたいと思います。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

このシステムを用いて給食費の管理等も行っております。

端的に言いますと、5月に第1期目ということで給食費の決定金額をこのシステムから出した通知を用いて発送いたしましたして、5月末を1期目として、それから各月末を納期として、今まで納期を繰り返してきております。

今のところ、約99%程度の収納率にはなっております。

ただ、100%ではございませんので、電話督促等も含めて徴収のほうは強化をしていきたいと考えております。

中川原豊志委員

収納率としては99%。未納のところについては電話等で徴収の督促をしていると。

以前からすると、良いつていうふうに判断していいわけですか。

公会計になる前に各学校単位で集金していたことから比べると、良くなってるという判断でよろしいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

前年度実績からいくと、このときは私会計のときの収納率ということになってきますので、

学校のほうで徴収していただいていたんですけれども、昨年度は中学校は100%であったり、小学校のほうも99. 後半のほうの徴収率でございましたので、もともと徴収率的には非常に高いものがございました。

今回、それよりも若干落ちてるところがございますので、そこは埋めていく努力をしていきたいと考えております。

中川原豊志委員

せっかく公会計にしてシステムを入れたんですから、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

それと、中学校給食について確認ですが、232ページ給食業務委託料1億1,660万円。

令和4年度に対してはちょっといろいろ問題があつて、それ以降はあまり話を聞かないんで順調に行ってるのかなと思うんですが、令和4年度に起きた事件といいますか、についてはきちんと精査、対応できてるということで判断してよろしいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

昨年度、特に中学校給食においては異物混入等が複数回ございまして、非常に御心配等をおかけいたしました。

その中で、業者のほうの施設になりますので、業者のほうで施設の改修等をしていただいております。

また保健所ですとか県の担当課からも実際に現地で指導をいただいておりますので、その指導の内容を含めて研修会等も改めてしていただいております。

この夏休みにおいても業者のほうで研修会を開かれまして、当時指摘があつた部分、そういうものの振り返り等をしていただいております。

その際、うちの栄養士も研修に参加して意見等を述べたところでございます。

そういう形で、その時指摘があつた部分については、繰り返し見直しをしながら業者のほうにもしていただきたいということで考えております。

中川原豊志委員

もう、あつてはいけないことだと思いますので、再発防止策をして、しっかり作っていただきたいというふうに思っております。

もう一点だけいいですか。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

中川原豊志委員

218ページのいじめ問題対策委員会の報酬についてですけど、どういうことをされていらっ

しゃるのかをまず確認させていただきます。

古賀泰伸学校教育課長

令和4年度につきましては、4回実施をしております。

この令和4年度は、まず学校で起きましたいじめについて報告させていただいて、それに対する対応等についてアドバイスを頂いたり、その原因と、こういったところに注意をしていったらどうだろうかというところで、まずお話をいただいているのが昨年度です。

これは通常は1学期に1回程度行っていたところですが、それですと3回なんですが、1回プラスされてるっていうのは、もう御存じのように第三者委員会の立ち上げを昨年度末諮問しておりますので、その1回分がプラスされているところでございます。

これにつきましては、諮問ということで、今後こういったところで検討していくかというところを御審議いただいております。

昨年度の状況につきましては、以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

最初に、学校でいじめ等が発生した事案についてということで答弁があったんですが、実際、学校のほうで把握をされているいじめと思わしき案件というのは何件ぐらい。

古賀泰伸学校教育課長

令和4年度ということによろしいでしょうか。

守田茂学校教育課教育指導係兼指導主事

議員様の御質問にお答えいたします。

令和4年度は、小学校がいじめ認知が508件、中学校が146件となっております。

以上です。

中川原豊志委員

ちょっとびっくりしました。

結構あるもんだなと思ったんですけども、今、学校のほうでは毎月10日の日ですか、いじめ・いのちを考える日ということでされていらっしゃるというふうに聞いております。

これも10年前の事件以降だというふうに聞いてるんですけども、この委員会でいいのかわかんないんですけども。

言いたいのは、半年前の事件がまだずっとニュースで出ておりますから、家庭内での心の病とかそういったものも学校側とか児相とかと早めに相談できるような体制をつくっていただいて、そういうふうな仕組みがあったらいいなど。

ひょっとしたら半年前の事件が未然に抑えられたのかなという気がしないでもないので、

その辺何か対策、対応というのができないものでしょうか。

古賀泰伸学校教育課長

ありがとうございます。

まずいじめの件数に驚かれたかもしれませんが、今いじめの定義というふうなところもありまして、やはり初期段階で積極的に認知していきましょうというところがございます。

そのために、けんかであっても双方嫌な思いをしているのであれば、これは2件発生したという認知の仕方をして早期に対応していくというところから、今みたいな数字になってきております。

それから、事件のこともありましたけれども、要対協について、先日校長会を開いたんですけれども、要対協の役割であったりとかを校長先生方に今一度お伝えをして、やはり虐待というふうなところを含めて、何かしらあれば御相談くださいというところを現在進めていくというところに取り組んでいるところでございます。

あの事件が、幼い頃からの虐待行為がずっと続いていたというふうなところが報道等言われております。

そういったところもきちんと学校がアンテナを高くしながら、取り組んでいくようお願いをしたところでございますので、今後またそういうちょっとした違和感であったりとか変化の、ちょっとした「あれっ」というふうなところについては、すぐに情報を共有しながら、関係機関と連携を図って進めていくことは確認したところでございます。

痛ましい事件ではございますけれども、こういったことが子供たちを苦しめるっていうふうなところがありますので、そういったところができるだけないよう、学校現場としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

ぜひよろしく申し上げます、と言うしかありませんけど、学校だけじゃなくて、それこそ開かれた学校とありますけれども、地域とかの情報もやっぱり連携して、あそこの家庭はちょっと何か……、っていうものがお互いに共有できて未然に防ぐことができるような仕組みをぜひ確立していただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

成富牧男委員

時々業界用語が出てきて分からないんで、分かる言葉でお願いしたいんですが、要対協って何ですか。

古賀泰伸学校教育課長

ありがとうございます。

まず、要対協という言葉を使いまして、失礼いたしました。

正式には、要保護児童対策地域協議会という名称で、こういった児童虐待とかそういうふうなところの対応をしてくださる協会で、鳥栖市にございます。

成富牧男委員

分かりました。

なるべくフルネームでお願いします。

藤田昌隆委員長

1つ聞いていい。

236ページの教育振興費、節19扶助費の中の修学旅行費、令和4年度に599万3,998円。

これは市内の学校全部が修学旅行に行けたんですか。

古賀泰伸学校教育課長

令和4年度は全ての中学校が実施しております。

藤田昌隆委員長

分かりました。

それと、コロナで今まで行けなかったところは、積立てをして——親たちも積立てをするわけですか。

古賀泰伸学校教育課長

修学旅行費につきましては、それぞれ積立てを行って実施しているところでございます。

藤田昌隆委員長

負担割合というのは何かあるんですか。

例えば、旅行費で1,000万円かかって、親たちが何百万円負担せないけんとか。

古賀泰伸学校教育課長

修学旅行にかかる費用については、保護者が全額負担をしております。

藤田昌隆委員長

全額負担ですか。知らんやった。失礼しました。

飛松妙子委員

2点あるんですが、1点は、学校給食費臨時支援事業補助金で物価高騰分を抑えていただいたということですが、給食センターで材料を購入してる分が高くてどうしても変えなければならなかったとか、そういうのは実際あったんでしょうか。

それとも、導入したことによって通常どおりの材料費で賄うことができたのか、その辺りはどうでしょうか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

補助金を使う前については、栄養士からもいろいろ工夫はしてきたけれども非常に厳しいという声が上がっておりました。

これを導入したことによって、その辺りの苦勞がかなり解消されたということでお聞きしております。

ただ、使う品物についてはそれぞれのメニューによって一つ一つ工夫をしながら、ここを抑えてここをもっと良い物にするとか、その辺りの工夫は栄養士のほうで考えてもらっております。

飛松妙子委員

それではちょっと聞き方を変えますが、1食当たり幾らぐらいの予算で毎日されていらっしゃるのか、それとも1週間単位、月単位なのか。

給食に係る予算の立て方ってというのは、どのようにされて、現場は食材の購入をされていらっしゃるのでしょうか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

給食費の金額がそのまま1食当たりの食材費ということになりますので、なべて言うならば、小学校では1食265円、中学校は320円ということになるんですけども、実際はその日のメニューによって高くついたり安くついたりというのは出てきます。

それを月の中で平準化するのか、年間で平準するのかというところですけど、月できれいに平準化しているような形ではございません。

毎月献立を作りながら支出が多くなるかどうかというのは判断しながらやってるんですけども、例えば野菜であれば、どうしても高くなる季節、安くなる季節がありますので、端的に言えば、年間の中で帳尻を合わせるような形で工夫をしていただいております。

飛松妙子委員

1年間でそれをやってるってということは、例えば4月から始まって、12月、1月の間にかなり予算を使ってしまったってなると、残りの2か月間がすごく少ない金額で帳尻を合わせなくてはいけなくなるような形もあるってことですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

話の趣旨としてはそうなるんですけども、やはりそこは極端なことにならないように栄養士も配慮しながら予算を立てております。

飛松妙子委員

その予算の立て方をどんなふうに行われているのかがあまりよく分からないんですが。

半年とか3か月ごとの予算で、ある程度予算の額を見ながら、収支を見ながらしていかな

いと最後に足りなくなるのではないかなという不安がありましたので、確認させていただきました。

その上で、令和5年度にまた補助金を使っていただいているんですが、令和4年度よりもまたさらに物価高になっているんじゃないかなと思うんですが、現場の食材を購入される方からそういうお声とかは何か上がってますか。

いやまだ大変ですとか、ちょっとこれじゃあ足りないんですとかいうのはありますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

物価については、少しずつ少しずつ高くなってきている状況ですので、やはりこれも高くなったとかいうような声は聞いております。

そこも先ほどの平準化の中で工夫をしながらまだやっていっている状況ではございます。

飛松妙子委員

やっていただいている中でどうしてもできないところも出てくるのではないかなと思いますので、ぜひその辺は、現場の苦勞も併せて、物価高への対応ができるようお願いをしたいと思います。

続きまして、主要施策成果説明書の99ページと102ページの特別支援教育の支援員の件です。

ここに資料をつけていただいているんですが、クラス数が書かれてなかったのも、まずクラスを教えていただいてよろしいでしょうか。

令和2年度、令和3年度、令和4年度で書いていただけていますが、それが中学校、小学校で何クラスずつあるのかを教えてください。

井手崇雄学校教育課参事兼指導主事

議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度につきましては、小学校の学級数が合計83、中学校が24。

令和3年度につきましては、小学校が91、中学校が28。

令和4年度につきましては、小学校が93、中学校が31。

以上、お答えとさせていただきます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

年々増えているということが分かりました。

クラスが増えるってことはその分だけ教室の確保が必要になってくると思いますが、その辺りはどのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

古賀泰伸学校教育課長

御質問ありがとうございます。

苦勞しています。と言いますのが、今空き教室っていうのが、各学校ございません。

例えば、学級が減少すればその学級が空いて、1クラス増だったらまずそこに充てることのできるんですが、2クラスとなると、間仕切り工事のお話もあったかと思うんですが、そこを2つに分けるとかいうふうにしなから、毎年どこが空くかというふうなところを検討しながら、また学年の配置等も考えながら、現在進めているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

私も議員になって10年たちますが、年々増えてるのを見たときに、間仕切りをしながら教室を確保している、また、音楽教室か理科教室でしたかね。そういうところも使って特別支援学級をつくってるっていうことをお聞きしてましたが、さらに120クラスになってるのを考えたときに、来年度はどうなるのかな、再来年度どうなるのかなっていう……、学校の人数は減ってると思うんですが、逆にこの支援級はどんどん増えていってるっていうところで、その辺の不安がかなりあるんじゃないかなと思うんですが。

教育部長、このクラスが今後増えて行くっていうのを考えたときに、学校としては多分もうお手上げ状態だと思うんですが、どのようにしていったらいいですか。

古賀泰伸学校教育課長

部長を御指名でしたけれども、まずその前に、この学級数の増加っていうところもそうなんです、鳥栖市教育委員会としましては、まず通級指導教室の充実を図ることを目指しております。

この通級指導教室っていうのは、通常学級に通いながら特別支援学級との間にいるお子さんたちの対応、また特別支援学級から卒級、退級が目指せるお子さんたちが通級指導を受けながら通常学級に戻るといふふうなところをして、特別支援学級は増加傾向ですけれども、その充実を図ることで、特別支援学級の退級者を目指していこうと。

つまり、特別支援学級については今後増加傾向になるのか、それともそういったところの充実を図ることで減少傾向になるのか、こういったところを見極める必要がございます。

そういった上で、今後それでも増えるようであれば、やはり教室っていうところになってくるでしょうけれども、実は、今年度は昨年度に比べて特別支援学級は増えてるわけではなかったかと思えます。

井手崇雄学校教育課参事兼指導主事

令和5年度につきましては、小学校が90学級、中学校においては31学級ということで、小学校のほうが、令和4年度から3学級減少をしております。

飛松妙子委員

令和5年度の御説明をいただきましたが、今課長が言われた通級指導教室に令和4年度に取り組んだ結果、令和5年度に反映されているのか、令和5年度にそれに取り組んで反映されているのか。

あともう一つ、今人数の御説明がなかったので、併せて令和5年度の支援員の配置数と児童数を教えていただいでよろしいでしょうか。

古賀泰伸学校教育課長

特別支援学級が減少したのは、通級指導教室の成果かどうかっていうふうなところの問いかと思いますが、その検証まではしておりません。

通級指導教室の取組はもうずっと以前からあっております。

令和3年度、4年度、5年度で通級指導教室につきましては、1学級ずつ増やしてきている状況ではございます。

そういったところを考えると、卒級者は幾らか増えてはきましたので、そのために特別支援学級が減ったとまで言い切れるかどうか、ここについては、まだ検証はしておりません。

あと、支援員の人数が、今年度は小学校で40名（210ページで「44名」に訂正）、中学校で14名の、合わせて54名が配置されておりますが、児童数については……

井手崇雄学校教育課参事兼指導主事

児童・生徒数につきましては、実は学級数は減少しておりますが、児童・生徒数は増加しております。

令和4年度は、小学校が486名、中学校が167名、特別支援学級に在籍をしておりましたが、令和5年度につきましては、小学校については498名、中学校については171名というふうに増加傾向にございます。

以上回答とさせていただきます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

児童数が増えていてクラスが減っているということですが、支援員の配置は変わってなかったんですが、支援員の配置は1人で8人でしたか、何人でしたか。

古賀泰伸学校教育課長

支援員の分ではなく、1学級が8名っていうふうな位置づけになっております。

以上です。

飛松妙子委員

1学級が8人で、3クラス減ったので前年度と同じ人数で支援員を配置しているっていうことになるということですね。

再開いたします。



教育部（生涯学習課）

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

次に、生涯学習課の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定における生涯学習課分のうち、主なものを御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。

決算書の51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、文化財施設使用料及び勤労青少年ホームの使用料でございます。

次に、59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち、埋増文化財発掘調査補助金につきましては、開発に伴う確認、調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要遺構確認調査に係る国庫補助金でございます。

補助率は2分の1でございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、史跡勝尾城筑紫氏遺跡防災施設整備事業の災害復旧に係る国庫補助金でございます。

補助率は70%でございます。

次のページをお願いいたします。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

子ども・子育て支援整備交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助の若葉小学校なかよし会Aクラス改修工事及び弥生が丘小学校なかよし会Bクラス換気設備等改修工事に係る国の補助金でございます。

保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、放課後児童支援員等に対して、3%、月額9,000円程度の賃金改善を行うための事業に対する補助金として、国から経費の100%の補助を受けたものでございます。

なお、この保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、令和4年9月までで終了いたしまして、10月以降の分につきましては、子ども・子育て支援交付金に組み込まれております。

決算書69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金の埋蔵文化財発掘調査補助金から子ども・子育て支援整備費補助金までにつきましては、先ほど国庫のほうで御説明をいたした分の県の補助分でございます。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、まちづくり推進センターで行われております、放課後子ども教室等の開催に係る県の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

項3委託金、目4教育費県委託金、節2社会教育費委託金につきましては、8月の同和問題啓発強調月間に行った啓発活動及び同強調月間に合わせて開催しました、同和問題講演会に係る経費でございます。

79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目6教育債、節2社会教育債の（仮称）生涯学習センター整備事業につきましては、旧田代まちづくり推進センター分館を生涯学習センターに改修を行った工事請負費等に係る起債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

決算書の235、36ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明をいたします。

まず、節1報酬につきましては、社会教育委員、社会教育指導員及び同和教育集会所事務員の報酬でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、生涯学習課長以下生涯学習推進係及び文化財係の職員13名分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

237ページをお願いいたします。

節7報償費の放課後児童クラブ物価高騰対策緊急支援金につきましては、エネルギー費等の高騰による影響を受けた市内民設民営の放課後児童クラブの運営に対して支援を行ったものでございます。

次に、節12委託料につきましては、生涯学習センター整備に伴う改修工事、管理業務、鳥栖小学校なかよし会B・Cクラス新設工事、設計業務などの設計委託料及び同和教育集会所管理委託料が主なものでございます。

次に、節14工事請負費につきましては、生涯学習センター改修工事、若葉小学校なかよし会Aクラス改修工事、弥生が丘小学校なかよし会Bクラス換気設備等改修工事を行ったものでございます。

次に、節17備品購入費の施設用備品購入費につきましては、生涯学習センター用の備品を購入したものでございます。

239ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体に対する補助金でございますが、主なものといたしましては、放課後児童健全育成事業補助金として、市内小学校に開設しております、なかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び市内民設民営放課後児童クラブ4園に対し運営補助を行ったものでございます。

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、歳入で御説明したとおり3%程度の賃金改善を行うための補助をしたものでございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料の国庫補助金返還金につきましては、令和3年度の放課後児童健全育成事業の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び史跡等の保全管理作業に伴う作業員の報酬でございます。

241ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、葛籠城跡地区危険樹木伐採業務などの委託料のほか、文化財整理室の警備業務や史跡の管理業務の委託料、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

節14工事請負費の勝尾城筑紫氏遺跡防災対策工事費につきましては、平成30年度に被災しました葛籠城跡地区の防災対策工事を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形・無形文化財の保存、管理、公開

に係る補助金のほか、民俗芸能感染防止対策臨時支援事業補助金として、民俗芸能の開催に当たり、出演者等の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費の一部を助成したものでございます。

目3 図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節1 報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館で司書業務を担当しております会計年度任用職員14名分の報酬でございます。

節2 給料から節4 共済費までは図書館職員5名分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10 需用費の主なものにつきましては、閲覧用雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節12 委託料につきましては、清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節13 使用料及び賃借料のうち事務機借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料でございます。

図書館情報マーク使用料につきましては、書籍情報データベースの使用料でございます。

節14 工事請負費の営繕工事費につきましては、移動図書館車庫のシャッター改修工事及び救護室の空調改修工事を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

節17 備品購入費につきましては、図書やDVD、視聴覚資料等の購入費でございます。

目4 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の開発等に伴う確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要遺構確認調査に係る経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものでございます。

続きまして、目5 埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

令和4年度は、本川原遺跡の整理作業及び報告書の作成を実施いたしております。

249、250ページをお願いいたします。

目8 勤労青少年ホーム費の主なものについて説明をいたします。

節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、勤労青少年ホームの会計年度任用職員1名分の報酬及び期末手当でございます。

節7 報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催する教養講座開催に伴う、講師謝金でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の施設管理委託料及び今年度実施をいたします、勤労青少年ホーム解体工事の設計業務でございます。

以上で、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定、生涯学習課分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

242ページの九州地区市町村文化財保存整備協議会分担金ということで、分担金が1万円で、それぞれの町の文化財ですか、何て言うんですか、有形・無形……。

補助金を出していただいているんですが、コロナ禍の中、なかなか活動もできなかったところもあったと思うんですが、令和4年度はどういう活動ができて、あと、何か活動する中で、例えば高評価を受けたとかがあったら御説明をいただきたいんですが。

島孝寿生涯学習課文化財係長

御質問にお答えいたします。

九州地区市町村文化財保存整備協議会の分担金につきましては、九州地区で84市町村ほど加入している補助金でございます。

年に1回集まりまして、そこで整備の方法とか整備のやり方について議論をする会となっております。

コロナ禍の中、令和2年度は中止になっております。

令和3年度、4年度についてはまた開催しておりまして――すみません、令和4年度からまた開催しております。

そこでそういうふうな、文化財のことを協議する事業となっております。

あとその他の鳥栖市内の有形・無形の民俗文化財の保存につきましては、民俗関係につきましては、やはりお祭りの事業とかありますので、その継承に係る費用の補助という形をさせていただいております。

民族につきましては、コロナ禍の中、なかなかできなかったんですけども、一昨年は、藤木町の獅子舞、村田町の浮立、そして曾根崎の獅子舞の3つが通常どおりの活動に戻されて、ほかのところも今年度から戻っているというような形です。

その他の史跡につきましては、管理の補助をしていただいておりますので、掃除とかそういうのに使っていただいているというような状況になっております。

以上です。

飛松妙子委員

有形・無形文化財のこの3つの地区が活動できたということですが、ここで活動したことによって評価を受けたとかそういうのはなかったでしょうか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

このコロナ禍の中いろいろやられていたんですけども、昨年ではないんですけども、例えば、藤木の獅子舞さんは九州地区の民俗芸能祭に出ていただきまして、非常に好評になっております。

また今年度は、曾根崎の獅子舞が佐賀県のSAGAアリーナのオープニングセレモニーのときに鳥栖市代表という形で演舞を披露していただきまして、非常に評価も高く、また地元の方もその祭りを通して世代間の交流とかも盛んに行われているということです。

お祭りのほうはコロナ禍が明けた中でまた活況を戻しつつあるという状況でございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

鳥栖市にこれだけの有形・無形文化財があるっていうのは本当に素晴らしいことだと思っています。

コロナ禍の中、活動ができなくて、このままできなくなるのは本当にもったいないと思っていますので、ぜひ活動ができるように後押しをしていただきたいのと、さっき世代間交流ができてよかったとおっしゃったように、私は地元が鳥栖地区ですので藤木町の区長さんからもお話を何回もお聞きする中で、子供たちの交流ですね、子供たちが一生懸命獅子舞をやっているっていうことを、熱を持って訴えてくださって。

だから本当にすごく大事なことだと思っていますので、ぜひ今後も続けていきたいなど、さらに活動が活発にできるように後押しをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

樋口伸一郎委員

有形・無形文化財で同じく質問ですが、これは配分基準というか、金額がそれぞれあるじゃないですか。

今、超担い手不足だと思うので、この決算金額の配分基準があれば、どういう基準でこういう金額に配分してますっていうのを教えてほしいというのが1点目です。

それと、2点目が、補助金が妥当と考えてあるのか。

お金が全てじゃないでしょうけど、後継者とかおじいさんたちが、よぼよぼっていう表現はいけないけれど、四苦八苦しなながら汗だくでやってるような状態なので、その辺りの妥当性についての考えをお示してください。

以上です。

島孝寿生涯学習課文化財係長

御質問の配分につきましては、鳥栖市の文化財保存事業補助金交付要綱というので設けておりまして、その中で県指定の四阿屋神社の御田舞につきましては、8万円。

そしてその他の民俗につきましては、町ごとに5万円ということで配分をしているところでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

あと、金額が妥当なのかという御質問でございますが、先ほど委員のほうからも御案内があったように、予算とかも各町区におかれましては四苦八苦して何とかされてるっていうのは聞いておりますけれども、この妥当性については、まだ今後町区とかとも協議もしながら検討をする必要があるかとは思いますが、現状すぐについていうのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

2点目については理解できました。

お金が高くなったから伝承していけるかっていったら、それはそれで違うかもしれないし、今おっしゃったように、お金に限らずどのような形が良いのか、町の方々と話しながら、ぜひ御協議いただければと思います。

それで1点目のお答えに対して再質問になるんですけど。

5万円のところは分かったんですけど、村田町とかは10万円とか、それ以外の分もあるじゃないですか。そういうのも全て県というか、そこが何か基準となるものを示して配られるんですか。

今のお答えの中に抜けてる部分もあったので、よかったら教えていただければ。

島孝寿生涯学習課文化財係長

申し訳ございません。

抜けておりました。

県指定の四阿屋神社の御田舞が8万円で、その他の藤木町、曾根崎町、神辺町、牛原町、宿の鉦浮立につきましては、5万円にしております。

そして村田浮立については、村田町と江島町の両地区でやられておりますので、足して10

万円というような形になっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

よく分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかには。

永江ゆき委員

242ページの節12委託料、主要施策の成果の説明書では106ページ、樹木伐採委託料が228万1,000円とありますけど、これは何本ぐらい切られたんですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

本数につきましては、平地と山がありますので、山の部分につきましては、どうしても10本とかしか切れないんですけれども、平地まで含めますとおおよそ45本ほど切っているところでございます。

永江ゆき委員

下のほうを読んでみたときに、遊歩道等の危険樹木の伐採撤去ということで、そういうふうに道が閉ざされたような形になってたということですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

特にこの場合は、四阿屋神社から勝尾城まで登っていく道のりで登山道になっておまして、松とかがかなり枯れてきておまして、登山道の横に松がこうなってるような、そういう危険な木を切っております。

永江ゆき委員

そういうときに、環境のこととか、少しでも自然を残そうっていう考えとかはありますか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

こちらにつきましては、自然豊かな場所でございますので、もちろん全部伐採するようなことはございません。

木が枯れてるものとか横に倒れてるものとかそういう危険木のほうを中心としております。

あと、歩きにくくなった場所とかも切るような、そういう、あくまでも安全を重視した切り方になっております。

永江ゆき委員

むやみやたらに切ってるわけじゃないってことですね。

分かりました。

引き続きよろしく申し上げます。

成富牧男委員

238ページの委託料の中の同和教育集会所管理委託料とありますけど、これに関連して、その職員の報酬とか、それに伴う施設管理委託料とかいろいろありますけど、同和教育集会所関連ばらばらになってますので、関連予算をまとめて教えてください。

職員の報酬関係が何人分で何人、あとそれぞれの仕事と、まとめて聞きたいんで、職員さんがあと1人おられますので全部で3人ですよ。

それから管理費などがありますから、それを全て網羅してお願いします。

それから併せて、同和教育集会所にどれぐらいの利用者があるのかっていうのを、相談とかいろいろあるんじゃないかと思えますけど、そちらのデータで把握してある範囲で結構です。

私がこういう質問をしてるのは、ずっと言ってますけど、そこに本当に3人も必要なだけの業務があるのかっていうことが常にありますので、今回もそういう立場で質問をいたします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委員御質問の人権同和教育関連の経費について御説明をいたします。

まず報酬でございますが、報酬については、会計年度任用職員の報酬で、社会教育指導員3名分と事務員1名分とその時間外手当ということになります。

社会教育指導員のうち1名は生涯学習課のほうに配置をしております、あと2人が集会所配置の事務員で一般職員の事務については集会所に配置ということでございます。

それから、職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当ということで、こちら先ほど申し上げました職員の期末手当ということになります。

委託料につきましては、集会所の夜間管理委託料、警備委託料、清掃委託料が年2回の業者委託のものと日常管理として清掃委託をしているものと2種類ございます。

それから、防火対象物点検業務委託料が委託料の中に入っております。

以上でございます。

それから……

成富牧男委員

今の説明では、幾らっていう金額が入ってなかったですよ。

ちょっと面倒でしょうけど、皆さん聞いておられますので、この決算書のどこにそれはあつてみたいにその内訳みたいな感じで説明していただいたほうがいいと思います。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

申し訳ありません。

まず、先ほど申し上げた報酬については、235、236ページの報酬の中に入れておまして、先ほど申し上げた生涯学習課配置の社会教育指導員につきましては、226万4,400円、集会所配置の社会教育指導員の主任として扱っている指導員についてが、226万9,620円、一般の社会教育指導員が、212万2,212円、事務員についてが、190万5,444円。

それから時間外手当として、6万6,119円を支出いたしております。

それから職員手当等のうち、会計年度任用職員手当というのがその下のほうにございますが、171万2,334円がそこに掲載されておりますが、こちらは先ほど申し上げたとおり、職員の期末手当として支給をしたものでございます。

それから、238ページの委託料に同和教育集会所管理委託料106万1,022円。

この内訳が、夜間管理委託料が36万円、警備委託料が15万8,400円、清掃委託料年2回分の業者委託の分が15万5,452円、日常の清掃委託についてが36万円、防火対象物点検業務委託料が2万7,170円でございます。

それから、質問にございました同和教育集会所の利用状況でございますが、令和4年度につきましては、開所日数が247日、延べ人数になりますが、使用者数1,014人というふうになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

御丁寧にありがとうございました。

このうち、同和教育集会所に社会教育指導員2人と会計年度任用職員の方がおられるわけですが、それぞれここで何をしておられるのかを教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、集会所配置の社会教育指導員につきましては、2名とも同和教育啓発活動等に携わっております。

それから集会所配置の一般事務員につきましては、一般的な施設管理——社会教育指導員や関係機関等との事務連絡、施設来庁者への対応を行っているところでございます。

成富牧男委員

同和教育の啓発ですか。具体的にはどういう仕事をされてるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

1名につきましては、差別事象やえせ同和行為などへの対応、もう1人は相談及び研修を担当しているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

1人が差別事象とかの対応と言われましたが、差別事象は地域福祉課に尋ねたときには、最近は全然ないというふうに聞いたんですが、今回あったという意味ですか。あって対応したという意味でしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

令和4年度にそういう事象があって対応したということではございません。

そういうことがあったときに対応をするということでございます。

成富牧男委員

あったときの対応はこの社会教育指導員の業務の中に入っていない……、ここでやり取りはしませんけど、それをするのは行政のほうだと私は思っています。

それから、地域福祉課とのやり取りのときには、平成十何年かに差別事象について学校のほうであって、それ以来あっていないということですので、この方は日頃何をしておられるのかなという感じがします。

利用者さんとか訪問された方への対応をする人は一般事務員でいらっしゃるわけだし。

開所が247日で、延べ人数で1,014人ですから、日にちに直したらそれぐらいか、ってなると思うんですね。同和関係で何か定期的に会場を借りてあるというのがあるんですか。

久家喜男生涯学習課参事

こちらの延べ人数につきましては、主催講座及び一般サークルの使用人数でございます。

成富牧男委員

この延べ人数からして、私はさっき言われた一般事務員さんに任せればできる話だと。

さらに詳しく聞きたいんですが、開所が247日で今言われたサークルとか主催講座のために必要な日数は何日ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

主催講座などに使用した日数ということですね。

成富牧男委員

そうですね。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

主催講座等サークルの開催を含めて、116日使用をされております。

成富牧男委員

大体半分ですよ。

だから何度も言いますが、事務職員さんだけで足りると。

そうなると、差別事象もない中で何をしておられるのか、相談を受け付けていると言われましたが、どういう相談をどこから受け付けているんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

集会所配置の社会教育指導員の業務につきましては、先ほど申し上げたとおり、啓発業務などを行っておりますので、人権週間、同和問題強調月間などの講演会、街頭キャンペーンなどの啓発活動、会員さんなどの出身者を対象とした相談を受けたりされております。

そういったこともされておまして、我々としてはこの事業などによって一定成果を――配置する必要があるということ考えているところでございます。

成富牧男委員

啓発活動ってさっきから言われてますけど、そもそもの社会教育指導員のあれには入っていないと思うんですが、啓発活動にわざわざこの人たちがおらんでも、400万円やってる全日本同和会と一緒にやっているわけでしょう。

啓発活動なんかやるのはその人たちで十分じゃないかと私は思います。

そして、はっきり認められませんが、この指導員2人は同和会の出身者じゃないといけないというふうになってるという過去の答弁もあるので、そういうのを考えると、同和会が400万円貰って啓発も鳥栖市に協力してますなら、その人たちに任せればいいわけですよ。

わざわざこの人たちに――簡単に言うと、この人たちは2人もいて1年間何しよるとやろうかっていうことなんですよ。

説得力のある話が何もないんで、相談先も会員のついでみじくも言われましたが、会員じゃないですよ。

広く開かれた同和問題とかそれについての相談事かと思ったら、会員の相談って。

私から言えば、それは同和会に任せておけばいいっていう話なんですよ。

だから、何でそんなにいるのかなという話です。何かあったら言ってください。いや違う、こうあるんですよみたいなこと。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こういった同和問題に関する問題の根底については、いわゆる因習とか偏見などの意識差別などがありまして、そういったものの解消のために、専門性や特殊性、継続性など豊富な知識、経験を持つ指導員が必要であるということで、我々は特定の個人などにとっては非常に慎重かつ繊細な配慮をもって指導及び相談等も行わなければならないということで、ここにそういう指導員を配置しているというふうに考えております。

成富牧男委員

最後に見解を述べて終わりたいと思います。

今いろいろ言われてますけど、この差別だけじゃないですよ。いろいろ差別ありますけど、差別のない世の中って簡単に言いますが、差別のない世の中ってそんなに簡単じゃないと

いう認識を私はしてるんです。

そこに3人も置いてる意味をいろいろ言われましたけれども、それは同和会の——言うなればスペシャリティの団体ですよ、全日本同和会。

そこが独自にやればいいわけであって、その会員さんが相談しに来るなんてもったいないですよ。

そうですね。

藤田昌隆委員長

成富議員……

成富牧男委員

これで終わります。

私はここにこういう人数を置くよりも、新しく出来た支援室に——この社会教育指導員の任務を負っている人を、少なくとも1名は本庁のほうに引き上げて、学童の支援室の職員に持ってくるべきだということをまた申し上げておきます。

終わります。

飛松妙子委員

主要施策成果説明書の105ページの放課後児童健全育成事業の件ですが、今ずっと放課後児童クラブを新築や改修をしていただいたり、いろいろとしていただけてるんですが、実際のくらの改善につながっているのかっていうのは分かりますか。

ここに、なかよし会は263日、あいあいは251日とか、日数が違うんですがその違いはどのような内容なのかを教えてください。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

初めの話は、平成21年度にこの協議会が立つ前から市直営で各小学校に1つずつあった建物が25年以上経過してますので、順番に改修をしております。

当時の建物の傾向であった、ベランダ部分がいわゆる、ぬれ縁といいますか休憩室がないので、若葉小を。

それと来年度予定をしている基里小については壁をつけて、みたいな改修、増築を。

あとは水洗が足りないとかトイレが足りないとか、いわゆる建てたものを長く使えるように、今の時代に合わせて、足りないという部分を手当てしています。

今年は旭小学校と鳥栖北小学校をやっている、来年基里小学校をやらせてもらったら、あとは一番近いのは田代小学校ぐらいです。

そういうことで、既存の建物をよりよく長く使うという改修は——改修でやらせていただいて、待機児童が出て、鳥栖小学校、鳥栖北小学校、麓小学校については、必要なスペー

スを見込んだ上で改修をして既存の建物との動線だったり使い具合だったりというのは、含めて検討して対応しておりますので、今鳥栖北小学校が始まったばかりですけれども、長く勤めている支援員からもおおむね好評というふうに聞いております。

2番目の日にちの問題ですけど、国は年間365日のうちできれば250日以上開けといてというルールになってますんで——要は土曜日が入るということですね。

民間さんは保育園と兼ね合いですので、運動会の代休とか行事とか、恐らくその辺で数字が違うんだろうと。

基本的には365日のうち、日曜日、祝日を除く、あるいは、お盆の期間、お正月。

なかよし会はここをベースに決めてますんで、それはそれぞれの団体の規約の中で開所日数というものを決めてるものというふうに理解してます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

なかよし会が、運営協議会が運営してる分だと思うんですが、一番日数が多いところで293日、少ないところで251日ということで、40日開きがあると単純に月で計算しても4日違いがあるんですが、293日のげんきさんはそれだけ保護者さんの利用のニーズがあるということで理解をしていいのか、逆にあいあいさんが251日っていうふうに少ないのは、ここはニーズが少ないのか、それとも、少ないので多いところに——なかよし会に入りたいということなのか。

民間さんの場合は違うところに行ってもいいんですよ。

その辺りはどうお考えでしょうか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

正確なところまでヒアリングしてるわけじゃないんですけども、ニーズというよりも、多分必要性だと思います。

例えばなかよし会とあいあいさんってそんなに利用料の面とかは変わりませんし、むしろあいあいさんなんて学校から歩いて連れていかないといけないからですね。

ただそっちのほうも単純に日数も利用料も条件も含めてよかったと、その上であいあいさんは251日開けておくだけでよかったという判断をされてると思います。

そこは我々放課後健全育成事業の所管部署としても、極力国の条件がそうになってますというところで、旭小学校のクラブとの相違も含めて、特に不都合があるとかは聞いてませんので、そういう理解でいます。

以上です。

飛松妙子委員

げんきさんは293日なんですよ。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

そこも必要性だと思います。

議員の言葉を借りるとですね。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

可能であればヒアリングとかしていただいて、今後どのような動きになっていくのかっていうところも把握していただければと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに質問のある人は。

成富牧男委員

なかよし会関係で一つ。

なかよし会だけじゃなくていわゆる子育て支援事業計画の絡みでお尋ねします。

今まで言ってきたことと繰り返しになりますが、計画をつくったのは、全体の事務局は子ども育成課ですけど、あの部分はそちらでつくられたということでもいいでしょう？

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

そのとおりです。

成富牧男委員

それで、何回も言ってますけど、供給可能人数やったかな、違ったら訂正して。

供給可能人数っていうのは、その計画をつくる時点でこれだけは確保できますよっていう数字だと思うんですけど。

今どんどん頑張っているのはよく分かります。

支援室が出来て、そして市長も全力で支援しますと一般質問の答えで言われたぐらいですからね、今から期待はしているわけですけど。

それはそれとして、そのためには今までの経過を振り返らないといけないと思いますが、待機児童の要因はいつもどこでも言われてるように、施設不足と人材不足の2つですよ。

これはこの計画を立てる前から分かってたはずで、現在計画どおりに行っておけば、私に言わせれば待機児童はなかったと。

だから、待機児童になったのは、計画をつくられたところがこの計画を途中で実現するた

めの――厳しい言い方をすれば努力を半ば放棄されたんじゃないかと思う。

とにかくできることはやるというところで終わったけれど、目標はここだった、この目標をやっておけば今の待機児童はなかったということだと思います。

言いたいことは、自分たちが立てた計画に最後までしがみついてやっていれば待機児童はなかったというのが私の見解ですけど、そこについてどう思われるか。

これは次の計画に向けて、そしてそれを実現していくためにも大事なことであると思いますので、その1点だけお尋ねしておきます。

藤田昌隆委員長

今の質問で、例えば主要施策で待機児童が減ったとか、そういうのを基に話してくれんと。

自分たちで計画を立てておいて満たすかとかどうのこうのっていうよりも、この成果の説明書に載ってるならそれに基づいて。

さっきも言ったじゃないですか。令和4年度の決算をやってるから、それをベースに話してくださいと。

却下します。

成富牧男委員

今の答えを貰ったら終わります。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

御指摘のとおり、やっぱり望ましい計画であるべきだったと私も思います。

そこを目指したんでしょうけど、結果的に出来ていなかったと。

計画がクリアできていれば当然、待機児童は今よりも減っていると認識しています。

計画が過大であったかも含めて、今施設を建てさせていただいているものと並行して、次の計画に向けた検討を行っているところです。

以上です。

成富牧男委員

分かりました。

終わります。

中川原豊志委員

246ページの図書購入費。

以前もほかの委員から質問等もあったと思うんですが、1,280万円ぴったりになってるんで、逆に質問しようかなと思ったんですが。

まず、図書の選定基準、それから令和4年度の図書購入をジャンルごとに分ければジャンルごとが一番いいんだけど分からないならば購入部数。

それと、ぴったりにしていただいた理由をお願いします。

中溝雄二生涯学習課図書係長

まず1点目。

新書の購入をどのようにして行うかということですが、鳥栖市立図書館資料収集基準というのがございまして、そちらに基づいて――具体的には、新刊全点案内という雑誌があるんですけども、その中から選書会議を行って毎週抽出したものを選定してるというような状態です。

あと、ジャンルごとのという御質問だったんですけども……

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ジャンルごとの購入費用の内訳は出してございまして、一般図書についてが752万1,673円、レファレンスが138万4,399円、児童図書が229万9,987円、移動図書館用の図書が89万8,962円、視聴覚資料が69万4,979円となっております。

ぴったりきてるのは、値引きをしていただいているものというふうに聞いております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

いいです。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑を終わります。



藤田昌隆委員長

現地視察についてお諮りをいたします。

副委員長のほうからお願いいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察につきましては、市民体育館のトレーニングルームを令和4年度に改修工事されてますので、体育館じゃなくてトレーニングルームのほうの視察と、それから学校給食センターの調理風景並びに食事の内容について確認をさせていただくということで、10月3日火曜日の午前中に視察をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、よろしく申し上げます。

以上です。（「出発時間は」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

10月3日火曜日、午前10時から西側のところの出入口のところにバスを待機しておきますので、時間厳守でよろしく願いいたします。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時27分散会

令和5年10月3日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

市民体育館（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

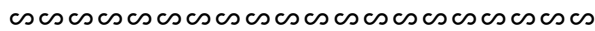
なし

自 午前10時

現地視察

市民体育館（宿町）

至 午前10時30分



午前11時4分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。



自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

飛松妙子委員

視察お疲れさまでした。

今日体育館のトレーニングルームの視察をさせていただき、あそこに掲げてあったスポーツ宣言都市の看板を改めて見て、今国体に向けていろんな施設の整備があつてますが、さらなるスポーツ交流都市を目指して鳥栖市も進んでいくべきではないかと思われましたので、ぜひ皆さんの御意見も含めて、御意見を頂きたいと思います。

中川原豊志委員

今の飛松議員の発言に賛成でございます。

藤田昌隆委員長

再開します。

今から総括に入りますが、入る前に2つあります。

一つは文化芸術振興課から提出書類ありますよね。どうぞ。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化芸術振興課です。

令和4年度鳥栖市文化事業協会事業別内訳ということで、資料を提出させていただいております。

補助事業と委託事業に分かれておりまして、補助事業がチケットの収入などがございまして、収入が上がっております。

委託はアウトリーチなどのチケット代がない事業の分でございます。

差引き額が両方ともマイナスということで資料のほうを提出させていただいております。

以上です。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

あと、1点ですね、今の自由討議の中で、鳥栖のスポーツと芸術をレベルアップしようと、したいということで、委員のほうから、今鳥栖の問題として総合グラウンドのようなものが足りない。

今日の視察の中で、クーラーを入れたり、新しく整備しただけでたくさんの方がスポーツを楽しんでいます。

健康増進のためにされている方もたくさんあります。

そういう中で、今まで委員会としても所管事務調査のテーマとしてグラウンドをぜひ造りたいということがありました。

これについては今後もテーマとして上げていきますので、皆さん方の知恵もお借りしながら一緒になってそれに向かって走りたいと思いますので、前向きないろんな検討をした上で、やっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。



総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

田村弘子委員

令和4年度の決算を見させていただいて、文教厚生にかかってくるころは、やはり心の豊かさ、そして子供を育てる、そして市民を守っていくところ、たくさんの施策をしていかないといけないことがある中で、本当に執行部の方たちはいろんな知恵を使っていただいて、学童の問題、保育の問題、そして高齢者の問題に積極的に取り組んでくださる姿にととても感謝しております。

その中で、やはりこれから鳥栖市として目指していくまちづくりの中でまだまだ足りないところや、今後整備が必要なところを私たちも頑張っていきたいと思いますので、今後ともお力添えを。

そして知恵を貸していただきながら、住みやすい鳥栖市っていうのを目指していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

決算、本当にお疲れさまでした。

ありがとうございました。

永江ゆき委員

産後ケアのことで一言あります。

予算に達していないことに対して、赤ちゃんを産んでくれる方々がいらっしやらないと、これから先、人口減少が本当に深刻な問題となっておりますので、この辺を少し丁寧にやっていただけたらと思っております。

アンケート調査とかしていただいて、なぜ予算に達してなかったのかとかを丁寧に分析していただけたらなと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

成富牧男委員

私のほうからは、同和関係について2つだけ、要望といたしますか。

一つは、私の申し上げたいことです。

同和関係予算について、はなからなくせっていうことは言ってないんですよね。ほかの予算とのダブルスタンダードをやめてほしいと。

例えば財政課とかの立場から言うと、なかなか納得がいかないというか、説明がつかないものっていうのは、当然切られるべき予算がそのまま毎年毎年ついてるということは、ほか

の費目では考えられないので、それをゼロにしなさいって言ってるんじゃないよっていうところを分かっていたきたいというのがまず一つ。

それとあと1つは、同和問題はもう何十年前から、私が議員になるずっと前からの問題です。

だからこれについてはぜひ皆さん方も、自分のところの部でとどめておくのではなくて、やっぱり市長にきちんと——私に言わせるならば、トップ交渉といいますかね。

同和団体の支部長に面と向かって、言うべきことは言う、そういうことをやっていただきたいなというふうに思っていますので、皆さんも自分のところでとどめることなく、そうしないと、あなたたちだけで抱えておくにはあまりにも大きな問題だと思っています。

以上です。

飛松妙子委員

決算お疲れさまでした。

ありがとうございました。

私のほうからは、まず1点目に、大きく言えば、子育て支援が他の市町に比べて鳥栖市はあまりないというお声をたくさん聞く中で、令和4年度からは産後ケア事業が始まったということと、あと妊婦・乳児健診があるということは、産後うつ防止、また虐待防止に向けての鳥栖市の取組だと思います。

そういった意味では、お母さんたちが鳥栖市に住んで子供を産んでよかったって言っていただけるように、ぜひもっともっとさらなる取組を期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

もう一点は、特別支援教育についてです。

委員会の中でも年々増えてるっていうところではあったんですが、鳥栖市としては、この特別支援教育が取組を充実していきたいというところで、通級に力を入れていきたいということでしたので、その取組が今後どのように子供たちに、また学校の先生たちに影響を出していけるのかというところがとても期待しているところでもありますので、ここ本当に力を入れていただきたいと思います。

また、教員の皆様方には大変お力添えをいただくとお思いますので、ぜひお願いをしたいと思っています。

以上です。

樋口伸一郎委員

私のほうからは保育園費についてです。

決算認定において毎年感じていることですが、平成27年にこの子ども・子育て支援制度

が施行されて以来、もう5年以上たっています。

5年以上決まった人数分の人件費を立てて、減額補正を繰り返しながら、不用額を含めた決算に至っているんですよね。本年もでしたけど。

毎年の決算認定審査でも意見させていただいてますが、予算立てから決算に至るまで、より適正な予算執行をしていただくためにも、公立、私立に関わらず、例えば、正規職員の増員、会計年度任用職員の増員、あるいは保育士確保につながっていくような処遇改善策など新たな可能性のあるような対策は、もう検討や協議も行っていただきながら次年度の予算編成にぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

鳥栖市内においてさらなる保育士の確保においては、官民を問わず、ひいてはなかよし会や放課後児童クラブの環境改善とか人員確保、こうしたものにもつながっていくと思いますので、ぜひ1つの部や課だけではなく、市長をはじめ、庁内横断的にいろんな新たな対策も含んだ検討や協議を行っていただきながら次年度の予算編成につなげていっていただいて、令和6年度からは減額、減額、そして不用額というような決算にならないように要望を含めて申し上げておきます。

以上です。

中川原豊志委員

私のほうからは2点ほど。

まず1点目が、令和4年度の決算だったんで委員会審査の中であまり質問するところがなかったんですが、来年の国スポ・全障スポに向けて、令和4年度は負担金を払ってるだけでしたけれども、前年度の会場視察とか、今年は鹿児島でありますので、また視察に行かれると思います。

会場とかああいうのはある程度整備ができましたんで、あとは選手の皆さん、それから応援の皆さん、多くの方がまた来訪されると思いますんで、その方々に対するおもてなしといったものを来年度に向けてしっかり万全な取組をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それともう一点、委員会審査中にお話をしたんですが、いじめ問題対策委員会委員の報酬のところでも述べた件ですけれども、いじめの問題、またはそこに関わる原因、その子供の家庭環境については、学校現場のいじめ問題対策協議会だけじゃなくて、やはり地域だったり、または健康増進課の1歳半、3歳児健診とか、児相にくる相談とか、要は、子供のちょっとした心の変化にどうやったら早く気づいて——そのこの家庭の状況まで入っていけるかどうか分かりませんが、ひょっとしたら大きくなる事件、事故を未然に防ぐことができる。

その可能性を庁内または市内全域のいろんな団体と協議をして、そういうのを防ぐ対策を

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆